

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて

目次

第1部	会社の登記	1
第1	銀行等の登記	1
第2	保険業を営む株式会社の登記	3
第3	確認株式会社等の登記	6
第4	産業活力再生特別措置法に基づく登記	7
第5	会社更生法に基づく登記	9
第2部	法人等の登記	19
第1	中間法人の登記	19
第2	証券会員制法人の登記	24
第3	船主相互保険組合の登記	26
第4	投資法人の登記	28
第5	信用金庫等の登記	36
第6	労働金庫等の登記	45
第7	相互会社等の登記	45
第8	特定目的会社の登記	58
第9	旧特定目的会社の登記	74
第10	農業協同組合等の登記	78
第11	漁業協同組合等の登記	80
第12	漁業信用基金協会の登記	84
第13	農業信用基金協会の登記	85
第14	森林組合等の登記	85
第15	農林中央金庫の登記	87
第16	商工組合中央金庫の登記	88
第17	中小企業等協同組合の登記	88
第18	中小企業等協同組合法の規定を準用する法人の登記	92
第19	会員商品取引所の登記	94
第20	有限責任事業組合契約の登記	96
第3部	異種の法人(会社を含む。)の合併等の登記	97
第1	金融機関の合併及び転換の登記	97
第2	農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の合併の登記	109
第3	保険業を営む株式会社等の組織変更及び合併の登記	111
第4	証券会員制法人の組織変更及び合併の登記	123
第5	会員商品取引所の組織変更及び合併の登記	129
第6	金融先物会員制法人の組織変更の登記	130
第7	出資農事組合法人の組織変更の登記	130
第8	事業協同組合等の組織変更の登記	131
第4部	その他	133
第1	類似商号規制の廃止	133
第2	共同代表及び共同代理の制度の廃止	133
第3	従たる事務所の所在地において登記すべき事項の簡略化等	134

法務省民商第1140号
平成18年4月28日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備等に関する政令（平成17年政令第366号。以下「法務省関係整備政令」という。）、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備等に関する政令（平成18年政令第174号。以下「金融庁関係整備政令」という。）、商業登記規則等の一部を改正する省令（平成18年法務省令第15号。以下「改正省令」という。）等が本年5月1日から施行されますが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「組登令」とあるのは組合等登記令（昭和39年政令第29号）を、「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「法登規」とあるのは法人登記規則（昭和39年法務省令第46号）を、「登税法」とあるのは登録免許税法（昭和42年法律第35号）をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠したものを除き、いずれも改正後のものです。

記

第1部 会社の登記

第1 銀行等の登記

1 機関

銀行又は銀行持株会社（外国の法令に準拠して設立されたものを除く。）は、機関として、取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人を置く株式会社でなければならないとされた（銀行法（昭和56年法律第59号）第4条の2、第52条の

18第2項)。

2 役員任期の上限

銀行又は銀行持株会社の取締役、会計参与及び監査役については、任期を法定の期間より延長することができないとされた(銀行法第7条の2第4項、第52条の19第4項)。

3 公告方法等

(1) 公告方法

銀行、銀行持株会社又は外国銀行支店は、公告方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告のいずれかを定めなければならないとされた(銀行法第57条、第49条の2)。

(2) 電子公告に関する登記

ア 銀行は、改正前と同様に、その中間事業年度経過後3か月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後3か月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等を公告しなければならないところ、公告方法が電子公告である場合には、これらの公告の内容に係るウェブページのアドレスをその余の公告の内容に係るウェブページのアドレスと別に登記できるとされた(銀行法第20条第4項、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第220条第2項、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第36条の2第2項)。

この場合の登記の登記記録例は、別紙記録例1の(1)による。

イ 銀行持株会社が公告しなければならない中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等についても、アと同様とされた(銀行法第52条の28第3項、銀行法施行規則第36条の2第2項)。

(3) 中間貸借対照表等の電磁的方法による開示の制度の創設

ア 銀行は、公告方法が時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法である場合には、(2)のアの公告に代えて、これらの内容である情報を電磁的方法により開示できるとされた(銀行法第20条第6項)。

銀行が当該情報を電磁的方法により開示するときは、貸借対照表等の内容である情報のほか、中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についても、当該情報が掲載されているウェブページのアドレスの登記をしなければならないとされた(会社法(平成17年法律第86号)第911条第3項第27号、会社法施行規則第220条第1項第1号、銀行法第57条の4第1号、銀行法施行規則第36条の2第1項)。

この場合の登記の登記記録例は、別紙記録例1の(2)による。

イ 銀行持株会社が公告しなければならない中間連結貸借対照表等及び連結貸借

対照表等についても，アと同様とされた（銀行法第52条の28第5項，第57条の4第2号，銀行法施行規則第36条の2第1項）。

ウ 電子公告を公告方法とする会社は，(3)の制度を利用することができないため，ア又はイの登記は，電子公告を公告方法としたことによる変更の登記をしたときは，抹消しなければならないとされた（商登規第71条）。

4 銀行持株会社の創設に関する特例の廃止

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）は，廃止された（整備法第1条第9号）。

第2 保険業を営む株式会社の登記

1 機関等

次の事項について，銀行と同様とされた。

- (1) 保険会社である株式会社の機関（保険業法（平成7年法律第105号）第5条の2。第1の1参照）
- (2) 保険会社である株式会社又は少額短期保険業者である株式会社（以下「保険業を営む株式会社」と総称する。）の役員の任期の上限（保険業法第12条第2項。第1の2参照）
- (3) 保険業を営む株式会社又は外国保険会社等（外国会社に限る。）の公告方法（保険業法第9条，第217条第1項。第1の3の(1)参照）

2 資本金の額の減少

(1) 資本金の額の減少の手続

保険業を営む株式会社が資本金の額を減少する場合には，会社法第449条の債権者保護手続に代えて，資本金の額の減少の内容等を官報及び定款で定めた公告方法により公告しなければならないが，保険契約者その他の債権者は異議を述べることができるとされた（保険業法第17条第1項，第2項，第17条の5第1項）。

なお，異議を述べた保険契約者等の権利が公告の時に於いて既に保険事故の発生その他の事由により生じている保険金請求権等でない場合には，当該保険契約者等に対する弁済又は相当の担保の提供等の措置をとる必要はないが，異議を述べた保険契約者（既に保険金請求権等が生じている保険契約に係る保険契約者を除く。以下(1)及び(2)のウにおいて同じ。）の数が保険契約者の総数の5分の1を超え，かつ，当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の5分の1を超えるときは，資本金の額の減少の決議は，効力を有しない（保険業法第17条第5項，第6項。保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）第18条）。

(2) 資本金の額の減少の登記の手続

登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条。本店の所在地における申請については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。）、官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）及び資本金の額の減少の決議に係る議事録等（商登法第46条）のほか、次の書面を添付しなければならず、商登法第70条の規定は適用しないとされた（保険業法第17条の3）。

ア (1)の公告をしたことを証する書面

イ 異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

ウ (1)のなお書きの異議を述べた保険契約者の数が保険契約者の総数の5分の1を超えなかったことを証する書面又はその者の保険契約に係る内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の5分の1を超えなかったことを証する書面

3 合併

(1) 合併の手続

保険業を営む株式会社が会社法の規定による合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が保険業を営む株式会社であるときは、会社法第789条等の債権者保護手続に代えて、合併をする旨等を官報及び定款で定めた公告方法により公告しなければならず、保険契約者その他の債権者は異議を述べることができることとされた（保険業法第165条の24第1項、第2項、第10項）。

なお、異議を述べた保険契約者等の権利が保険金請求権等でない場合の取扱いについては、資本金の額の減少についてと同様である（保険業法第165条の24第5項、第7項。2の(1)のなお書き参照）。

(2) 合併の登記の手続

本店の所在地における登記の申請書には、官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）のほか、次に掲げる区分に応じ、次の書面を添付しなければならないとされた。

ア 吸収合併による変更の登記（保険業法第170条第1項）

(ア) 吸収合併存続会社における合併の決議に係る議事録等（商登法第46条）

(イ) 商登法第80条に定める書面（保険業を営む株式会社に係る会社法の債権者保護手続に関する書面を除く。）

(ウ) 保険業を営む株式会社に係る保険業法の債権者保護手続に関する書面（保

険業法第170条第1項第1号,第4号,商登法第80条第3号後段,第8号後段。2の(2)のアからウまで参照)

(I) 合併契約において,保険契約(特定契約を除く。)について契約条件の変更を定める場合には,保険業法第254条第3項の公告をしたことを証する書面(同法第170条第1項第5号)

イ 新設合併による設立の登記(保険業法第170条第2項)

(ア) 商登法第81条に定める書面(保険業を営む株式会社に係る会社法の債権者保護手続に関する書面を除く。)

(イ) アの(ウ)及び(I)の書面

4 会社分割

(1) 会社分割の手続

保険業を営む株式会社が会社分割の当事者となる場合には,会社法第789条等の債権者保護手続に代えて,分割をする旨等を官報及び定款で定めた公告方法により公告し,かつ,知っている債権者(保険業を営む株式会社が分割会社となる場合における不法行為によって生じた債務の債権者に限る。)には,各別にこれを催告しなければならないが,保険業法第173条の4第1項各号に掲げる保険契約者その他の債権者は異議を述べることができる(同条第1項,第2項,第9項)。

なお,異議を述べた保険契約者等の権利が保険金請求権等でない場合の取扱いについては,資本金の額の減少についてと同様である(保険業法第173条の4第5項,第6項。2の(1)のなお書き参照)。

(2) 会社分割の登記の手続

本店の所在地における登記の申請書には,官庁の許可を要する場合のその許可書又はその認証がある謄本(商登法第19条)のほか,次に掲げる区分に応じ,次の書面を添付しなければならないとされた。

ア 吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記(保険業法第173条の8第2項)

(ア) 吸収分割承継会社における会社分割の決議に係る議事録等(商登法第46条,第93条等)

(イ) 商登法第85条又は第109条第1項等に定める書面(保険業を営む株式会社に係る会社法の債権者保護手続に関する書面を除く。)

(ウ) 保険業を営む株式会社に係る保険業法の債権者保護手続に関する書面(2の(2)のアからウまで参照)

イ 新設分割による設立の登記(保険業法第173条の8第1項)

(ア) 商登法第86条又は第109条第2項等に定める書面(保険業を営む株式

会社に係る会社法の債権者保護手続に関する書面を除く。)

(イ) アの(ウ)の書面

5 経過措置

(1) 公告方法

整備法の施行の際現に存する保険業を営む株式会社は、施行日以後最初に終結する定時株主総会の終結の時まで、官報に掲載する方法を公告方法とすることができることとされた(金融庁関係整備政令第45条による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成17年政令第367号。以下「経過措置政令」という。)第20条第12項)。

(2) その他

次に掲げる行為については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によることとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によることとされた(整備法第216条第7項、第33項、第62項)。

ア 施行日前に株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその株主総会の決議を要する資本の減少

イ 施行日前に合併契約書、分割契約書又は分割計画書が作成された合併、吸収分割又は新設分割

第3 確認株式会社等の登記

1 旧商法等の特例の廃止

会社法における最低資本金制度の廃止、発起設立等に係る払込金保管証明の義務の廃止、検査役の調査を要しない現物出資財産等の範囲の拡大等に伴い、確認株式会社又は確認有限会社についての旧商法(明治32年法律第48号)、旧有限会社法(昭和13年法律第74号)及び旧商登法の特例(旧中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第3条の2から第3条の20まで、平成17年4月13日付け法務省民商第995号法務省民事局商事課長通知参照)は、廃止された。

2 整備法の施行の際現に存する確認株式会社又は確認有限会社(以下「確認株式会社等」という。)の施行日以後の取扱い

(1) 解散事由の定め廃止の手続

確認株式会社等は、資本の額を1000万円(確認有限会社にあつては、300万円)以上とする変更の登記等をしないで設立の日から5年を経過することにより解散する旨を定款に定めている(旧中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の4参照)ところ、当該定めについては、株主総会の特別決議による以外に、取締役の過半数の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によっても、その定めを廃止する定款の変更をすることができることとされた(整

備法第448条)。

(2) 解散事由の定めを廃止の登記の手続

確認株式会社等は、(1)の定款の変更をしたときは、2週間以内に、本店の所在地において、解散事由の定めを廃止による変更の登記をしなければならない(会社法第915条第1項)。

登記の申請書には、株主総会若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない(商登法第46条)。

登録免許税額は、申請1件につき3万円である(登税法別表第一第24号(一)ネ)。

(3) 解散事由の定めを廃止しない場合

確認株式会社等は、その設立の日から5年を経過する前に(1)の定款の変更をせず、当該定款の定めに従い解散したときは、2週間以内に、本店の所在地において、解散の登記をしなければならない(会社法第926条)。

3 施行日前に開始した設立手続の施行日以後の取扱い

施行日前に旧商法第167条の認証を受けた定款に係る株式会社の設立については、施行日以後も、なお旧商法及び旧商登法の例による(整備法第75条、第136条第11項)が、旧中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における旧商法及び旧商登法の特例についての経過措置は、設けられていない(整備法第448条参照)。したがって、施行日以後に、払込取扱機関の払込金の保管に関する証明書を添付しないでされた旧商法の手続による株式会社の設立の登記の申請は、受理することができない。

4 廃止前の新事業創出促進法に基づく確認株式会社等の取扱い

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成17年法律第30号)による廃止前の新事業創出促進法(平成10年法律第152号)に基づく確認株式会社又は確認有限会社(平成17年4月13日より前に確認の申請書を経済産業大臣に提出したもの)についても、1から3までと同様とされた(旧中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第9条、整備法第457条)。

第4 産業活力再生特別措置法に基づく登記

1 現物出資及び財産引受けの調査に関する特例

改正前と同様に、事業者が認定計画に従ってその財産を出資し、若しくは譲渡することにより新たに株式会社を設立し、又はその財産を他の株式会社に出資する場合には、検査役の調査を要せず、設立の登記又は募集株式の発行による変更の登記の申請書には、検査役の調査に関する書面の添付を要しない(産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。)第10条、第11条。平成15年4月9日付け法務省民商第1082号法務省民事局商事課長通知

参照)。

なお、事業者が新株予約権の行使に際してその財産を他の株式会社に出資する場合も、同様とされた(産業再生法第11条)。

2 簡易組織再編に関する特例の廃止

会社法における簡易組織再編の要件の緩和に伴い、認定事業者又はその関係事業者(当該認定事業者がその発行済株式の総数の100分の50以上の株式を所有する等、その経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者をいう。産業再生法第2条第2項第1号イ)である株式会社が認定計画に従って簡易株式交換、簡易新設分割、簡易吸収分割又は簡易合併をする場合における旧商法及び旧商登法の特例(旧産業再生法第12条の4第1項、第5項、第12条の5第1項、第5項、第12条の6第1項、第5項、第8項、第12条の7第1項、第5項参照)は、廃止された。

3 略式組織再編等に関する特例

改正前と同様に、認定事業者の特定関係事業者(関係事業者であって、当該認定事業者又はその完全子会社がその総株主の議決権の3分の2以上を有しているものをいう。)である株式会社が、認定計画に従って、当該認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者である株式会社(以下「当該認定事業者その他の関係者」という。)との間で吸収型組織再編を行う場合には、会社法第784条第1項等の略式組織再編の要件の特例として、原則として株主総会の特別決議を要しない(産業再生法第12条第1項)。

また、改正前と同様に、認定事業者の特定関係事業者である株式会社が認定計画に従って当該認定事業者その他の関係者との間で新設合併を行い、又は株式会社を設立する新設分割を行う場合(簡易分割に該当する場合を除く。)にも、株主総会の特別決議を要しない(産業再生法第12条第2項)。

登記の申請書の添付書面も、改正前と同様である(産業再生法第12条第5項)。

4 組織再編に際してする特定金銭等の交付に関する特例の廃止

会社法における合併対価等の柔軟化に伴い、認定事業者である株式会社が認定計画に従って吸収型組織再編を行う場合に吸収合併存続会社等が新株の発行に代えて特定金銭等(金銭又は他の株式会社の株式をいう。)を交付することができるとする旧商法及び旧商登法の特例(旧産業再生法第12条の9参照)は、廃止された。

ただし、施行日から1年を経過する日までの間は、会社法における合併対価等の柔軟化に係る規律の適用がない(会社法附則第4項)ため、旧産業再生法第12条の9の特例は、なお効力を有するとされた(整備法第450条第7項、第8項)。

5 資本金の額の減少に関する特例(6を除く。)の廃止

会社法における資本金の額の減少の決議機関の見直し（同法第447条第3項）に伴い、認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認定計画に従って資本金の額を減少する場合（株式の発行を同時に行うこと等の一定の要件に該当する場合に限る。）に株主総会の特別決議を要しないとする旧商法及び旧商登法の特例（旧産業再生法第12条の11第1項から第4項まで、第6項参照）は、廃止された。

6 資本金の額の減少と同時に行う株式の併合に関する特例の緩和

(1) 株式の併合に関する特例

認定事業者又はその関係事業者である株式会社が資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時に株式の併合をする場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたときは、当該株式の併合は、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によってすることができることとされた（産業再生法第12条の2第1項）。

ア 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

イ 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（単元株式数を廃止する場合にあつては、株式の数）が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

(2) 株式の併合による変更の登記に関する特例

登記の申請書には、商登法第61条の書面のほか、産業再生法第12条の2第1項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない（同条第2項）。具体的には、改正前と同様に、産業活力再生特別措置法施行規則（平成15年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第29条第1項に規定する認定書（認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載されたもの）がこれに該当する。

7 経過措置

次に掲げる行為については、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第450条第2項から第4項まで、第6項）。

(1) 施行日前に合併契約書、分割契約書、分割計画書又は株式交換契約書が作成された認定計画に従って行う合併、吸収分割、新設分割又は株式交換

(2) 施行日前に取締役会の決議がされた場合における資本の減少又は株式の併合

第5 会社更生法に基づく登記

1 更生手続に関する登記

保全管理命令の登記、監督命令の登記、更生手続開始の登記、更生計画認可又は

不認可の登記，更生会社の機関の権限回復の登記，更生手続廃止の登記，更生手続
終結の登記その他の更生手続に関する登記の取扱いについては，更生会社の支店の
所在地の登記所に登記の嘱託をしないとされたことを除き 改正前と同様である(会
社更生法（平成14年法律第154号）第258条，第259条，会社更生法施行
令（平成15年政令第121号。以下「更生法施行令」という。）第15条，第1
6条。平成15年3月31日付け法務省民商第936号当職通達参照）。

2 更生計画の遂行等に関する登記

(1) 添付書面の通則

ア 商登法との関係

(ア) 嘱託による登記

更生計画の遂行により登記すべき事項が生じた場合における登記の嘱託書
の添付書面に関しては，イ以下の規律に従うほか，商登法の規定中申請書の
添付書面に関する規定を準用するとされた（更生法施行令第2条）。

(イ) 申請による登記

更生計画の遂行により更生手続終了後に登記すべき事項が生じた場合にお
ける登記の申請書の添付書面に関しては，イ以下の規律に従うほか，商登法
の適用があるとされた（更生法施行令第2条）。

イ 認可決定謄本

改正前と同様に，更生計画の遂行により登記すべき事項が生じた場合には，
登記の嘱託書又は申請書には，更生計画の認可の決定の裁判書の謄本（以下「認
可決定謄本」という。）を添付しなければならないところ，その旨が通則とし
て規定された（更生法施行令第3条第1項）。

ウ 株主総会の議事録等に関する添付書面の規定の適用除外

改正前と同様に，更生計画の遂行については，会社法その他の法令又は定款
の規定にかかわらず，更生会社又は会社更生法第183条に規定する条項によ
り設立される株式会社の株主総会の決議その他の機関の決定を要せず（同法第
210条第1項），これらの会社の登記の嘱託書又は申請書には，当該機関の
決定につき株主総会の議事録等（商登法第46条参照）の書面の添付を要しな
いところ，アの整理に伴い，その旨の規定が設けられた（更生法施行令第3条
第2項）。

エ 資本金の額の計上に関する添付書面の規定の適用除外

更生会社が更生計画に基づき行う行為についての当該更生会社が計上すべき
資本金の額その他の計算に関する事項は，会社計算規則（平成18年法務省令
第13号）の規定にかかわらず，更生計画の定めるところによるとされた（会
社計算規則第88条第1項）。

したがって、更生計画の遂行により設立の登記又は資本金の額の増加若しくは減少の登記をしなければならない場合であっても、その登記の申請書に資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第61条第5項）を添付することは、要しないものとする。

(2) 取締役等の就任による変更の登記

ア 取締役等

(ア) 更生計画において取締役、監査役、代表取締役、各委員会の委員、執行役又は代表執行役の氏名を定めたときは、その就任による変更の登記の嘱託書又は申請書には、改正前と同様に、認可決定謄本を添付すれば足り、就任を承諾したことを証する書面の添付を要しない（更生法施行令第4条第1項）。

(イ) 更生計画においてこれらの者につき会社更生法第173条第1項の選任又は選定の方法を定めたときは、(ア)の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、その選任又は選定に関する書面及び就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならないとされた（更生法施行令第4条第2項、商登法第54条第1項）。

イ 会計参与又は会計監査人

(ア) 更生計画において会計参与又は会計監査人の氏名又は名称を定めたときは、その就任による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、次の書面を添付しなければならないが、就任を承諾したことを証する書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第4条第1項、商登法第54条第2項第2号、第3号）。

a これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

当該法人が登記された登記所に登記の申請をする場合において、当該法人の登記簿からその代表者の資格を確認することができるときは、添付を要しないものとする（登記事項証明書が添付書面となる場合については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。）。

b これらの者が法人でないときは、会社法第333条第1項又は第337条第1項に規定する資格者であることを証する書面

(イ) 更生計画において会計参与又は会計監査人につき会社更生法第173条第1項第4号又は第6号の選任の方法を定めたときは、(ア)の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、その選任に関する書面、就任を承諾したことを証する書面及び(ア)のa又はbの書面を添付しなければならないとされた（更生法施行令第4条第2項、商登法第54条第2項）。

ウ 清算人又は代表清算人

(ア) 更生会社が更生計画認可の決定の時に於いて清算株式会社となる場合に関

する規律が整備され、取締役についてと同様に、会社更生法第173条第2項の規定により更生計画において清算人又は代表清算人の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に、清算人又は代表清算人となるとされた（会社更生法第173条第2項、第211条第1項）。

この場合の清算人又は代表清算人の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、定款を添付すれば足りる（商登法第73条第1項）。

(イ) 会社更生法第173条第2項の規定により更生計画において清算人又は代表清算人の選任又は選定の方法を定めたときは、その選任又は選定は、更生計画に定める方法によるとされた（会社更生法第211条第2項、第3項）。

この場合の(ア)の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、定款、その選任又は選定に関する書面及び就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない（商登法第73条第1項、更生法施行令第5条）。

(3) 資本金の額の減少等による変更の登記

更生計画の定めによる資本金の額の減少による変更の登記の嘱託書又は申請書には、改正前と同様に、認可決定謄本を添付すれば足り、債権者保護手続に関する書面の添付を要しない（更生法施行令第6条）。

更生計画の定めによる株式の消却若しくは分割又は会社の継続による登記の嘱託書又は申請書にも、改正前と同様に、認可決定謄本を添付すれば足りる（旧更生法施行令第3条第2項参照）。

なお、更生計画の定めによる株式の併合による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第61条の書面を添付しなければならないとされた（同条、旧更生法施行令第3条第2項参照）。

(4) 募集株式の発行等による変更の登記

ア 募集株式の発行

更生計画の定めによる募集株式の発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、改正前とおおむね同様に、認可決定謄本のほか、募集株式の引受けの申込み又は会社法第205条の契約を証する書面及び金銭を出資の目的とするときはその払込みがあったことを証する書面を添付しなければならないが、現物出資財産に関する書面の添付を要しない（更生法施行令第7条前段）。

なお、更生計画において、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合にこれらの者が会社法第203条第2項の申込みをしたときは募集株式の払込金額の全部の払込みをしたものとみなす旨の定めがあるときは、当該嘱託書又は申請書には、払込みがあったことを証する書面の添付をも要しないとされた（更生法施行令第7条後段）。

イ 更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする株式の発行

更生計画において更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合にこれらの者の申込み及び払込みがなくとも発行する株式を割り当てる旨を定めることについて、これらの者の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする株式の発行に関する規律が整備され、更生計画の条項に、次の事項を定めなければならないとされた（会社更生法第177条の2第1項）。

(ア) 発行する株式の数（種類株式発行会社にあつては、発行する株式の種類及び種類ごとの数）

(イ) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ウ) 更生債権者等又は株主に対する発行する株式の割当てに関する事項

更生計画にこれらの定めがある場合には、更生債権者等又は株主は、更生計画認可の決定の時に、当該定めに従い、株主となるとされた（会社更生法第217条の2第1項）。

当該更生計画の定めによる株式の発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本を添付すれば足りる（更生法施行令第3条第1項）。

(5) 新株予約権の発行による変更の登記

ア 募集新株予約権の発行

更生計画の定めにより募集新株予約権を発行した場合において、更生計画において、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合にこれらの者が会社法第242条第2項の申込みをしたときは募集新株予約権の払込金額の全部の払込みをしたものとみなす旨の定めがあるときは、その発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、募集新株予約権の引受けの申込みを証する書面を添付しなければならないが、払込みがあったことを証する書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第8条第1号）。

イ 更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新株予約権の発行

更生計画に更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新株予約権の発行に関する条項を定めた場合には、(4)のイと同様に、当該更生計画の定めによる新株予約権の発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本を添付すれば足りるとされた（会社更生法第177条の2第2項，第217条の2第2項，更生法施行令第8条第2号）。

(6) 組織変更による登記

会社更生法第179条の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合には、会社法第779条の債権者保護手続に関する規定は、適用しないとされた（会社更生法第219条）。

更生計画の定めにより持分会社への組織変更をしたときは、当該組織変更後の持分会社についてする登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登

法第77条の書面を添付しなければならないが、同条第3号の債権者保護手続に関する書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第9条）。

(7) 合併による登記

ア 合併に関する特例

(ア) 債権者保護手続の特例

会社更生法第180条又は第181条の規定により更生計画において更生会社が吸収合併又は新設合併をすることを定めた場合には、改正前と同様に、会社法第789条等の債権者保護手続に関する規定は、更生会社については適用がない（会社更生法第220条第2項、第5項、第6項、第221条第2項、第5項）。

(イ) 計算に関する事項の特例

(1)のイのとおり、更生会社が更生計画に基づき行う行為についての当該更生会社が計上すべき資本金の額その他の計算に関する事項は、更生計画の定めるところによるとされた（会社計算規則第88条第1項）。また、更生会社が合併により消滅する場合において、他の会社が更生債権者等に対し合併に際して交付する金銭等を割り当てたときは、当該他の会社の計算に関する事項についても特例が設けられた（同条第3項、第4項）。

イ 添付書面

(ア) 更生会社が吸収合併消滅会社となる場合

a 吸収合併存続会社が株式会社である場合の本店の所在地における吸収合併による変更の登記の申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第80条の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第10条第1項）。

(a) 資本金の額の計上に関する書面（商登法第80条第4号）

(b) 更生会社の合併契約の承認に関する書面（商登法第80条第6号）

(c) 更生会社の債権者保護手続に関する書面（商登法第80条第8号）

b 吸収合併存続会社が持分会社である場合の本店の所在地における吸収合併による変更の登記の申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第108条第1項（商登法第115条第1項又は第124条において準用する場合を含む。）の書面を添付しなければならないが、aの(b)及び(c)の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第10条第2項）。

(イ) 更生会社が吸収合併存続会社となる場合

吸収合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第80条の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第10条第3項）。

- a 更生会社の略式合併又は簡易合併に関する書面(商登法第80条第2号)
 - b 更生会社の債権者保護手続に関する書面(商登法第80条第3号)
 - c 資本金の額の計上に関する書面(商登法第80条第4号)
- (ウ) 更生会社が新設合併消滅会社となる場合
- a 新設合併設立会社が株式会社である場合の新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第81条の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた(更生法施行令第10条第4項)。
 - (a) 資本金の額の計上に関する書面(商登法第81条第4号)
 - (b) 更生会社の合併契約の承認に関する書面(商登法第81条第6号)
 - (c) 更生会社の債権者保護手続に関する書面(商登法第81条第8号)
 - b 新設合併設立会社が持分会社である場合の新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第108条第2項(商登法第115条第1項又は第124条において準用する場合を含む。)の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた(更生法施行令第10条第5項)。
 - (a) 更生会社の総株主の同意があったことを証する書面(商登法第108条第2項第4号等)
 - (b) 更生会社の債権者保護手続に関する書面(商登法第108条第2項第3号等、第81条第8号)

(8) 会社分割による登記

ア 会社分割に関する特例

会社更生法第182条又は第182条の2の規定により更生計画において更生会社が吸収分割又は新設分割をすることを定めた場合には、更生計画の定めによる合併についてと同様に、債権者保護手続及び計算に関する事項についての会社法の特例がある(会社更生法第222条第1項、第2項、第223条第1項、会社計算規則第88条第1項。(7)のA参照)。

イ 添付書面

(ア) 更生会社が吸収分割会社となる場合

- a 吸収分割承継会社が株式会社である場合において、吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第85条の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた(更生法施行令第11条第1項)。
 - (a) 資本金の額の計上に関する書面(商登法第85条第4号)
 - (b) 更生会社の吸収分割契約の承認に関する書面(商登法第85条第6号)

(c) 更生会社の債権者保護手続に関する書面（商登法第85条第8号）

b 吸収分割承継会社が持分会社である場合において、吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第109条第1項（商登法第116条第1項又は第125条において準用する場合を含む。）の書面を添付しなければならないが、aの(b)及び(c)の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第11条第2項）。

(イ) 更生会社が吸収分割承継会社となる場合

吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第85条の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第11条第3項）。

a 更生会社の略式分割又は簡易分割に関する書面（商登法第85条第2号）

b 更生会社の債権者保護手続に関する書面（商登法第85条第3号）

c 資本金の額の計上に関する書面（商登法第85条第4号）

(ウ) 更生会社が新設分割会社となる場合

a 新設分割設立会社が株式会社である場合の新設分割による設立の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第86条の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第11条第4項）。

(a) 資本金の額の計上に関する書面（商登法第86条第4号）

(b) 更生会社の新設分割計画の承認に関する書面（商登法第86条第6号）

(c) 更生会社の債権者保護手続に関する書面（商登法第86条第8号）

b 新設分割設立会社が持分会社である場合の新設分割による設立の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第109条第2項（商登法第116条第1項又は第125条において準用する場合を含む。）の書面を添付しなければならないが、aの(b)及び(c)の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第11条第5項）。

(9) 株式交換による変更の登記

ア 株式交換に関する特例

会社更生法第182条の3の規定により更生計画において更生会社が株式交換をすることを定めた場合には、更生計画の定めによる合併についてと同様に、債権者保護手続及び計算に関する事項についての会社法の特例がある（会社更生法第224条第2項、第5項、第6項、会社計算規則第88条第1項。（7）のア参照）。

イ 添付書面

(ア) 更生会社が株式交換完全子会社となる場合

a 株式交換完全親会社が株式会社である場合において、株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第 89 条の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第 12 条第 1 項）。

(a) 資本金の額の計上に関する書面（商登法第 89 条第 4 号）

(b) 更生会社の株式交換契約の承認に関する書面（商登法第 89 条第 6 号）

(c) 更生会社の債権者保護手続に関する書面（商登法第 89 条第 7 号）

b 株式交換完全親会社が合同会社である場合において、株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第 126 条第 1 項の書面を添付しなければならないが、a の(b)及び(c)の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第 12 条第 2 項）。

(イ) 更生会社が株式交換完全親会社となる場合

株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第 89 条の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第 12 条第 3 項）。

a 更生会社の略式株式交換又は簡易株式交換に関する書面（商登法第 89 条第 2 号）

b 更生会社の債権者保護手続に関する書面（商登法第 89 条第 3 号）

c 資本金の額の計上に関する書面（商登法第 89 条第 4 号）

(10) 株式移転による設立の登記

ア 株式移転に関する特例

会社更生法第 182 条の 4 の規定により更生計画において更生会社が株式移転をすることを定めた場合には、更生計画の定めによる合併についてと同様に、債権者保護手続及び計算に関する事項についての会社法の特例がある（会社更生法第 224 条の 2 第 2 項、会社計算規則第 88 条第 1 項。（7）の ア 参照）。

イ 添付書面

更生計画の定めによる株式移転による設立の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第 90 条の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第 13 条）。

(ア) 資本金の額の計上に関する書面（商登法第 90 条第 4 号）

(イ) 更生会社の株式移転計画の承認に関する書面（商登法第 90 条第 6 号）

(ウ) 更生会社の債権者保護手続に関する書面（商登法第 90 条第 7 号）

(11) 新会社の設立による設立の登記

ア 新会社の設立に関する特例

会社更生法第183条の規定により更生計画において新会社を設立することを定めた場合については、おおむね改正前と同様に、次の特例がある（同法第225条）。

- (ア) 発起人の職務は管財人が行い、募集設立の手続によって新会社を設立しなければならないこと。
- (イ) 新会社の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じないこと。
- (ウ) 現物出資財産等について、検査役の調査を要しないこと。
- (エ) 更生計画において会社更生法第183条第10号の設立時取締役等の氏名又は名称を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に、取締役等となること。
- (オ) 更生計画において(エ)の者の選任又は選定の方法を定めたときは、その選任又は選定は、更生計画に定める方法によること。
- (カ) 新会社の創立総会における決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない場合に限り、することができること。

イ 添付書面

- (ア) 更生計画の定めにより会社更生法第183条の株式会社の設立をしたときは、当該設立の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定謄本のほか、商登法第47条第2項及び第3項の書面を添付しなければならないが、次の書面の添付を要しないとされた（更生法施行令第14条第1項前段）。
 - a 現物出資財産等に関する書面（商登法第47条第2項第3号、第4号）
 - b 設立時代表取締役等の選定に関する書面（商登法第47条第2項第7号、第8号）
 - c 創立総会及び種類創立総会の議事録（商登法第47条第2項第9号）
 - d 発起人の決定に関する書面（更生計画に定めがある事項に関するものに限る。商登法第47条第3項）
- (イ) (ア)の例外として、次に掲げる場合には、次の書面の添付をも要しないとされた（更生法施行令第14条第1項後段）。
 - a 更生計画において、更生債権者等又は株主の権利が消滅した場合にこれらの者が会社法第59条第3項の申込みをしたときは新会社の設立時募集株式の払込金額の全部の払込みをしたものとみなす旨を定めた場合
払込みがあったことを証する書面
 - b 更生計画において、更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新会社の設立時発行株式の発行に関する条項を定めた場合
払込みがあったことを証する書面（この場合には、設立時発行株式を引き受ける者の募集をしていないため、商登法第47条第2項第2号の書面

の添付も要しない。)

c 更生計画において、会社更生法第183条第10号の設立時取締役等の氏名又は名称を定めた場合

就任を承諾したことを証する書面

(ウ) なお、更生計画において、会社更生法第183条第10号の設立時取締役等につき同条第8号又は第9号の選任又は選定の方法を定めたときは、就任を承諾したことを証する書面のほか、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならないとされた(更生法施行令第14条第2項)。

(12) 経過措置等

ア 施行日前に決議に付する旨の決定がされた更生計画の遂行により登記すべき事項が生じた場合における会社の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面については、なお従前の例によるとされた(法務省関係整備政令第16条)。

イ 更生計画において合併、会社分割、株式交換又は株式移転に関する条項を定める場合には、会社法における合併対価等の柔軟化に係る規律の適用があるとされ、改正前と同様に、吸収合併消滅会社の株主等に対し新株予約権又は社債を割り当てることができる(整備法第158条第6項、旧会社更生法第181条第4号等参照)。

3 特例有限会社

特例有限会社は、施行日以後は株式会社として存続するため、これについても会社更生法の規定の適用がある(整備法第2条第1項)。

第2部 法人等の登記

第1 中間法人の登記

1 有限責任中間法人

(1) 有限責任中間法人に関する改正

ア 有限責任中間法人の登記事項(共同代表の登記等)、設立(定款記載事項、最低基金総額、検査役の調査を要しない現物抛出現物の範囲、払込取扱機関の払込金保管証明の義務等)、機関(社員総会の権限、理事又は監事の選解任及び任期等)、定款の変更(基金の増加等)、解散(休眠中間法人のみなし解散等)、清算その他の事項について、おおむね改正前と同様である(平成14年1月15日付け法務省民商第85号当職通達参照)。

イ 社員総会

(ア) 社員総会を開催した場合

社員総会の議事録につき、議長及び出席した理事の署名又は記名押印の法律上の義務(旧中間法人法(平成13年法律第49号)第35条第2項参照)は、廃止された。

ただし、社員総会の決議によって理事を選任した場合における当該社員総会の議事録については、改正前と同様に、議長及び出席した理事の記名押印を要する場合がある（法登規第7条、商登規第61条第4項第1号）。

(1) 社員総会の決議を省略した場合

社員総会の決議があったものとみなされる場合（中間法人法第35条の2第1項）についても、決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（中間法人法施行規則（平成15年法務省令第8号）第5条第4項）。

(2) 有限責任中間法人の登記に関する改正

ア 設立の登記

(ア) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（中間法人法第151条第2項、商登法第47条第2項、中間法人法施行令（平成17年政令第365号）第3条第2項）。

a 定款

b 中間法人法第14条第1項の募集に応じてした基金の拠出の申込みを証する書面

c 定款に中間法人法第11条第1項各号に掲げる事項（変態設立事項）についての記載があるときは、次に掲げる書面

(a) 検査役又は理事及び監事の調査報告を記載した書面並びにその附属書類

これらの書面は、定款に変態設立事項の定めがある場合に限り、添付しなければならないとされた。

(b) 中間法人法第17条第9項第2号に掲げる場合には、有価証券の取引所の相場を証する書面

改正前と同様に、取引所の相場以外の市場価格を証する書面（商登法第47条第2項第3号口参照）では足りない。

(c) 中間法人法第17条第9項第3号に掲げる場合には、弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類

d 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

e 払込取扱機関の金銭の保管に関する証明書

f 理事及び監事（代表理事を定めた場合には、代表理事を含む。）が就任を承諾したことを証する書面

改正前と同様に、法登規第7条は商登規第61条第2項及び第3項を準用していないため、理事又は代表理事の就任承諾書の印鑑につき市区町村

長の作成した証明書を添付することは、要しない。

g 登記すべき事項につき社員総会の決議を要するときは、社員総会の議事録（中間法人法第151条第2項，商登法第46条第2項）

改正前と同様に、社員総会において理事若しくは監事を選任し、又は代表理事を定めた場合（中間法人法第13条第1項，第45条第2項ただし書）等がこれに当たる。

h 登記すべき事項につきある理事の一致を要するときは、その一致があったことを証する書面（中間法人法第151条第2項，商登法第46条第1項）

改正前と同様に、理事が主たる事務所の所在場所を定め、又は定款の規定に基づく互選によって代表理事を定めた場合（中間法人法第45条第2項ただし書）等がこれに当たる。

(イ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては基金（代替基金を含む。）の総額の1000分の7（これによって計算した税額が6万円に満たないときは、6万円）、従たる事務所の所在地においては9000円である（登税法別表第一第24号（一）ハ，（二）イ）。

イ 理事又は代表理事の就任による変更の登記

(ア) 添付書面

登記の申請書には、改正前と同様に、取締役会設置会社以外の株式会社における取締役又は代表取締役の就任による変更の登記の添付書面に準じた書面を添付しなければならない（中間法人法第151条第2項，商登法第46条，第54条第1項，法登規第7条，商登規第61条第1項，第4項）。

ただし、改正前と同様に、法登規第7条は商登規第61条第2項及び第3項を準用していないため、理事又は代表理事の就任承諾書の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付することは、要しない。

(イ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては3万円（基金（代替基金を含む。）の総額が1億円以下の中間法人については、1万円）、従たる事務所の所在地においては9000円（当該中間法人については、6000円）である（登税法別表第一第24号（一）カ，（二）イ）。

ウ 基金増加による変更の登記

(ア) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（中間法人法第151条第2項，商登法第46条，第56条，中間法人法施行令第3

条第2項)

- a 基金増加の定款変更の決議に係る社員総会の議事録
- b 中間法人法第74条第1項の募集に応じてした基金の拠出の申込み又は同法第73条第3項前段に規定する現物拠出の決議があったことを証する書面
- c 金銭を基金の目的として拠出するときは、払込取扱機関の金銭の保管に関する証明書
- d 金銭以外の財産を基金の目的として拠出するときは、次に掲げる書面
 - (a) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
 - (b) アの(ア)のcの(b)又は(c)の場合には、それぞれに掲げる書面
- e 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

(1) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては増加した基金(代替基金を含む。)の総額の1000分の7(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、3万円)、従たる事務所の所在地においては9000円である(登税法別表第一第24号(一)ニ、(二)イ)。

2 無限責任中間法人

無限責任中間法人の登記事項(共同代表の登記等)、設立(定款記載事項、社員を1人とする設立の禁止等)、社員(法人が社員となることの禁止等)、業務執行(定款又は総社員の同意による代表社員の選定等)、定款の変更、解散、清算その他の事項及び登記の手続について、おおむね改正前と同様である。

3 中間法人の合併

中間法人の合併の手続(合併契約書の記載事項、承認決議、債権者保護手続、効力発生の時期、合併前に就任した役員の任期等)は、改正前と同様であるが、その登記の手続については、次のとおりとされた。

(1) 有限責任中間法人が存続する吸収合併

主たる事務所の所在地における有限責任中間法人の合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(中間法人法第151条第2項、商登法第46条、第80条、中間法人法施行令第3条第2項)。

ア 吸収合併契約書

イ 吸収合併存続法人の手続に関する次に掲げる書面

(ア) 社員総会の議事録

(イ) 中間法人法第131条第1項前段又は第147条第1項前段の規定による告知をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁

済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(ウ) 合併により消滅する有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに代替基金が中間法人法第130条第2項及び第3項の規定に従って積み立てられたことを証する書面

なお、合併契約書において、合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたとき(中間法人法第128条第5号、第144条第5号)は、その就任を承諾したことを証する書面も添付するものとする。

ウ 吸収合併消滅法人の手續に関する次に掲げる書面

(ア) 消滅法人の登記事項証明書

(イ) 消滅法人が有限責任中間法人であるときは、社員総会の議事録

(ウ) 消滅法人が無限責任中間法人であるときは、総社員の同意があったことを証する書面

(I) イの(イ)の書面

(2) 有限責任中間法人を設立する新設合併

主たる事務所の所在地における有限責任中間法人の合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(中間法人法第151条第2項、商登法第46条、第81条、中間法人法施行令第3条第2項)。

ア 新設合併契約書

イ 新設合併設立法人に関する次に掲げる書面

(ア) 定款

(イ) 理事が代表理事を定めたときは、これに関する書面

(ウ) 理事及び監事(代表理事を定めた場合には、代表理事を含む。)が就任を承諾したことを証する書面

(I) 合併により消滅する有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに代替基金が中間法人法第130条第2項及び第3項又は第146条第3項及び第4項の規定に従って積み立てられたことを証する書面

(オ) 登記すべき事項(主たる事務所の所在場所の決定等)につきある理事の一致を要するときは、その一致があったことを証する書面

ウ 新設合併消滅法人の手續に関する(1)のウの書面

(3) 無限責任中間法人が存続する吸収合併

主たる事務所の所在地における無限責任中間法人の合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(中間法人法第151条第3項、商登法第93条、第108条第1項、中間法人法施行令第3条第3項)。

ア 吸収合併契約書

イ 吸収合併存続法人の手續に関する次に掲げる書面

(ア) 総社員の同意があったことを証する書面

(イ) 中間法人法第139条第1項前段の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

ウ 吸収合併消滅法人の手續に関する次に掲げる書面

(ア) 消滅法人の登記事項証明書

(イ) 総社員の同意があったことを証する書面

(ウ) イの(イ)の書面

(4) 無限責任中間法人を設立する新設合併

主たる事務所の所在地における無限責任中間法人の合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(中間法人法第151条第3項、商登法第93条、第108条第2項、中間法人法施行令第3条第3項)。

ア 新設合併契約書

イ 新設合併設立法人に関する次に掲げる書面

(ア) 定款

(イ) 登記すべき事項(代表社員の選任、主たる事務所の所在場所の決定等)につき総社員の同意又はある社員の一致を要するときは、その同意又は一致があったことを証する書面

ウ 新設合併消滅法人の手續に関する(3)のウの書面

第2 証券会員制法人の登記

1 合併の手續

(1) 当事者

取引所有価証券市場を開設する証券会員制法人(以下「会員証券取引所」という。)は、改正前と同様に、他の会員証券取引所と合併をすることができ、その場合には、吸収合併存続証券取引所又は新設合併設立証券取引所は、会員証券取引所でなければならない(証券取引法(昭和23年法律第25号)第136条)。

なお、会員証券取引所と株式会社証券取引所との合併については、第3部の第4のとおりである。

(2) 合併契約の作成及び承認

会員証券取引所は、他の会員証券取引所と合併をするには、次に掲げる区分に応じ、合併契約において次の事項を定め、総会の特別決議を得なければならない

とされた（証券取引法第139条の3第3項，第4項，第139条の4第2項，第3項，第139条の5第3項，第4項）。

ア 吸収合併（証券取引法第137条）

（ア）当事者の名称及び住所

（イ）効力発生日その他内閣府令で定める事項

イ 新設合併（証券取引法第138条）

（ア）当事者の名称及び住所

（イ）新設合併設立会員証券取引所の目的，名称及び主たる事務所の所在地

（ウ）（イ）のほか，新設合併設立会員証券取引所の定款で定める事項

（エ）新設合併設立会員証券取引所の理事長，理事及び監事となる者の氏名その他内閣府令で定める事項

（3）債権者保護手続

合併をする会員証券取引所がしなければならない債権者保護手続については，電子公告をすることができないことを除き，株式会社同士の合併の場合（会社法第789条等）と同様である（証券取引法第139条の3第5項，第6項，第139条の4第4項，第5項，第139条の5第5項，第6項）。

（4）合併の効力

吸収合併の効力は，登記の日ではなく，効力発生日に生ずるとされた（証券取引法第142条第2項）。

新設合併の効力は，改正前と同様に，登記の日に生ずる（証券取引法第142条第4項）。

（5）合併後の基本金の額

合併後の基本金その他の計算に関する事項は，証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令（昭和28年大蔵省令第76号）第27条から第27条の9までに定めるところによる（証券取引法第143条第2項）。

2 合併の登記の手続

（1）吸収合併による変更の登記

主たる事務所の所在地における吸収合併存続会員証券取引所の変更の登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（証券取引法第145条第1項，商登法第80条，証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）第19条の3の10第1項）。

ア 官庁の許可書又はその認証がある謄本（証券取引法第89条の11，商登法第19条）

イ 吸収合併契約書

ウ 吸収合併存続会員証券取引所の手続に関する次に掲げる書面

(ア) 合併総会の議事録

(イ) 債権者保護手続に関する書面

(ウ) 基本金証券取引法第143条第2項の規定に従って計上されたことを証する書面

エ 吸収合併消滅会員証券取引所の手続に関する次に掲げる書面

(ア) 吸収合併消滅会員証券取引所の登記事項証明書

(イ) 合併総会の議事録

(ウ) 債権者保護手続に関する書面

(2) 新設合併による設立の登記

主たる事務所の所在地における新設合併設立会員証券取引所の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（証券取引法第145条第1項、商登法第81条、証券取引法施行令第19条の3の10第1項）。

ア 官庁の許可書又はその認証がある謄本（証券取引法第89条の11、商登法第19条）

イ 新設合併契約書

ウ 新設合併設立会員証券取引所に関する次に掲げる書面

(ア) 定款

(イ) 代表権を有する者の資格を証する書面

具体的には、新設合併契約において定められた設立に際して理事長となる者の就任承諾書がこれに当たる。

(ウ) 基本金証券取引法第143条第2項の規定に従って計上されたことを証する書面

エ 新設合併消滅会員証券取引所の手続に関する次に掲げる書面

(ア) 新設合併消滅会員証券取引所の登記事項証明書

(イ) 合併総会の議事録

(ウ) 債権者保護手続に関する書面

3 経過措置

施行日前に合併契約書が作成された合併については、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第181条第9項、第21項）。

第3 船主相互保険組合の登記

1 公告方法

船主相互保険組合の公告方法が法定され、船主相互保険組合は、公告方法として、官報に掲載する方法、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告のいずれかを定款で定めなければならないとされた（船主相互保険組合法

(昭和25年法律第177号)第55条第1項)。

また、公告方法の定めは、船主相互保険組合の登記すべき事項とされた(組登令別表一)。

2 組合員総会等

創立総会又は組合員総会の議事録につき、議長及び出席した理事の署名又は記名押印の法律上の義務(旧船主相互保険組合法第15条第7項、第34条、旧商法第244条第3項参照)は、廃止された。

ただし、組合員総会の決議によって理事を選任した場合における当該組合員総会の議事録については、改正前と同様に、議長及び出席した理事の記名押印を要する場合がある(法登規第7条、商登規第61条第4項第1号)。

3 役員の数数が欠けた場合等の取扱い

船主相互保険組合には、役員として理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならず、その任期は、法定の上限(理事にあっては3年、監事にあっては2年)の範囲内で定款で定めるところによる(船主相互保険組合法第35条第1項、第4項)ところ、同法又は定款で定めた役員の数数が欠けた場合等には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有するとされた(同条第7項)。

また、定款で定めた清算人の数数が欠けた場合等も、同様とされた(船主相互保険組合法第48条第2項)。

したがって、これらの者が任期の満了又は辞任により退任し、所要の数数を欠くこととなった場合には、株式会社の役員についてと同様に、後任者の就任による変更の登記と同時でなければ、その退任の登記を受理することはできない(昭和34年7月9日付け法務省民事四第164号法務省民事局第四課長心得回答参照)。

4 合併

合併の場合の債権者保護手続につき各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告を要しないとされた(船主相互保険組合法第45条の4第3項)。

この場合には、合併による変更又は設立の登記の申請書には、公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付すれば足りる(組登令第19条第3項、第20条)。

5 経過措置

(1) 公告方法の登記の申請

ア 登記期間

施行日に現に存する船主相互保険組合は、施行日から6か月以内(最初に登

記をすべき時が先であるときは、その時まで)に、公告方法の登記をしなければならないとされた(法務省関係整備政令第11条第7項から第9項まで)。

イ 添付書面

登記の申請書には、定款を添付しなければならないとされた(法務省関係整備政令第11条第11項)。

(2) その他

施行日前に合併の決議があった場合におけるその合併については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によつてされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によつてされた(整備法第190条第5項、法務省関係整備政令第11条第6項)。

第4 投資法人の登記

1 設立

(1) 設立の手續に関する改正

ア 規約の絶対的記載事項

投資法人の規約には、設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数に代えて、設立に際して出資される金銭の額を記載しなければならないとされた(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。)第67条第1項第5号)。

また、公告方法は、規約の絶対的記載事項ではないとされた(旧投信法第67条第1項第12号参照)。投資法人は、公告方法として、官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のほか、電子公告とする旨を規約で定めることもできるとされたが、これらの定めがない投資法人の公告方法は、官報に掲載する方法とするとされた(投信法第186条の2)。

イ 設立時募集投資口等の決定方法

アの改正に伴い、設立時発行投資口の引受人の募集をする場合における設立時募集投資口の口数、払込金額及び払込期日若しくはその期間は、設立企画人の全員の同意により、これを定めなければならないとされた(投信法第70条の2)。

ウ 創立総会

(ア) 創立総会を開催した場合

創立総会の議事録につき、議長並びに出席した執行役員及び監督役員並びに設立企画人の署名又は記名押印の法律上の義務(旧投信法第73条第4項、旧商法第244条第3項参照)は、廃止された。

(イ) 決議の省略の制度の創設

創立総会の決議の省略の制度が創設され（投信法第73条第4項，会社法第82条），この場合には，決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。以下「投信法施行規則」という。）第124条第4項第1号）。

なお，投資法人成立後の投資主総会について，決議の省略の制度は認められていない（投信法第94条第1項参照）。

エ その他

上記のほか，最低純資産額の制度，成立時の最低出資総額の制度，払込取扱機関の払込金保管証明の義務，設立企画人による設立時執行役員等の選任等については，おおむね改正前と同様である（投信法第67条第4項，第68条第2項，第71条第10項，第72条。平成10年11月27日付け法務省民四第2278号当職通達参照）。

(2) 設立の登記の手續に関する改正

ア 登記すべき事項

投資法人は，次の事項も登記しなければならないとされた（投信法第166条第2項第11号から第14号まで）。

(ア) 会計監査人の氏名又は名称

(イ) 一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは，その氏名又は名称

(ウ) 会計監査人の責任の免除についての規約の定めがあるときは，その定め

(イ) 会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての規約の定めがあるときは，その定め

(ウ)及び(イ)の登記の登記記録例は，別紙記録例2による。

なお，改正前の名義書換事務受託者に相当するものとして，投資主名簿等管理人の氏名又は名称等が登記すべき事項とされた（投信法第166条第2項第8号）。

イ 添付書面

設立の登記の添付書面は，おおむね改正前と同様であるが，次の書面も添付しなければならないとされた（投信法第173条第1項第7号，第10号，第2項）。

(ア) 設立時執行役員，設立時監督役員及び設立時会計監査人の選任に関する書面

(イ) 設立時会計監査人についての次に掲げる書面

a 就任を承諾したことを証する書面

b 監査法人であるときは，当該監査法人の登記事項証明書

ｃ 監査法人でないときは、公認会計士(外国公認会計士を含む。以下同じ。)であることを証する書面

(ウ) 創立総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面

(I) 登記すべき事項につき設立企画人全員の同意又はある設立企画人の一致を要するときは、その同意又は一致があったことを証する書面(投信法第17条、商登法第47条第3項)

設立企画人が設立時募集投資口の口数を定めた場合((1)のイ参照)は、その全員の同意があったことを証する書面を、設立企画人が本店の所在場所、投資主名簿等管理人等を定めた場合は、その過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である(登税法別表第一第26号(一))。

2 機関

(1) 機関に関する改正

ア 投資法人の機関

投資法人には、改正前と同様に、投資主総会以外の機関として、次の機関を置かなければならない(投信法第95条)。

(ア) 執行役員

(イ) 執行役員の員数に1を加えた数以上の監督役員

(ウ) 役員会

役員会は、すべての執行役員及び監督役員で構成される(投信法第112条)。

(I) 会計監査人

イ 投資主総会

投資主総会の議事録についても、創立総会の議事録と同様に、議長並びに出席した執行役員及び監督役員の署名又は記名押印の法律上の義務(旧投信法第94条、旧商法第244条第3項参照)は、廃止された。

ただし、投資主総会の決議によって執行役員を選任した場合における当該投資主総会の議事録については、改正前と同様に、議長並びに出席した執行役員及び監督役員の記名押印を要する場合がある(投資法人登記規則(平成10年法務省令第51条)第3条、商登規第61条第4項第1号)。

ウ 執行役員

執行役員は、改正前と同様に、投資主総会の決議によって選任し、その任期

は、2年を超えることができない（投信法第96条第1項，第99条）。

補欠者の予選については、株式会社の役員についてと同様とされた（投信法第96条第2項）。

執行役員は、投資主総会の特別決議ではなく、普通決議によって解任することができる（投信法第104条第1項，第106条）。なお、執行役員は、改正前と同様に、職務上の義務に違反した場合等には、役員会の決議によって解任することもできる（投信法第114条第2項，第115条第1項，会社法第369条第1項）。

エ 監督役員

監督役員は、改正前と同様に、投資主総会の決議によって選任し、その任期は4年であるが、規約又は投資主総会の決議によって、任期を短縮することもできる（投信法第96条第1項，第101条第1項）。

補欠者の予選については、ウと同様とされた（投信法第96条第2項）。

監督役員は、ウと同様に、投資主総会の特別決議ではなく、普通決議によって解任することができる（投信法第104条第1項，第106条）。

オ 会計監査人

会計監査人は、改正前と同様に、投資主総会の決議によって選任し、その任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までであるが、当該投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなされる（投信法第96条第1項，第103条第1項，第2項）。

会計監査人が欠けた場合又は規約で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、改正前と同様に、役員会又は清算人会は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（投信法第108条第3項，第115条第1項，会社法第369条第1項）。

会計監査人は、改正前と同様に、投資主総会の普通決議によって解任することができるほか、職務上の義務に違反した場合等には、役員会又は清算人会の構成員の全員の同意によって解任することもできる（投信法第104条第1項，第93条の2第1項，第105条）。

カ 役員等の損害賠償責任

(ア) 規約の定めに基づく役員会による一部免除

投資法人は、執行役員又は監督役員のほか、会計監査人の投資法人に対する任務懈怠責任についても、これらの者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、一定の最低責任限度額を控除して得た額を限度として役員会の決議によって免除することができる

る旨を規約で定めることができる」とされた(投信法第115条の6第7項)。

(1) 規約の定めに基づく会計監査人の責任の制限

投資法人は、会計監査人の投資法人に対する任務懈怠責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、規約で定めた額の範囲内であらかじめ投資法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を会計監査人と締結することができる旨を規約で定めることができる」とされた(投信法第115条の6第12項、会社法第427条第1項)。

(2) 機関の登記の手續に関する改正

ア 役員等の変更の登記

役員等の就任又は退任による変更の登記の添付書面については、株式会社の役員等についてとおおむね同様である(投信法第177条、商登法第46条第1項、第2項、第54条、第55条、投資法人登記規則第3条、商登規第61条)。

イ 会計監査人の責任の免除又は制限に関する規定の登記

会計監査人の責任の免除又は制限に関する規定の設定又は廃止による変更の登記の申請書には、規約の変更に係る投資主総会の議事録を添付しなければならない(投信法第177条、商登法第46条第2項)。

ウ 登録免許税額

ア又はイの登記の登録免許税額は、申請1件につき1万5000円である(登税法別表第一第26号(二))。

3 最低純資産額の減少

規約を変更して最低純資産額を減少させる場合の債権者保護手續につき各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、規約の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告を要しないとされた(投信法第142条第3項)。

この場合には、最低純資産額の減少による変更の登記の申請書には、公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付すれば足りる(投信法第177条、商登法第70条)。

登録免許税額は、申請1件につき1万5000円である(登税法別表第一第26号(二))。

4 解散

解散の登記をしたときは、登記官は、職権で、執行役員の登記を抹消しなければならないが、6のとおり、清算投資法人には会計監査人を置かなければならないため、株式会社と異なり、会計監査人の登記は抹消しないとされた(投資法人登記規

則第3条，商登規第72条第1項第1号）。

5 合併

(1) 合併の手續

ア 合併契約

合併契約には，次に掲げる区分に応じ，次の事項を定めなければならないとされた。

(ア) 吸収合併（投信法第147条）

- a 当事者の商号及び住所
- b 吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人の投資主に対して交付するその投資口に代わる吸収合併存続法人の投資口の口数又はその口数の算定方法及びその出資総額に関する事項
- c bの投資口の割当てに関する事項
- d 効力発生日

(イ) 新設合併（投信法第148条）

- a 当事者の商号及び住所
- b 新設合併設立法人の目的，商号，本店の所在地及び発行可能投資口総口数
- c bのほか，新設合併設立法人の規約で定める事項
- d 新設合併設立法人の設立時執行役員，設立時監督役員及び設立時会計監査人の氏名又は名称
- e 新設合併設立法人が新設合併消滅法人の投資主に対して交付するその投資口に代わる新設合併設立法人の投資口の口数又はその口数の算定方法及びその出資総額に関する事項
- f eの投資口の割当てに関する事項

イ 合併契約の承認

(ア) 吸収合併

吸収合併をする投資法人は，効力発生日の前日までに，投資主総会の特別決議によって，合併契約の承認を受けなければならない（投信法第149条の2第1項，第149条の7第1項，第93条の2第2項第5号）。

ただし，簡易合併の制度として，吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口の総口数が，吸収合併存続法人の発行可能投資口総口数から発行済投資口の総口数を控除して得た口数を超えない場合には，吸収合併存続法人における投資主総会の決議を得ることを要しない（投信法第149条の7第2項）。

(イ) 新設合併

新設合併をする投資法人は、投資主総会の特別決議によって、合併契約の承認を受けなければならない（投信法第149条の12第1項、第93条の2第2項第5号）。

ウ 投資証券提供公告

投資法人は、合併により消滅する場合には、その効力が生ずる日までに全部の投資口に係る投資証券を提出しなければならない旨を当該日の1か月前までに公告し、かつ、すべての投資主及びその登録投資口質権者に各別に通知しなければならないとされた（投信法第87条第1項第2号）。

ただし、投資証券不所持の申出（投信法第85条第3項、会社法第217条）又は投資主の請求があるまで投資証券を発行しない旨の規約の定め（投信法第86条第1項）により、投資口の全部について投資証券を発行していない場合には、投資証券提供公告等の手続を要しないとされた（投信法第87条第1項ただし書）。

エ 債権者保護手続

合併をする投資法人がしなければならない債権者保護手続については、改正後の最低純資産額の減少の手続（3参照）と同様である（投信法第149条の4、第149条の9、第149条の14）。

オ 合併の効力

吸収合併の効力は、登記の日ではなく、効力発生日に生ずるとされた（投信法第147条の2）。

新設合併の効力は、改正前と同様に、登記の日に生ずる（投信法第148条の2）。

(2) 合併の登記の手続

ア 吸収合併による変更の登記

本店の所在地における吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（投信法第174条、第177条、商登法第46条）。

(ア) 吸収合併契約書

(イ) 吸収合併存続法人の手続に関する次に掲げる書面

a 投資主総会の議事録

b 簡易合併の場合には、aに代えて、役員会の議事録及び簡易合併の要件を満たすことを証する書面

簡易合併の要件を満たすことを証する書面には、発行済投資口の総口数の記載のある投資主名簿等が該当する。

c 債権者保護手続に関する書面

d 吸収合併により最低純資産額を増加するときは、増加後の最低純資産額

を超える純資産が存在することを証する書面

(ウ) 吸収合併消滅法人の手續に関する次に掲げる書面

- a 吸収合併消滅法人の登記事項証明書
- b 投資主総会の議事録
- c 債権者保護手續に関する書面
- d 吸収合併消滅法人において投資証券提供公告をしたことを証する書面
(投資口の全部について投資証券を発行していなかった場合には、投資主名簿その他の当該場合に該当することを証する書面)

イ 新設合併による設立の登記

本店の所在地における新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(投信法第175条)。

(ア) 新設合併契約書

(イ) 新設合併設立法人に関する次に掲げる書面

- a 規約
- b 投資主名簿等管理人との契約を証する書面
- c 設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人の選任に関する書面

新設合併契約書をもって、cの書面として取り扱って差し支えない。

- d 設立時執行役員及び設立時監督役員が就任を承諾したことを証する書面
- e 設立時会計監査人についての次に掲げる書面

- (a) 就任を承諾したことを証する書面
- (b) 監査法人であるときは、当該監査法人の登記事項証明書
- (c) 監査法人でないときは、公認会計士であることを証する書面

- f 最低純資産額(5000万円。投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号)第55条)を超える純資産が存在することを証する書面

(ウ) 新設合併消滅法人の手續に関する次に掲げる書面

- a 新設合併消滅法人の登記事項証明書
- b 投資主総会の議事録
- c 債権者保護手續に関する書面
- d 新設合併消滅法人において投資証券提供公告をしたことを証する書面
(投資口の全部について投資証券を発行していなかった場合には、投資主名簿その他の当該場合に該当することを証する書面)

6 清算

清算投資法人には、改正前と同様に、投資主総会以外の機関として、清算執行人、

清算監督人，清算人会及び会計監査人を置かなければならない（投信法第150条の4）が，会計監査人の任期及びみなし再任に関する規律（2の(1)の才参照）は，清算投資法人の会計監査人については適用しないとされた（投信法第103条第3項）。

7 経過措置

(1) 会計監査人に関する登記の申請

ア 登記すべき事項

整備法の施行の際現に存する投資法人は，会計監査人を置いているため，施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは，その時まで）に，本店の所在地において，会計監査人の氏名又は名称の登記をしなければならないとされた（整備法第192条第30項から第32項まで）。

イ 添付書面

登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（投信法第177条，商登法第46条，第54条第2項）。

(ア) 会計監査人を選任した投資主総会の議事録等

(イ) 会計監査人が就任を承諾したことを証する書面

(ウ) 監査法人であるときは，当該監査法人の登記事項証明書

(エ) 監査法人でないときは，公認会計士であることを証する書面

ウ 登録免許税額

登録免許税額は，申請1件につき1万5000円である（登税法別表第一第26号(二)）。

(2) その他

次に掲げる行為については，その登記の登記事項を除き，なお従前の例によるとされ，その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても，なお従前の例によるとされた（整備法第192条第5項，第10項，第21項から第23項まで，第26項，第40項）。

ア 施行日前に旧投信法第69条第5項の規定により効力を生じた規約に係る投資法人の設立

イ 施行日前に投資主総会の招集の手続が開始された場合におけるその投資主総会の決議を要する最低純資産額の減少

ウ 施行日前に合併契約書が作成された合併

エ 施行日前に生じた事由により解散した場合における清算等

オ 上記のほか，施行日前に投資主総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項

第5 信用金庫等の登記

1 公告方法

信用金庫及び信用金庫連合会（以下第5において「金庫」と総称する。）の公告方法が法定され、金庫は、公告方法として、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告のいずれかを定款で定めなければならないとされた（信用金庫法（昭和26年法律第238号）第87条の4）。

2 総会等

創立総会又は総会（総代会を含む。以下第5において同じ。）の議事録につき、議長及び出席した理事の署名又は記名押印の法律上の義務（旧信用金庫法第24条第6項、第49条、第50条第5項、旧商法第244条第3項参照）は、廃止された。

3 理事会等の決議の省略の制度の創設

定款の定めに基づく理事会又は清算人会の決議の省略の制度が創設され（信用金庫法第37条第3項、第63条）、この場合には、決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）第24条第4項）。

4 出資1口の金額の減少

出資1口の金額の減少の場合の債権者保護手続につき各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告を要しないとされた（信用金庫法第52条第3項）。

この場合には、出資1口の金額の減少による変更の登記の申請書には、公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付すれば足りる（信用金庫法第80条第2項）。

5 優先出資

(1) 優先出資証券を発行する旨の定め制度の創設

ア 優先出資証券を発行する旨の定め設定

(ア) 設定の手続

金庫は、会社法における株券発行会社である旨の定めと同様に、定款で、その優先出資（内容の異なる2以上の種類の優先出資を発行する金庫にあっては、全部の種類優先出資）に係る優先出資証券を発行する旨を定めることができる（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。）第29条第1項）。この場合には、改正前と同様に、優先出資証券の不所持の申出がある場合を除き、優先出資を発行した日以後遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない（優

先出資法第29条第2項，第31条，会社法第217条）。

この定款の定めがないときは，優先出資証券を発行することができない。

(イ) 登記の手続

(ア)の定款の定めがある場合には，優先出資証券発行協同組織金融機関である旨が登記すべき事項とされた（優先出資法第45条第1項第4号）。この登記は，優先出資証券を発行する旨を定款で定めた日から2週間以内に，主たる事務所の所在地においてしなければならない（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成5年政令第398号。以下「優先出資法施行令」という。）第11条第3項）。

登記の申請書には，定款の変更に係る普通出資者総会の特別決議の議事録を添付しなければならない（優先出資法施行令第12条第1項，信用金庫法第48条の3第1号）。

この場合の登記の登記記録例は，別紙記録例3の(1)による。

イ 優先出資証券を発行する旨の定めを廃止

(ア) 廃止の手続

優先出資証券を発行する旨の定款の定めを廃止するには，普通出資者総会の特別決議により定款を変更しなければならないほか，優先出資の全部について優先出資証券を発行していない場合を除き，定款変更の効力発生日に優先出資証券が無効となる旨を当該日の2週間前までに公告し，かつ，優先出資者及び登録優先出資質権者に対し各別に通知しなければならないとされた（優先出資法第31条，会社法第218条）。

(イ) 登記の手続

登記の申請書には，次の書面を添付しなければならないとされた。

- a 普通出資者総会の特別決議の議事録（優先出資法施行令第12条第1項）
- b (ア)の公告をしたことを証する書面（優先出資の全部について優先出資証券を発行していない場合にあつては，優先出資者名簿その他の当該場合に該当することを証する書面。優先出資法施行令第17条）

この場合の登記の登記記録例は，別紙記録例3の(2)による。

(2) 優先出資の発行

ア 優先出資の発行の手続

(ア) 募集事項

募集優先出資の募集事項は，おおむね改正前と同様であるが，金銭の払込みの期日に代えて，その期間を定めることができるとされた（優先出資法第6条第1項第3号。平成6年4月15日付け法務省民四第2915号当職通達参照）。

優先出資引受権の譲渡及び優先出資引受権証書の制度（旧優先出資法第6条第2項第2号，第3号参照）は，廃止された。

なお，金庫は，株式会社の自己株式に関する規律と異なり，改正前と同様に，優先出資の消却のためにする場合又は権利の実行に当たりその目的を達成するために必要な場合等を除き，自己優先出資を取得することができず，その場合には，優先出資の消却又は処分の手続をしなければならない（優先出資法第28条）ため，これらの手続と優先出資の発行の手続とは，全く別個のものと整理されている。

(イ) 優先出資者総会の承認

募集優先出資の払込金額が優先出資者以外の者に対して特に有利な金額である場合には，優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与えるときを除き，募集優先出資の内容，口数及び最低払込金額について，優先出資者総会の特別決議による承認を受けなければならない（優先出資法第6条第3項，第34条，第8条第4項）。

また，優先出資の割当てを受ける権利を与える場合において，全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとするときは，当該優先出資者による優先出資者総会の承認を受けなければならない（優先出資法第32条第2号）。

(ウ) 払込金保管証明の義務の廃止

募集優先出資の引受人による金銭の払込みは，改正前と同様に，払込取扱機関にしなければならないが，当該払込取扱機関の払込金保管証明の義務は，廃止された（優先出資法第12条第1項，旧優先出資法第14条，旧商法第189条参照）。

(エ) 優先出資者となる時期

募集事項において，募集優先出資と引換えにする金銭の払込みの期間を定めた場合には，引受人は，その払込金額の全額の払込みを行った日に優先出資者となるとされた（優先出資法第13条第2号）。

(オ) 優先出資の総口数の上限

優先出資の総口数は，普通出資の総口数の2分の1を超える場合もあるとされ，その場合には，金庫は，直ちに，優先出資の総口数を普通出資の総口数の2分の1以下にするために必要な措置をとらなければならないとされた（優先出資法第4条第2項）。

イ 優先出資の発行の登記の手続

優先出資を発行したときは，その日から2週間以内に，主たる事務所の所在地において登記をしなければならないが，一定の払込みの期間を定めた場合に

あつては、当該期間の末日現在により、当該末日から2週間以内にすれば足りるとされた（優先出資法施行令第11条第3項）。

優先出資の発行による登記（変更の登記を含む。）の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（優先出資法施行令第14条）。

(ア) 募集優先出資の引受けの申込み又は総口数の引受けを行う契約を証する書面

(イ) 払込みがあつたことを証する書面

(ウ) 募集優先出資の払込金額の総額のうち資本金に計上しない額を証する書面
改正前と同様に、資本金に計上しない額について主務大臣が認可した優先出資法第6条第1項の認可書又はその謄本がこれに当たる（平成6年4月15日付け法務省民四第2916号法務省民事局第四課長依命通知参照）。

(エ) アの(イ)により優先出資者総会の決議を要するときは、その議事録（優先出資法施行令第12条第1項）

(3) 優先出資者総会

ア 優先出資者総会を開催した場合

優先出資者総会の議事録につき、議長並びに出席した理事及び経営管理委員の署名又は記名押印の法律上の義務（旧優先出資法第35条、旧商法第244条第3項参照）は、廃止された。

イ 決議の省略の制度の創設

優先出資者総会の決議の省略の制度が創設され（優先出資法第40条第3項、会社法第319条第1項）、この場合には、決議があつたものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第16号）第18条第4項第1号）。

(4) 優先出資の消却

ア 優先出資の消却の手續

金庫は、次の場合には、普通出資者総会の特別決議によって、資本金の額を変更することなく、自己優先出資の消却を行うことができるとされ、優先出資者の有する優先出資を直接消却する制度は、廃止された（優先出資法第15条第1項、第4項）。

(ア) 剰余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもって自己優先出資を取得して消却を行う場合

(イ) 普通出資の増加によって得た資金をもって自己優先出資を取得して消却を行う場合

金庫が消却のために自己優先出資を取得する場合には、消却のために取得す

る優先出資の全部について優先出資証券を発行していない場合を除き、定款変更の効力発生日までに当該優先出資に係る優先出資証券を提出しなければならない旨を当該日の1か月前までに公告し、かつ、当該優先出資の優先出資者及び登録優先出資質権者に各別に通知しなければならないとされた（優先出資法第15条第5項、会社法第219条）。

イ 優先出資の消却の登記の手續

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（優先出資法施行令第15条）。

(ア) 普通出資者総会の特別決議の議事録（優先出資法施行令第12条第1項）

(イ) 優先出資法第32条により優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録（優先出資法施行令第12条第1項）

(ウ) アの(ア)の場合には、剰余金の存在を証する書面

(エ) アの(イ)の場合には、普通出資の増加によって得た資金の存在を証する書面

(オ) 優先出資証券発行協同組織金融機関にあっては、アの優先出資証券提供公告をしたことを証する書面（消却のために取得する優先出資の全部について優先出資証券を発行していない場合にあつては、優先出資者名簿その他の当該場合に該当することを証する書面）

(5) 優先出資の分割

優先出資の分割をするには、普通出資者総会の特別決議を得なければならないが、優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合における優先出資証券提供公告等の手續は、廃止された（優先出資法第16条第2項、第5項、旧優先出資法第16条第5項、旧商法第215条参照）。

優先出資の分割による変更の登記の申請書には、普通出資者総会の特別決議の議事録（優先出資法第32条により優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録を含む。）を添付すれば足り、優先出資証券提供公告をしたことを証する書面の添付を要しないとされた（優先出資法施行令第12条第1項）。

6 合併

(1) 合併の手續

ア 当事者

金庫は、他の金庫と合併をすることができる（信用金庫法第59条）。

なお、金庫と銀行又は他の種類の協同組織金融機関との合併については、第3部の第1のとおりである。

イ 合併契約

合併契約には、次に掲げる区分に応じ、次の事項を定めなければならないと

された。

(ア) 吸収合併（信用金庫法第60条）

- a 当事者の名称及び住所
- b 吸収合併存続金庫の地区及び出資1口の金額
- c 吸収合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- d 吸収合併消滅金庫の会員に対して交付する金銭の額を定めたときは、その定め
- e 効力発生日
- f その他内閣府令で定める事項

(イ) 新設合併（信用金庫法第61条）

- a 当事者の名称及び住所
- b 新設合併設立金庫の地区及び出資1口の金額
- c 新設合併設立金庫が信用金庫法第38条の2第3項の特定金庫である場合の会計監査人の氏名又は名称
- d 新設合併設立金庫の準備金の額に関する事項
- e 新設合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- f 新設合併設立金庫の定款で定める事項
- g その他内閣府令で定める事項

ウ 合併契約の承認

(ア) 吸収合併

吸収合併をする金庫は、効力発生日の前日までに、総会の特別決議によって、合併契約の承認を受けなければならない（信用金庫法第61条の2第3項、第61条の3第3項本文、第48条の3第2号）。

ただし、簡易合併の要件（旧金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号。以下「組織再編成促進特別措置法」という。）第16条参照）が緩和され、吸収合併消滅金庫の総会員の数が吸収合併存続金庫の総会員の数の5分の1を超えない場合であって、かつ、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の5分の1を超えない場合には、吸収合併存続金庫における総会の決議を要しないとされた（信用金庫法第61条の3第3項ただし書）。

なお、吸収合併存続金庫の総会員の6分の1以上の会員が合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、総会の決議を省略することはできない（信用金庫法第61条の3第5項）。

(イ) 新設合併

新設合併をする金庫は、総会の特別決議によって、合併契約の承認を受けなければならない(信用金庫法第61条の4第3項,第48条の3第2号)。

エ 新設合併設立金庫の手続

合併によって金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会の特別決議により会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならず、理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない(信用金庫法第61条の5第2項,第4項,第36条第4項)。

なお、設立委員によって選任された理事及び監事の任期は、合併後最初の通常総会の日までである(信用金庫法第61条の5第3項)。

オ 債権者保護手続

合併をする金庫がしなければならない債権者保護手続については、改正後の出資1口の金額の減少の手続(4参照)と同様である(信用金庫法第61条の2第4項,第61条の3第6項,第61条の4第4項)。

カ 合併の効力

吸収合併の効力は、登記の日ではなく、効力発生日に生ずるとされた(信用金庫法第61条の6第1項)。

新設合併の効力は、改正前と同様に、登記の日に生ずる(信用金庫法第61条の6第3項)。

(2) 合併の登記の手続

ア 吸収合併による変更の登記

主たる事務所の所在地における吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(信用金庫法第83条)。

(ア) 官庁の許可書又はその認証がある謄本(信用金庫法第61条の6第4項,第85条,商登法第19条)

(イ) 吸収合併契約書

(ウ) 吸収合併存続金庫の手続に関する次に掲げる書面

a 総会の議事録

b 簡易合併の場合には、aに代えて、理事会の議事録及び簡易合併の要件を満たすことを証する書面

c 債権者保護手続に関する書面

(エ) 吸収合併消滅金庫の手続に関する次に掲げる書面

a 吸収合併消滅金庫の登記事項証明書

b 総会の議事録

c 債権者保護手続に関する書面

イ 新設合併による設立の登記

主たる事務所の所在地における新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（信用金庫法第84条）。

(ア) 官庁の許可書又はその認証がある謄本（信用金庫法第61条の6第4項、第85条、商登法第19条）

(イ) 新設合併契約書

(ウ) 新設合併設立金庫に関する次に掲げる書面

a 定款

b 代表権を有する者の資格を証する書面

具体的には、設立委員による理事の選任に関する書面、理事会の議事録及び代表理事の就任承諾書がこれに当たる。

(エ) 新設合併消滅金庫の手続に関する次に掲げる書面

a 新設合併消滅金庫の登記事項証明書

b 総会の議事録

c 債権者保護手続に関する書面

7 経過措置

(1) 職権による登記

整備法の施行の際現に優先出資を発行している金庫の定款には、その優先出資に係る優先出資証券を発行する旨の定めがあるものとみなすとされた（整備法第214条第8項）。当該金庫については、施行日に優先出資証券発行協同組織金融機関である旨の登記がされたものとみなされ、登記官が職権でその登記をしなければならないとされた（整備法第214条第22項、第23項、改正省令附則第7条第4項）。

また、信用金庫法又は優先出資法において登記すべき事項でなくなった事項（優先出資に係る登録機関の名称等）については、登記官が職権で抹消しなければならないとされた（改正省令附則第7条第1項第3号。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照）。

(2) その他

次に掲げる行為については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第194条第27項、第214条第24項）。

ア 施行日前に認証を受けた定款に係る金庫の設立（整備法第194条第1項）

イ 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する出資1口の金額の減少（整備法第194条第7項）

ウ 施行日前に募集事項を定めた場合におけるその優先出資の発行（整備法第2

14条第1項)

エ 施行日前に公告がされた場合におけるその優先出資の消却(整備法第214条第3項)

オ 施行日前に普通出資者総会の招集の手続が開始された場合におけるその普通出資者総会の議決を要する優先出資の消却(整備法第214条第4項)

カ 施行日前に普通出資者総会の議決を経た場合におけるその優先出資の分割(整備法第214条第5項)

キ 施行日前に合併の決議等があった場合におけるその合併(整備法第194条第9項,第241条)

ク 施行日前に生じた事由により解散した場合における解散及び清算等(整備法第194条第13項,第16項)

ケ 上記のほか,施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項(整備法第194条第6項)

第6 労働金庫等の登記

労働金庫及び労働金庫連合会の登記に関する改正は,信用金庫等(第5参照)と同様である(労働金庫法(昭和28年法律第227号),優先出資法等)。

第7 相互会社等の登記

1 設立

(1) 設立の手続

ア 定款の絶対的記載事項

相互会社の定款の絶対的記載事項は,改正前と同様である(保険業法第23条第1項)。

ただし,相互会社の公告方法は,官報によることができず,時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告のいずれかとするとされた(保険業法第23条第2項)。

イ 検査役の調査を要しない財産引受けの範囲の拡大

会社法と同様に,財産引受けに係る財産について定款に記載された価額の総額が500万円を超えない場合には,その基金の総額に対する割合を問わず,検査役の調査を要しないとされた(保険業法第24条第2項,会社法第33条第10項第1号)。

また,財産引受けに係る財産のうち,市場価格のある有価証券について定款に記載された価額が当該有価証券の市場価格を超えない場合には,取引所の相場のあるものでなくても,検査役の調査を要しないとされた(保険業法第24条第2項,会社法第33条第10項第2号)。

ウ 基金の募集

発起人は、改正前と同様に、相互会社の設立に際して基金の総額を募集しなければならず、発起人による現物出資の制度はない（保険業法第27条、第24条第1項参照）。

払込取扱機関の払込金保管証明の義務についても、改正前と同様である（保険業法第30条の4）。

エ 社員の募集

発起人は、相互会社の設立に際して、保険契約者である社員（100人以上であることを要する。）を募集しなければならない（保険業法第30条の6、第2条第5項）。

オ 創立総会

創立総会の議事録につき、議長及び出席した取締役の署名又は記名押印の法律上の義務（旧保険業法第26条第4項、旧商法第180条第3項、第244条第3項参照）は、廃止された。

カ 設立時役員等の選任

設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の選任は、創立総会の決議によって、設立時代表取締役又は設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役の選任又は選定は、設立時取締役の過半数の決定によって、それぞれ行わなければならないとされた（保険業法第30条の10）。

キ 相互会社の成立前における定款の変更

公証人の認証を受けた定款は、おおむね会社法と同様に、相互会社の成立前は、裁判所が財産引受け等についての定款の記載事項を不当と認め、これを変更する決定をした場合等を除き、変更することができないとされた（保険業法第23条第4項、第30条の12、会社法第30条第2項）。

ク 設立時取締役及び発起人の権限の見直し

設立中の相互会社における業務執行の決定は、原則として発起人が行うこととされる等、会社法と同様に、設立時取締役及び発起人の権限の見直しがされた。

(2) 設立の登記の手続

ア 登記すべき事項

主たる事務所の所在地において登記すべき事項は、おおむね株式会社と同様に、次のとおりとされた（保険業法第64条第2項）。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 基金（基金償却積立金を含む。）の総額

(エ) 基金の拠出者の権利に関する定め

- (オ) 基金の償却の方法
- (カ) 剰余金の分配の方法
- (キ) 事務所の所在場所
- (ク) 取締役の氏名
- (ケ) 代表取締役の氏名及び住所（委員会設置会社である場合を除く。）
- (コ) 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び計算書類等の備置き場所
- (サ) 監査役設置会社であるときは、その旨及び監査役の氏名
- (シ) 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨
- (ス) 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
- (セ) 一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
- (ソ) 特別取締役による議決の定めがあるときは、その旨、特別取締役の氏名及び取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨
会社法と同様に、社外取締役である旨は、(ソ)、(タ)及び(テ)の場合に限り、登記すべき事項とされた。
- (タ) 委員会設置会社であるときは、その旨、取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨、各委員会の委員及び執行役の氏名並びに代表執行役の氏名及び住所
- (チ) 取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
- (ツ) 社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
- (テ) (ツ)の定款の定めが社外取締役に關するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
- (ト) (ツ)の定款の定めが社外監査役に關するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨
- (ナ) 貸借対照表を電磁的方法により開示するときは、貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって内閣府令で定めるもの（保険業法施行規則第35条の2第1項第1号。具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス）
- (ニ) 公告方法についての定款の定め
- (ヌ) 電子公告を公告方法とするときは、次に掲げる事項
 - a 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項（保険業法施行規則第35条の2第1項

- 第2号。具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス)
- b 事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法について定款の定めがあるときは、その定め
- (ネ) 成立後の最初の5事業年度の事業費に係る金額等の償却に関する定款の定めがあるときは、その定め

イ 添付書面

本店の所在地における設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（保険業法第65条）。

(ア) 定款

(イ) 基金の拠出の申込み又はその総額の拠出を行う契約を証する書面

(ウ) 社員になろうとする者の名簿

(エ) 社員を募集したときは、各社員の入社を証する書面

(オ) 定款に財産引受けその他の変態設立事項についての記載があるときは、次に掲げる書面

a 検査役又は設立時取締役（設立しようとする相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役）の調査報告を記載した書面及びその附属書類

これらの書面は、定款に変態設立事項の定めがある場合に限り、添付しなければならないとされた。

b 保険業法第24条第2項において準用する会社法第33条第10項第2号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

c 保険業法第24条第2項において準用する会社法第33条第10項第3号に掲げる場合には、弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類

(カ) 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

(キ) 払込取扱機関の払込金の保管に関する証明書

(ク) 設立時取締役による設立時代表取締役の選定に関する書面

(ケ) 設立しようとする相互会社が委員会設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

(コ) 創立総会の議事録

(サ) 設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役（設立しようとする相互会社が委員会設置会社である場合にあっては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

改正前と同様に、法登規第7条は商登規第61条第3項を準用していないため、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の就任承諾書の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付することは、要しない。

(シ) 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面（以下「会計参与等就任関係書面」という。）

a 就任を承諾したことを証する書面

b これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

c これらの者が法人でないときは、会計参与にあつては公認会計士又は税理士であることを、会計監査人にあつては公認会計士であることを証する書面

(ス) 特別取締役による議決の定めがあるときは、特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面

(セ) 登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、その同意又は一致があつたことを証する書面（保険業法第65条、商登法第47条第3項）

発起人が事務所の所在場所等を定めた場合は、その過半数の一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき、主たる事務所の所在地においては30万円、従たる事務所の所在地においては9000円である（登税法別表第一第24号（一）リ、（二）イ）。

2 機関

(1) 機関に関する改正

ア 相互会社の機関

相互会社は、社員総会以外の機関として、次に掲げる区分に応じ、次の機関を置くものでなければならないとされた（保険業法第51条）。

(ア) 保険会社である相互会社（保険業法第5条の2）

取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人

(イ) 少額短期保険業者である相互会社（保険業法第272条の4第1項第1号、保険業法施行令（平成7年政令第425号）第38条の2）

a 基金（基金償却積立金を含む。）の総額が3億円以上である場合

取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人

b aの額が3億円に満たない場合

取締役会及び監査役又は委員会

このほか、相互会社は、株式会社と同様の機関設計の規律の下に、定款の定めによって、会計参与、監査役会又は会計監査人を置くことができるとされた（保険業法第51条第2項、第4項、第5項）。

イ 社員総会等

(ア) 社員総会等を開催した場合

社員総会（総代会を含む。以下第7において同じ。）の議事録につき、議長及び出席した取締役の署名又は記名押印の法律上の義務（旧保険業法第41条，第49条，旧商法第244条第3項参照）は、廃止された。

(イ) 社員総会の決議を省略した場合

社員総会の決議があったものとみなされる場合（保険業法第41条，会社法第319条）についても，決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（保険業法施行規則第20条の26第4項第1号）。

ウ 役員等

取締役，会計参与，監査役及び会計監査人の任期及びこれらの補欠者の予選については，公開会社である株式会社と同様とされた（保険業法第53条の3から第53条の7まで）。

ただし，相互会社の役員及び会計監査人は，いつでも社員総会の決議によって解任することができる場所，その決議は，監査役の解任の場合を含め，特別決議ではなく，普通決議で足りるとされた（保険業法第53条の10，第37条の3第1項）。

エ 取締役会

定款の定めに基づく取締役会の決議の省略の制度が創設され（保険業法第53条の16，会社法第370条），この場合には，決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（保険業法施行規則第23条の9第4項第1号）。

オ 委員会及び執行役

委員会及び執行役についても，株式会社と同様とされた（保険業法第53条の24から第53条の32まで）。

カ 役員等の損害賠償責任

(ア) 定款の定めに基づく取締役会による一部免除

相互会社は，取締役又は監査役のほか，会計参与又は会計監査人の相互会社に対する任務懈怠責任についても，これらの者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において，特に必要と認めるときは，一定の最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができるとされた（保険業法第53条の36，会社法第426条）。

(イ) 定款の定めに基づく会計参与等の責任の制限

相互会社は，社外取締役のほか，会計参与，社外監査役又は会計監査人の

相互会社に対する任務懈怠責任についても、これらの者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ相互会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約をこれらの者と締結することができる旨を定款で定めることができることとされた（保険業法第53条の36，会社法第427条）。

(2) 機関の登記の手續に関する改正

ア 役員等の変更の登記

役員等の就任又は退任による変更の登記の添付書面は、株式会社についてと同様である（保険業法第67条，商登法第46条第1項，第2項，第54条，第55条）。

イ 役員等の責任の免除又は制限に関する規定の登記

(1)の力の役員等の責任の免除又は制限に関する規定の設定又は廃止による変更の登記の申請書には、定款の変更に係る社員総会の議事録を添付しなければならない（保険業法第67条，商登法第46条第2項）。

ウ 登録免許税額

ア又はイの登記の登録免許税額は、株式会社についてと同様である。

3 計算書類の公告

証券取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない相互会社（保険業法第54条の7第4項参照）がする1の(2)のアの(ナ)の事項（具体的には、ウェブページのアドレス）の廃止による変更の登記について、当該相互会社に該当することを証する書面の添付を要しないことは、株式会社についてと同様である。

4 基金償却積立金の取崩し

(1) 基金償却積立金の取崩しの手續

相互会社は、社員総会の特別決議により、基金償却積立金を取り崩すことができる（保険業法第57条第1項，第2項）。

この場合には、保険業を営む株式会社の資本金の額の減少の場合（第1部の第2の2参照）と同様に、その内容等を官報及び定款で定めた公告方法により公告しなければならず、保険契約者その他の債権者は異議を述べることができるとされた（保険業法第57条第4項，第17条第1項本文，第2項）。

なお、異議を述べた保険契約者等の権利が公告の時に於いて既に保険事故の発生その他の事由により生じている保険金請求権等でない場合には、当該保険契約者等に対する弁済又は相当の担保の提供等の措置をとる必要はないが、異議を述べた保険契約者（既に保険金請求権等が生じている保険契約に係る保険契約者を除く。以下(1)及び(2)のアの(ウ)において同じ。）の数が保険契約者の総数の5分

の1を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の5分の1を超えるときは、基金償却積立金の取崩しの決議は、効力を有しない（保険業法第57条第4項、第17条第5項、第6項、保険業法施行規則第30条の12）。

(2) 基金償却積立金の取崩しによる変更の登記の手續

ア 添付書面

登記の申請書には、官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）及び社員総会の議事録等（商登法第46条）のほか、保険業を営む株式会社の資本金の額の減少の場合（第1部の第2の2参照）と同様に、次の書面を添付しなければならないとされた（保険業法第57条第3項）。

(ア) (1)の公告をしたことを証する書面

(イ) 異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、相当の担保を供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(ウ) (1)のなお書きの異議を述べた保険契約者の数が保険契約者の総数の5分の1を超えなかったことを証する書面又はその者の保険契約に係る内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の5分の1を超えなかったことを証する書面

イ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第24号（一）ネ）。

5 基金の募集

(1) 基金の募集の手續に関する改正

募集をする基金の引受人による金銭の払込みは、改正前と同様に、払込取扱機関にしなければならないが、当該払込取扱機関の払込金保管証明の義務は、廃止された（保険業法第60条の2第4項、第30条の3第1項、旧保険業法第60条第5項、旧商法第189条参照）。

(2) 基金の募集による変更の登記に関する改正

ア 添付書面

基金の募集による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（保険業法第60条の2第3項）。

(ア) 社員総会の議事録

(イ) 基金の拠出の申込み又はその総額の拠出を行う契約を証する書面

(ウ) 基金の払込みがあったことを証する書面

イ 登録免許税額

登録免許税額は、申請 1 件につき 3 万円である（登税法別表第一第 2 4 号

（一）ネ）。

6 合併

(1) 合併の手続

ア 当事者

相互会社は、改正前と同様に、他の相互会社と合併をすることができ、その場合には、合併後存続する会社又は合併により設立する会社は、相互会社でなければならない（保険業法第 1 5 9 条）。

なお、相互会社と株式会社との合併については、第 3 部の第 3 のとおりである。

イ 合併契約の作成及び承認

相互会社は、他の相互会社と合併をするには、次に掲げる区分に応じ、合併契約において次の事項を定め、社員総会の特別決議によって、その承認を受けなければならない（保険業法第 1 6 5 条の 1 6，第 1 6 5 条の 2 0）。

(ア) 吸収合併（保険業法第 1 6 0 条）

a 当事者の名称及び住所

b 吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付すべき金銭の額を定めたときは、その定め

c 吸収合併消滅相互会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項

d 効力発生日

e その他内閣府令で定める事項

(イ) 新設合併（保険業法第 1 6 1 条）

a 当事者の名称及び住所

b 新設合併設立相互会社の目的、名称及び主たる事務所の所在地

c b のほか、新設合併設立相互会社の定款で定める事項

d 新設合併設立相互会社の設立時取締役の氏名

e 新設合併設立相互会社が会計参与設置会社、監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の氏名又は名称

f 新設合併消滅相互会社の社員に対して交付すべき金銭の額を定めたときは、その定め

g 新設合併後における保険契約者の権利に関する事項

h その他内閣府令で定める事項

ウ 新設合併設立相互会社の手続

合併契約において定められた新設合併設立相互会社の設立時取締役は、その過半数の決定をもって、設立時代表取締役又は設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役を選定しなければならない（保険業法第165条の22第1項、第30条の10第6項、会社法第47条、第48条）。

エ 債権者保護手続

合併をする相互会社がしなければならない債権者保護手続については、改正後の基金償却積立金の取崩しの手続（4参照）と同様である（保険業法第165条の17、第165条の20）。

オ 合併の効力

吸収合併の効力は、登記の日ではなく、効力発生日に生ずるとされた（保険業法第169条）。

新設合併の効力は、改正前と同様に、登記の日に生ずる（保険業法第169条の2）。

(2) 合併の登記の手続

ア 吸収合併による変更の登記

主たる事務所の所在地における吸収合併存続相互会社の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（保険業法第170条第1項、第3項、商登法第80条）。

(ア) 官庁の許可書又はその認証がある謄本（保険業法第67条、商登法第19条）

(イ) 吸収合併契約書

(ウ) 吸収合併存続相互会社の手続に関する次に掲げる書面

a 社員総会の議事録（保険業法第67条、商登法第46条）

b 保険業法の債権者保護手続に関する書面（保険業法第170条第1項第1号、第3号、第3項、商登法第80条第3号、保険業法施行令第17条の16。4の(2)のアの(ア)から(ウ)まで参照）

c 合併契約において、保険契約（特定契約を除く。）について契約条件の変更を定める場合には、保険業法第254条第3項の公告をしたことを証する書面（同法第170条第1項第5号）

(イ) 吸収合併消滅相互会社の手続に関する次に掲げる書面

a 吸収合併消滅相互会社の登記事項証明書

b 社員総会の議事録

c 保険業法の債権者保護手続に関する書面（保険業法第170条第1項第

1号,第3号,第3項,商登法第80条第8号,保険業法施行令第17条の16。4の(2)のアの(ア)から(ウ)まで参照)

イ 新設合併による設立の登記

主たる事務所の所在地における新設合併設立相互会社の設立の登記の申請書には,次の書面を添付しなければならない(保険業法第170条第2項,第3項,商登法第81条)。

(ア) 官庁の許可書又はその認証がある謄本(保険業法第67条,商登法第19条)

(イ) 新設合併契約書

(ウ) 新設合併設立相互会社に関する次に掲げる書面

a 定款

b 設立時取締役による設立時代表取締役の選定に関する書面

c 設立しようとする相互会社が委員会設置会社であるときは,設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

d 設立時取締役,設立時監査役及び設立時代表取締役(設立しようとする相互会社が委員会設置会社である場合にあつては,設立時取締役,設立時委員,設立時執行役及び設立時代表執行役)が就任を承諾したことを証する書面

e 設立時会計参与または設立時会計監査人を選任したときは,会計参与等就任関係書面

f 特別取締役による議決の定めがあるときは,特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面

(I) 新設合併消滅相互会社の手続に関する次に掲げる書面

a 新設合併消滅相互会社の登記事項証明書

b 社員総会の議事録

c 保険業法の債権者保護手続に関する書面(保険業法第170条第1項第1号,第3号,第3項,商登法第81条第8号,保険業法施行令第17条の16。4の(2)のアの(ア)から(ウ)まで参照)

7 清算

清算相互会社の機関,清算人となる者,清算人会の決議の省略の制度の創設,監査役の任期の上限の廃止その他の事項について,おおむね清算株式会社と同様とされた(保険業法第180条から第183条まで)。

8 外国相互会社

外国相互会社については,日本における代表者の1人以上が日本に住所を有していれば足りること,その登記すべき事項等につき,会社法の外国会社と同様とされ

た（保険業法第193条，第215条）。

ただし，外国相互会社の公告方法は，時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告のいずれかを定めなければならないとされた（保険業法第217条第1項）。

9 経過措置

(1) 相互会社に関する経過措置

ア 職権による登記

整備法の施行の際現に存する相互会社（委員会設置会社を除く。）は，監査役を置いているため，施行日に監査役設置会社である旨の登記がされたものとみなされ，登記官が職権でその登記をしなければならないとされた（整備法第216条第42項，第61項，改正省令附則第7条第4項）。

また，登記すべき事項でなくなった事項（重要財産委員会を置く旨等）については，登記官が職権で抹消しなければならないとされた（改正省令附則第7条第1項第4号，第5号。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照）。

イ 大会社又はみなし大会社（委員会設置会社を除く。）による登記の申請

(ア) 監査役会設置会社及び会計監査人設置会社の定め

整備法の施行の際現に大会社又はみなし大会社（委員会設置会社を除く。）である相互会社の定款には，監査役会及び会計監査人を置く旨の定款の定めがあるものとみなすとされた（整備法第216条第17項）。

また，事業年度の途中で大会社又はみなし大会社に該当しなくなった相互会社であって，整備法の施行の際現に大会社特例規定の適用があるものについても，同様とされたが，これによりみなされた定款の定めは，施行日後最初に終結する定時社員総会の終結の時に，その効力を失うとされた（金融庁関係整備政令第45条による改正後の経過措置政令第20条第3項，第5項）。

(イ) 登記の手続

a 登記すべき事項

(ア)の定款の定めがあるものとみなされた場合には，当該相互会社は，施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは，その時まで）に，主たる事務所の所在地において，次に掲げる事項の登記をしなければならない（整備法第216条第45項）。

(a) 監査役会設置会社である旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨

(b) 会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称

b 添付書面等

添付書面及び登録免許税額については、大会社又はみなし大会社（委員会設置会社を除く。）である株式会社による監査役会設置会社等の登記の申請の場合と同様である（保険業法第67条，商登法第46条，第54条第2項，整備法第216条第63項）。

ウ 委員会設置会社による登記の申請

(ア) 委員会等に関する定め

整備法の施行の際現に委員会等設置相互会社であった相互会社の定款には、取締役会、委員会及び会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなすとされた（整備法第216条第19項）。

また、事業年度の途中で委員会等設置相互会社の定款の定めを廃止した相互会社であって、整備法の施行の際現に旧保険業法第52条の5の規定の適用があるものについても、同様とされたが、これによりみなされた定款の定めは、施行日後最初に終結する定時社員総会の終結の時に、その効力を失うとされた（金融庁関係整備政令第45条による改正後の経過措置政令第20条第4項，第5項）。

(イ) 登記の手続

a 登記すべき事項

(ア)の定款の定めがあるものとみなされた場合には、当該相互会社は、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に、主たる事務所の所在地において、会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称の登記をしなければならないとされた（整備法第216条第45項第2号）。

b 添付書面等

添付書面及び登録免許税額については、委員会設置会社である株式会社による会計監査人設置会社等の登記の申請の場合と同様である（保険業法第67条，商登法第46条，第54条第2項）。

エ 公告方法

整備法の施行の際現に存する相互会社については、施行日以後最初に終結する定時社員総会の終結の時まで、官報に掲載する方法を公告方法とすることができる（金融庁関係整備政令第45条による改正後の経過措置政令第20条第13項）。

オ 社外取締役の登記の抹消の猶予

社外取締役の登記をしている相互会社は、保険業法の規定により当該登記の必要がなくなる場合であっても、当該社外取締役の任期中に限り、当該登記の

抹消をすることを要しないとされた（整備法第216条第43項）。

カ その他

次に掲げる行為については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第216条第9項、第11項、第20項、第23項、第32項、第38項、第62項）。

(ア) 施行日前に認証を受けた定款に係る相互会社の設立

(イ) 施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する基金償却積立金の取崩し

(ウ) 施行日前に基金の募集の決議があった場合におけるその基金の募集の手続

(エ) 施行日前に生じた事由により解散した場合における相互会社の清算等

(オ) 施行日前に合併契約書が作成された合併

(カ) 上記のほか、施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項

(2) 外国相互会社に関する経過措置

外国相互会社に関する経過措置については、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に公告方法の登記及び支配人の登記をしなければならないこと等、会社法の外国会社に関する経過措置と同様である（整備法第216条第49項から第51項まで）。

第8 特定目的会社の登記

1 設立

(1) 設立の手続

ア 定款の絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項は、目的、商号、本店の所在地、特定資本金の額、発起人の氏名又は名称及び住所並びに存続期間又は解散の事由に限定され、特定出資1口の金額及び公告方法は、これに当たらないとされた（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。以下「資産流動化法」という。）第16条第2項）。

イ 公告方法

特定目的会社は、公告方法として、官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のほか、電子公告とする旨を定款で定めることもできるとされたが、これらの定めがない特定目的会社の公告方法は、官報に掲載する方法とするとされた（資産流動化法第194条）。

ウ 最低資本金制度の廃止等

特定目的会社の特定資本の額は10万円を下回ってはならないとする最低資

本金制度（旧資産流動化法第19条第2項参照）は、廃止された。

特定資本金の額は、資産流動化法に別段の定めがある場合を除き、特定出資の発行に際して特定社員となる者が払込み又は給付をした財産の額とされ（資産流動化法第16条第2項第4号）、特定出資1口の金額に特定出資の総口数を乗じて得た数という関係はないものとされた（旧資産流動化法第28条参照）。

エ 設立時発行特定出資の口数等の決定方法

発起人は、次に掲げる事項の定めが定款にないときは、その全員の同意により、これを定めなければならないとされた（資産流動化法第17条第1項）。

(ア) 発起人が割当てを受ける設立時発行特定出資の口数

(イ) 設立時発行特定出資と引換えに払い込む金銭の額

なお、特定目的会社の設立手続は、改正前と同様に、株式会社における発起設立に相当するものに限られ、発起人は、設立時発行特定出資の全部を引き受けなければならない（資産流動化法第17条第2項。平成10年8月31日付け法務省民四第1606号当職通達、平成12年11月29日付け法務省民四第2679号法務省民事局第四課長通知参照）。

オ 検査役の調査を要しない現物出資財産等の範囲の拡大

会社法と同様に、現物出資財産等について定款に記載された価額の総額が500万円を超えない場合には、その特定資本の額に対する割合を問わず、検査役の調査を要しないとされた（資産流動化法第18条第2項、会社法第33条第10項第1号）。

ただし、改正前と同様に、現物出資財産等が一定の有価証券である場合につき検査役の調査を要しないとする制度（会社法第33条第10項第2号参照）は、存しない（資産流動化法第18条第2項）。

カ 払込金保管証明の義務

払込取扱機関の払込金保管証明の義務については、改正前と同様である（資産流動化法第24条第3項、会社法第64条）。

キ 設立時役員等の選任

発起人は、その議決権の過半数により、設立時取締役及び設立時監査役を選任し、設立しようとする特定目的会社が会計参与設置会社又は会計監査人設置会社であるときは、それぞれ設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任しなければならないとされた（資産流動化法第21条）。

ク 特定目的会社の成立前における定款の変更

公証人の認証を受けた定款は、おおむね会社法と同様に、特定目的会社の成立前は、裁判所が現物出資財産等についての定款の記載事項を不当と認め、こ

れを変更する決定をした場合等を除き，変更することができないとされた（資産流動化法第16条第6項，会社法第30条第2項）。

ケ 設立時取締役及び発起人の権限の見直し

設立中の特定目的会社における業務執行の決定は，原則として発起人が行うこととされる等，会社法と同様に，設立時取締役及び発起人の権限の見直しがされた。

コ 特定社員名簿管理人の制度の創設

特定目的会社は，株式会社の株主名簿管理人に相当するものとして，特定社員名簿管理人を置く旨を定款で定め，特定社員名簿に関する事務を行うことを委託することができることとされた（資産流動化法第28条第3項，会社法第123条）。

(2) 設立の登記の手続

ア 登記すべき事項

特定目的会社は，本店の所在地において，次の事項も登記しなければならないとされた（資産流動化法第22条第2項第6号，第7号，第10号から第12号まで）。

(ア) 発行した特定出資の総口数

(ア)の登記の登記記録例は，別紙記録例4の(1)による。

(イ) 特定社員名簿管理人を置いたときは，その氏名又は名称及び住所並びに営業所

(ロ) 会計参与設置会社であるときは，その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び計算書類等の備置き場所

(ハ) 会計監査人設置会社であるときは，その旨及び会計監査人の氏名又は名称

(ニ) 一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは，その氏名又は名称

なお，特定出資1口の金額は，登記すべき事項ではないとされた（旧資産流動化法第24条第2項第1号，第18条第2項第5号参照）。

イ 添付書面

本店の所在地における設立の登記の申請書には，次の書面を添付しなければならないとされた（資産流動化法第184条）。

(ア) 定款

(イ) 定款に資産流動化法第16条第3項各号に掲げる事項（変態設立事項）についての記載があるときは，次に掲げる事項

a 検査役又は設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面並びにその附属書類

これらの書面は，定款に変態設立事項の定めがある場合に限り，添付し

なければならないとされた。

b 資産流動化法第18条第2項において準用する会社法第33条第10項第3号に掲げる場合には、弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類

(ウ) 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

(イ) 払込取扱機関の払込金の保管に関する証明書

(オ) 特定社員名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

(カ) 設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役が就任を承諾したことを証する書面

(キ) (カ)の書面の設立時取締役の印鑑につき市区町村長の作成した証明書(特定目的会社登記規則(平成10年法務省令第37号。以下「特登規」という。)第3条、商登規第61条第2項)

(ク) 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、会計参与等就任関係書面

(ケ) 登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、その同意又は一致があったことを証する書面

発起人が割当てを受ける設立時発行特定出資の口数を定めた場合(1)の工参照)は、その全員の同意があったことを証する書面を、発起人が本店の所在場所、設立時役員、特定社員名簿管理人等を定めた場合は、その過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき、本店の所在地においては3万円、支店の所在地においては6000円である(登税法別表第一第25号(一)イ、(二)イ)。

2 特定出資の発行

(1) 募集特定出資の発行の手続

ア 募集事項等の決定

特定目的会社は、特定出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、社員総会の特殊決議により、次の募集事項を定めなければならないとされた(資産流動化法第36条第1項、第2項、第60条第4項第2号)。

(ア) 募集特定出資の口数

(イ) 募集特定出資の払込金額又はその算定方法

(ウ) 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額

(イ) 募集特定出資と引換えにする金銭の払込み又は(ウ)の財産の給付の期日又

はその期間

また、特定目的会社は、特定社員に特定出資の割当てを受ける権利を与えるときは、社員総会の決議により、募集事項のほか、その旨及び募集特定出資の引受けの申込みの期日を定めなければならないとされた（資産流動化法第36条第5項、会社法第202条第1項）。

なお、特定目的会社は、株式会社の自己株式に関する規律と異なり、改正前と同様に、権利の実行に当たりその目的を達成するために必要な場合等を除き、自己の特定出資を取得することができず、その場合には、相当の時期にこれを処分しなければならない（資産流動化法第34条）ため、この手続と募集特定出資の発行の手続とは、全く別個のものと整理されている。

イ 募集特定出資の割当て

特定目的会社は、募集特定出資の総口数の引受けを行う契約を締結する場合以外の場合には、社員総会の特殊決議により、募集特定出資の割当てを受ける者及び割り当てる募集特定出資の口数を決定しなければならないとされた（資産流動化法第36条第5項、会社法第204条、第205条、第60条第4項第2号）。

ウ 検査役の調査を要しない現物出資財産の範囲の拡大

現物出資財産を給付する募集特定出資の引受人に割り当てる募集特定出資の総口数が特定出資の総口数の10分の1を超えない場合には、増加する特定資本金の額に対する割合を問わず、検査役の調査を要しないとされた（資産流動化法第36条第5項、会社法第207条第9項第1号）。

ただし、改正前と同様に、現物出資財産が一定の有価証券である場合又は特定目的会社に対する金銭債権である場合につき検査役の調査を要しないとする制度（会社法第207条第9項第3号、第5号参照）は、存しない（資産流動化法第36条第5項）。

エ 払込金保管証明の義務

払込取扱機関の払込金保管証明の義務については、改正前と同様である（資産流動化法第36条第7項、会社法第64条）。

オ 効力の発生

(ア) 特定社員となる時期

募集事項において、募集特定出資と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付の期間を定めた場合には、引受人は、出資の履行をした日に、特定社員となるとされた（資産流動化法第36条第5項、会社法第209条第1項第2号）。

(イ) 定款変更の時期

特定目的会社は、募集事項において定めた金銭の払込み又は現物出資財産の給付の期日（一定の期間を定めた場合にあつては、当該期間の末日）に、払込み又は給付がされた財産の額に相当する額の特定資本金の額を増加する定款の変更をしたものとみなすとされた（資産流動化法第36条第6項）。

したがって、改正前と異なり、登記は、特定資本金の額の増加の効力発生要件ではない（旧資産流動化法第116条第3項，旧有限会社法第53条ノ2参照）。

(2) 募集特定出資の発行による変更の登記の手續

ア 登記期間

募集特定出資の発行により登記事項に変更があつたときは、募集特定出資と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付の期日（一定の期間を定めた場合にあつては、当該期間の末日）から2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（資産流動化法第22条第3項，会社法第915条第1項，第2項）。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、特定資本金の額，発行した特定出資の総口数及び変更年月日である。

ウ 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（資産流動化法第185条）とされ、取締役及び監査役の調査報告を記載した書面は、添付書面ではないとされた（旧資産流動化法第138条第2号参照）。

(ア) 社員総会の議事録（資産流動化法第183条，商登法第46条）

(イ) 募集特定出資の引受けの申込み又は総口数の引受けを行う契約を証する書面

(ウ) 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

(イ) 金銭を出資の目的とするときは、払込取扱機関の払込金の保管に関する証明書

(オ) 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次の書面

a 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

b 資産流動化法第36条第5項において準用する会社法第207条第9項第4号に掲げる場合には、弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類

エ 登録免許税額

登録免許税額は、改正前と同様に、申請1件につき1万5000円である（登

税法別表第一第25号(一)ロ)

3 特定出資の併合

(1) 特定出資の併合の手続

特定目的会社は、社員総会の特殊決議により、併合の割合及び特定出資の併合の効力発生日を定め、特定出資の併合をすることができることとされた(資産流動化法第38条、第60条第4項第3号、会社法第180条)。

特定出資の併合の効力は、効力発生日に生ずる(資産流動化法第38条、会社法第182条)。

(2) 特定出資の併合による変更の登記の手続

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行した特定出資の総口数及び変更年月日である。

イ 添付書面

登記の申請書には、社員総会の議事録を添付しなければならない(資産流動化法第183条、商登法第46条)。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万5000円である(登税法別表第一第25号(一)ロ)。

4 優先出資の発行

(1) 募集優先出資の発行の手続

ア 資産流動化計画の記載

資産流動化計画には、改正前と同様に、優先出資については、総口数の最高限度、優先出資の内容(利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。)その他の発行及び消却に関する事項として内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

イ 優先出資を引き受ける者の募集等

特定目的会社は、改正前と同様に、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の過半数の決定により、優先出資を引き受ける者の募集をすることができる(資産流動化法第39条第1項)。

ただし、第二種特定目的会社(優先出資社員が存在する特定目的会社をいう。資産流動化法第51条第1項参照)において、募集優先出資の払込金額が当該募集優先出資を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、特定社員及び優先出資社員を構成員とする社員総会の特別決議によって、当該募集優先出資の種類、口数及び払込金額を定めなければならない(資産流動化法第39条第2項、第3項、第60条第3項第2号)。

なお、優先出資の額面金額の制度は廃止され、優先出資の発行価額が額面金

額を下回ってはならないとする規律も廃止された（旧資産流動化法第37条第2項，第3項参照）。

ウ 払込金保管証明の義務等

現物出資の禁止及び払込取扱機関の払込金保管証明の義務については，改正前と同様である（資産流動化法第40条第10項，第41条第6項，会社法第64条）。

エ 効力の発生

募集優先出資の引受人は，改正前と同様に，(2)の優先出資の発行の登記の日に，払込みをした募集優先出資の優先出資社員となる（資産流動化法第42条第2項）。

(2) 募集優先出資の発行の登記の手続

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は，次のとおりとされ，改正前の優先出資に係る名義書換代理人に相当するものとして，(ウ)の事項が定められた（資産流動化法第42条第1項）。

(ア) 優先資本金の額（資産流動化法に別段の定めがある場合を除き，優先出資の発行に際して優先出資社員となる者が特定目的会社に対し払込みをした財産の額をいう。）

(イ) 内容の異なる2以上の種類の優先出資を発行するときは，優先出資の総口数並びに当該優先出資の種類ごとの口数並びに利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容及び消却に関する規定

(ウ) 優先出資社員名簿管理人を置いたときは，その氏名又は名称及び住所並びに営業所

イ 添付書面

登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（資産流動化法第186条）。

(ア) 資産流動化計画（特登規第3条，商登規第61条第1項）

(イ) 取締役の過半数の一致があったことを証する書面（(1)のイのただし書の場合には，社員総会の議事録を含む。資産流動化法第183条，商登法第46条）

(ウ) 募集優先出資の引受けの申込み又は総口数の引受けを行う契約を証する書面

(エ) 優先出資社員名簿管理人を置いたときは，定款及びその者との契約を証する書面

(オ) 払込取扱機関の払込金の保管に関する証明書

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万5000円である（登税法別表第一第25号（一）ロ）。

5 優先出資の併合

(1) 優先出資の併合の手続

特定目的会社は、社員総会の特殊決議により、併合の割合、優先出資の併合の効力発生日及び併合する優先出資の種類を定め、優先出資の併合をすることができるとされた（資産流動化法第50条第1項、第60条第4項第3号、会社法第180条）。

特定目的会社は、併合する優先出資の全部について優先出資証券を発行していない場合を除き、当該優先出資に係る優先出資証券提供公告等の手続を行わなければならない（資産流動化法第50条第2項、会社法第219条第1項第2号）。

優先出資の併合の効力は、効力発生日に生ずる（資産流動化法第50条第1項、会社法第182条）。

(2) 優先出資の併合による変更の登記の手続

ア 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(ア) 社員総会の議事録（資産流動化法第183条、商登法第46条）

(イ) 優先出資証券提供公告をしたことを証する書面（併合する優先出資の全部について優先出資証券を発行していない場合には、優先出資社員名簿その他の当該場合に該当することを証する書面）

イ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万5000円である（登税法別表第一第25号（一）ロ）。

6 優先出資の消却

(1) 配当可能利益による優先出資の消却の手続

特定目的会社は、改正前と同様に、優先資本金の額の減少をする場合（資産流動化法第109条、第110条、第159条第1項。10参照）以外には、資産流動化計画の定めるところにより優先出資社員に配当すべき利益をもって優先出資を買い受ける場合に限り、優先出資の消却をすることができる（資産流動化法第47条第1項）。この場合には、取締役は、当該消却の効力発生日を定めなければならない（同条第2項）。

特定目的会社は、消却する優先出資の全部について優先出資証券を発行していない場合を除き、当該優先出資に係る優先出資証券提供公告等の手続を行わなければならない（資産流動化法第47条第3項、第4項）。

優先出資の消却の効力は、効力発生日に生ずる(資産流動化法第47条第6項、会社法第219条第3項)。

(2) (1)の優先出資の消却の登記の手続

ア 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(資産流動化法第187条)。

(ア) 資産流動化計画(特登規第3条、商登規第61条第1項)

(イ) 取締役の過半数の一致があったことを証する書面(資産流動化法第183条、商登法第46条)

(ウ) 利益の存在を証する書面

(エ) 優先出資証券提供公告をしたことを証する書面(消却する優先出資の全部について優先出資証券を発行していない場合には、優先出資社員名簿その他の当該場合に該当することを証する書面)

イ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万5000円である(登税法別表第一第25号(一)ロ)。

7 機関

(1) 機関に関する改正

ア 特定目的会社の機関

特定目的会社には、改正前と同様に、社員総会以外の機関として、次の機関を置かなければならない(資産流動化法第67条第1項)。

(ア) 取締役

(イ) 監査役

(ウ) 会計監査人(ただし、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であって、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額が200億円に満たないものにあつては、これを置く必要はない。資産の流動化に関する法律施行令(平成12年政令第479号)第24条)。

また、特定目的会社は、定款の定めによって、会計参与を置くことができるとされた(資産流動化法第67条第2項)。

イ 社員総会

(ア) 議決権

改正前と同様に、優先出資を発行しない特定目的会社の社員は特定社員であり、優先出資を発行する特定目的会社の社員は特定社員及び優先出資社員であるが、優先出資社員は、定款又は資産流動化法に別段の定めがある場合

を除き，社員総会における議決権を有しない（資産流動化法第26条，第27条第4項）。

(1) 社員総会の議事録

a 社員総会を開催した場合

社員総会の議事録につき，議長及び出席した取締役の署名又は記名押印の法律上の義務（旧資産流動化法第62条，旧商法第244条第3項参照）は，廃止された。

ただし，社員総会の決議によって特定目的会社を代表する取締役を選任した場合における当該社員総会の議事録については，改正前と同様に，議長及び出席した取締役の記名押印を要する場合がある（特登規第3条，商登規第61条第4項第1号）。

b 決議の省略の制度の創設

無議決権事項（社員総会が会議の目的とすべき事項のうち，優先出資社員が議決権を有しないものをいう。資産流動化法第51条第1項第3号参照）について，社員総会の決議の省略の制度が創設された（資産流動化法第63条）。

ウ 取締役

取締役は，改正前と同様に，社員総会の普通決議によって選任し，その任期の上限は，定められていない（資産流動化法第68条第1項）。

補欠者の予選については，株式会社の役員と同様とされた（資産流動化法第68条第2項）。

取締役は，累積投票により選任されたものを除き，社員総会の特別決議ではなく，普通決議によって解任することができることとされた（資産流動化法第74条第1項，第60条第3項第3号）。

エ 代表取締役

取締役は，改正前と同様に，原則として，各自特定目的会社を代表する（資産流動化法第79条第1項本文）。

ただし，特定目的会社は，定款，定款の定めに基づく取締役の互選又は社員総会の決議によって，取締役の中から代表取締役を定めることができ，その場合には，その余の取締役は，代表権を有しないとされた（資産流動化法第79条）。

オ 会計参与

会計参与は，社員総会の普通決議によって選任し，その任期の上限は，定められていない（資産流動化法第68条第1項）。

補欠者の予選については，ウと同様である（資産流動化法第68条第2項）。

会計参与は、社員総会の普通決議によって解任することができる（資産流動化法第74条第1項）。

カ 監査役

監査役は、改正前と同様に、社員総会の普通決議によって選任し、その任期の上限は、定められていない（資産流動化法第68条第1項）。

補欠者の予選については、ウと同様である（資産流動化法第68条第2項）。

監査役は、改正前と同様に、社員総会の特別決議によって解任することができる（資産流動化法第74条第1項、第60条第3項第3号）。

キ 会計監査人

会計監査人は、社員総会の普通決議によって選任するが、その任期は、就任日ではなく選任日を起算点とし、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとされた（資産流動化法第68条第1項、第73条第4項、会社法第338条第1項）。なお、当該社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該社員総会において再任されたものとみなされる（資産流動化法第73条第4項、会社法第338条第2項）。

会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、改正前と同様に、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（資産流動化法第76条第4項）。

会計監査人は、改正前と同様に、社員総会の普通決議によって解任することができるほか、職務上の義務に違反した場合等には、監査役の全員の同意によって解任することもできる（資産流動化法第74条第1項、第75条）。

(2) 機関の登記の手續に関する改正

役員等の就任又は退任による変更の登記の添付書面については、取締役会設置会社以外の株式会社の役員等とおおむね同様である（資産流動化法第183条、商登法第46条第1項、第2項、第54条、第55条、特登規第3条、商登規第61条）。

登録免許税額は、申請1件につき1万5000円である（登税法別表第一第25号（一）ロ）。

8 計算書類の公告

証券取引法第24条第3項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない特定目的会社（資産流動化法第104条第8項参照）がする資産流動化法第22条第2項第13号に掲げる事項（具体的には、ウェブページのアドレス）の廃止による変更の登記について、当該特定目的会社に該当することを証する書面の添付を要しないことは、株式会社についてと同様である。

9 特定資本金の額の減少

(1) 特定資本金の額の減少の手続

ア 社員総会の特殊決議

特定目的会社は、損失のてん補のためにのみ、定款を変更することにより、特定資本金の額の減少をすることができ、その場合に限り、特定出資を消却することができることとされた（資産流動化法第108条第1項、第35条）。

この場合には、社員総会の特殊決議により、次の事項を定めなければならないとされた（資産流動化法第108条第2項）。

(ア) 減少する特定資本金の額

(イ) 特定資本金の額の減少の効力発生日

なお、(ア)の額は、損失の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えることができないとされた（資産流動化法第108条第4項、資産の流動化に関する法律施行規則（平成12年総理府令第128号。以下「資産流動化法施行規則」という。）第56条）。

イ 債権者保護手続

特定目的会社が特定資本金の額を減少する場合には、減少する特定資本金の額等を官報に公告し、かつ、知っている債権者に対し各別に催告する等の債権者保護手続を行わなければならない（資産流動化法第111条）。

(2) 特定資本金の額の減少による変更の登記の手続

ア 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(ア) 社員総会の議事録（資産流動化法第183条、商登法第46条）

(イ) 債権者保護手続に関する書面（資産流動化法第188条）

イ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万5000円である（登税法別表第一第25号（一）ロ）。

10 優先資本金の額の減少

(1) 優先資本金の額の減少の手続

特定目的会社は、アからウまでの場合に、優先資本金の額の減少をすることができる（資産流動化法第109条第1項）。

ア 社員総会の決議による場合

(ア) 決議機関

特定目的会社は、特定社員及び優先出資社員を構成員とする社員総会の特別決議によって、次に掲げる事項を定めなければならないとされた（資産流動化法第109条第2項、第5項、第60条第3項第4号）。

a 減少する優先資本金の額

aの額は、損失の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えることができない（資産流動化法第109条第4項，資産流動化法施行規則第57条）。

b 優先資本金の額の減少の効力発生日

c 優先出資の消却をするときは、消却する優先出資の種類及び口数，消却の方法並びに消却に要する額

d 損失のてん補に充てるときは、てん補に充てる額

ただし、優先資本金の額の減少を定時社員総会において決議する場合において、aの額が定時社員総会の日における欠損の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えないときは、その決議要件は、普通決議で足りるとされた（資産流動化法第60条第3項第4号，資産流動化法施行規則第50条）。

(イ) 債権者保護手続

特定目的会社が優先資本金の額を減少する場合には、減少する優先資本金の額等を官報に公告し、かつ、知っている債権者（特定社債権者，特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者を除く。）に対し各別に催告する等の債権者保護手続を行わなければならない（資産流動化法第111条）。

イ 資産流動化計画に基づく取締役の決定による場合

特定目的会社は、おおむね改正前と同様に、優先資本金の額の減少をする目的その他の一定の事項について資産流動化計画に定めがある場合に限り、取締役の過半数の決定をもって優先資本金の額の減少をすることができる（資産流動化法第110条第1項）。

この場合には、特定目的会社は、取締役の決定の2週間前に、当該一定の事項を公告しなければならない（資産流動化法第110条第2項）。

債権者保護手続については、アの(イ)と同様である（資産流動化法第111条）。

ウ 資産流動化計画に基づく業務を終了した場合

特定目的会社は、改正前と同様に、資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分を終了し、かつ、発行した特定社債の償還等を完了した場合において、新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、当該特定目的会社の貸借対照表を作成して、社員総会の承認を受けなければならないところ、これに伴い、資産流動化計画の定めるところに従い優先出資を消却して、優先資本金の額の減少をすることができる（資産流動化法第159

条，第109条第1項）。

なお，貸借対照表上の純資産の額が当該優先出資の消却をするために必要となる金額に満たない場合には，当該貸借対照表の承認は，特定社員及び優先出資社員を構成員とする社員総会によらなければならない（資産流動化法第159条第3項）。

(2) 優先資本金の額の減少による変更の登記の手続

ア 添付書面

登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない。

(ア) 決議機関に応じ，社員総会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面（資産流動化法第183条，商登法第46条）

(イ) 優先出資の消却をする場合には，優先出資証券提供公告をしたことを証する書面（消却する優先出資の全部について優先出資証券を発行していない場合には，優先出資社員名簿その他の当該場合に該当することを証する書面。資産流動化法第187条第1項）

(ウ) 次に掲げる区分に応じ，次の書面（資産流動化法第189条）

a 社員総会の決議による場合

(1)のアの(イ)の債権者保護手続に関する書面

b 資産流動化計画に基づく取締役の決定による場合

(a) 資産流動化計画（特登規第3条，商登規第61条第1項）

(b) (1)のイの公告をしたことを証する書面

(c) (1)のイの債権者保護手続に関する書面

c 資産流動化計画に基づく業務を終了した場合

(a) 資産流動化計画

(b) 特定社債の償還，特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済を証する書面

イ 登録免許税額

登録免許税額は，申請1件につき1万5000円である（登税法別表第一第25号（一）ロ）。

1.1 清算

(1) 清算会社の機関

清算特定目的会社には，社員総会のほか，清算人及び監査役を置かなければならないが，解散前の特定目的会社におけるその余の機関に関する規律の適用はない（資産流動化法第166条）。

(2) 清算の登記の手続

清算人の登記の登記すべき事項は，清算人の氏名並びに代表清算人の氏名及び

住所とされた（資産流動化法第179条第1項，会社法第928条第1項）。

清算人の登記等の添付書面については，株式会社と同様とされた（資産流動化法第183条，商登法第46条，第73条から第75条まで）。

登録免許税額は，申請1件につき1万5000円である（登税法別表第一第25号（一）口）。

1.2 経過措置

(1) 職権による登記

特定目的会社の施行日における発行した特定出資の総口数は，特例有限会社についてと同様に，特定目的会社の特定資本の額を特定出資1口の金額で除して得た数とするとされた（整備法第221条第2項）。当該発行した特定出資の総口数については，施行日にその登記がされたものとみなされ，登記官が職権でその登記をしなければならないとされた（同条第39項，第52項，改正省令附則第7条第4項）。

また，登記すべき事項でなくなった事項（特定出資1口の金額，優先出資に係る登録機関の名称等）については，登記官が職権で抹消しなければならないとされた（改正省令附則第7条第1項第3号，第6号。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照）。

(2) 会計監査人に関する登記の申請

ア 会計監査人を置く旨の定め

整備法の施行の際現に旧資産流動化法第90条の会計監査人存置会社である特定目的会社の定款には，会計監査人を置く旨の定款の定めがあるものとみなすとされた（整備法第221条第18項）。

イ 会計監査人に関する登記の手續

(ア) 登記すべき事項

特定目的会社は，会計監査人設置会社である場合には，施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは，その時まで）に，本店の所在地において，会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称の登記をしなければならないとされた（整備法第221条第40項から第42項まで）。

(イ) 添付書面

登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（整備法第221条第54項，資産流動化法第183条，商登法第46条，第54条第2項）。

a 旧資産流動化法第90条第1項の会計監査人存置会社であることを証する書面

具体的には，旧資産流動化法第85条第4項の規定により会計監査人を

置かなければならない特定目的会社にあつては資産流動化計画等が、定款の定めにより会計監査人を置く特定目的会社にあつては定款が、これに該当する。

- b 会計監査人を選任した社員総会の議事録等
- c 会計監査人が就任を承諾したことを証する書面
- d 監査法人であるときは、当該監査法人の登記事項証明書
- e 監査法人でないときは、公認会計士であることを証する書面

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請 1 件につき 1 万 5 0 0 0 円である（登税法別表第一第 2 5 号（一）ロ）。

(3) その他

次に掲げる行為については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第 2 2 1 条第 1 項、第 7 項、第 1 2 項、第 2 5 項、第 2 7 項、第 2 9 項、第 3 1 項、第 3 2 項、第 3 5 項、第 5 1 項、第 5 3 項）。

- ア 施行日前に認証を受けた定款に係る特定目的会社の設立
- イ 施行日前に優先出資の発行の決議があつた場合におけるその優先出資の発行
- ウ 施行日前に募集の決定があつた転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の発行
- エ 施行日前に特定資本の増加の決議があつた場合におけるその特定資本の増加
- オ 施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する特定資本の減少
- カ 施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する優先資本の減少又は施行日前に旧資産流動化法第 1 1 8 条の 9 第 1 項の決定があつた場合における優先資本の減少
- キ 施行日前に生じた事由により解散した場合における清算等
- ク 上記のほか、施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項

第 9 旧特定目的会社の登記

1 特例旧特定目的会社の存続

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 9 7 号）の施行日（同年 1 1 月 3 0 日）前に成立した特定目的会社については、同法による改正後の規律（同月 2 9 日付け法務省民四第 2 6 7 9 号法務省民事局第四課長通知参照）の適用はなく、同法による改正前の規律（平成 1 0 年 8 月 3 1 日付け法務省民四第 1 6 0 6 号当職通達）がなお効力を有するとされて

いたが、当該特定目的会社であって整備法の施行の際現に存するものは、整備法による改正後の資産流動化法の規定による特定目的会社として存続するとされた（整備法第229条）。

2 資産流動化法の規定の特則

1により存続する特定目的会社のうち通常の特定期間会社への移行の登記（3参照）をしていないもの（以下「特例旧特定目的会社」という。整備法第230条第1項参照）については、資産流動化法の規定の適用があるが、次のような特則が定められた。

(1) 特定資産の流動化に係る業務の登録制

特例旧特定目的会社には、内閣総理大臣への届出により資産の流動化に係る業務を行うことができるとする規律の適用がなく、内閣総理大臣の登録を受けなければ、特定資産の流動化に係る業務を行ってはならないとされた（整備法第230条第1項、第2項）。

(2) 資産流動化計画

特例旧特定目的会社は、資産流動化計画において、資産対応証券に関する事項として、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債及び特定目的借入れに係る事項を定めることができないとされた（整備法第230条第12項）。

(3) 定款

特例旧特定目的会社の定款には、資産流動化法第16条第2項の事項のほか、資産流動化計画を記載しなければならないとされた（整備法第231条第4項）。

(4) 社員総会の議決権

特例旧特定目的会社の社員総会について、特定目的会社がその総株主の議決権の4分の1以上を有することその他の事由を通じて特定目的会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にある社員は議決権を有しないとする規律（資産流動化法第59条第1項）は、適用されないとされた（整備法第231条第30項）。

(5) 役員を選任及び解任についての議決権

特例旧特定目的会社において、優先出資社員は、原則として、取締役、代表取締役、会計参与及び監査役の選任及び解任について議決権を有するとされた（整備法第231条第38項、第44項、第45項）。

(6) 転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債

特例旧特定目的会社は、転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債を発行することができないとされた（整備法第232条第27項）。

(7) 定款の変更の手續

特例旧特定目的会社の定款の変更は、資産流動化計画に係る変更であってその

内容が内閣府令で定める軽微なものに該当する場合を除き，社員総会の決議によらなければならないとされた（整備法第232条第28項）。

当該社員総会の決議は，総特定社員の半数以上であって，総特定社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない，議決権を行使することのできない特定社員がある場合には，これを算入しない（整備法第232条第29項）。

なお，次に掲げる事項に係る定款の変更は，次の場合を除き，することができずとされた（整備法第232条第30項）。

ア 資産流動化計画 変更の内容が内閣府令で定める軽微なものに該当する場合又は変更の内容が一般投資者の保護に反しないことが明らかなものとして内閣府令で定めるものに該当する場合（あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときに限る。）

イ 存続期間又は解散の事由 アの変更と同時に変更をする場合

(8) 特例旧特定目的会社の登記

特例旧特定目的会社の登記の手続については，転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債の登記がないこと（(6)参照）を除き，特定目的会社の登記の手続と同様である。

3 通常の特定期目的会社への移行

(1) 移行の手続

特例旧特定目的会社は，定款に記載された資産流動化計画に従って，優先出資の消却又は残余財産の分配並びに特定社債及び特定約束手形に係る債務の履行を完了したときは，その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない，当該届出をしたときは，社員総会の特殊決議をもって，新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行う旨の決議をすることができることとされた（整備法第234条第1項，第2項）。

特例旧特定目的会社は，当該社員総会の決議をしたときは，定款における資産流動化計画の記載を削除する定款の変更をしたものとみなすとされ（整備法第234条第3項），これによって，通常の特定期目的会社に移行することとなる。

(2) 移行の登記の手続

ア 登記期間等

特例旧特定目的会社が(1)の社員総会の決議をしたときは，本店の所在地においては2週間以内に，支店の所在地においては3週間以内に，当該特例旧特定目的会社について解散の登記をし，新たに特定目的会社としての設立の登記をしなければならない（整備法第234条第4項）。

これらの登記の申請は，特例有限会社の通常の株式会社への移行の場合と同

様に、同時にしなければならず、いずれかにつき却下事由があるときは、共に却下しなければならない（整備法第234条第7項、第9項）。

イ 特定目的会社としての設立の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、通常の特定期限会社としての設立の登記と同一の事項のほか、特定目的会社の成立の年月日並びに新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行う旨及びその年月日である（整備法第234条第5項）。

この場合の登記の登記記録例は、別紙記録例4の(2)による。

なお、特定目的会社の役員については任期の上限がないため、特例有限会社の移行による設立の登記とは異なり、現に存する役員の就任年月日を職権で記録する必要はない。

(イ) 添付書面

本店の所在地における特定目的会社としての設立の登記の申請書には、(1)の社員総会の議事録及び定款を添付しなければならない（資産流動化法第183条、商登法第46条、整備法第234条第6項）。

(ウ) 登録免許税額

特定目的会社としての設立の登記の登録免許税額は、申請1件につき、本店の所在地においては3万円、支店の所在地においては6000円である（登税法別表第一第25号（一）イ、（二）イ）。

ウ 特例旧特定目的会社についてする解散の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日であり、この登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならないとされた（資産流動化法第183条、商登法第71条第1項、改正省令第8条）。

この場合の登記の登記記録例は、別紙記録例4の(2)による。

(イ) 添付書面

添付書面を要しないとされた（整備法第234条第8項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき、本店の所在地においては1万5000円、支店の所在地においては6000円である（登税法別表第一第25号（一）ロ、（二）イ）。

4 経過措置

特例旧特定目的会社に係る経過措置に関しては、職権による登記（発行した特定出資の総口数の登記等。整備法第233条第7項、第19項等）、会計監査人に関する登記の申請（同条第8項から第10項まで、第21項）その他の事項につき、

特定目的会社に係る経過措置（第8の12参照）と同様である。

第10 農業協同組合等の登記

1 農業協同組合及び農業協同組合連合会

(1) 公告方法

農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下第10において「組合」と総称する。）の公告方法が法定され、組合は、公告方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない、そのほか、次のいずれかを定款で定めることができることとされた（農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第92条第1項、第2項本文）。

ア 官報に掲載する方法

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

ウ 電子公告

ただし、組合員の貯金若しくは定期積金の受入れ又は共済に関する施設に係る事業を行う組合にあっては、イ又はウのいずれかを定款で定めなければならないとされた（農協法第92条第2項ただし書）。

(2) 総会等の議事録

創立総会又は総会（総代会を含む。以下第10において同じ。）の議事録につき、議長並びに出席した理事及び経営管理委員の署名又は記名押印の法律上の義務（旧農協法第47条、第58条第7項、旧商法第244条第3項参照）は、廃止された。

(3) 出資組合の出資1口の金額の減少

出資組合（組合員又は会員に出資をさせる組合をいう。農協法第10条第2項参照）が出資1口の金額を減少する場合の債権者保護手続きにつき各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告を要しないとされた（農協法第49条第3項）。

この場合には、出資組合の出資1口の金額の減少による変更の登記の申請書には、公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付すれば足りる（農協法第88条第2項、第87条第3項参照）。

(4) 優先出資

組合員の貯金又は定期積金の受入れに係る事業を行う組合の発行する優先出資については、信用金庫と同様とされた（優先出資法第2条第1項第6号。第5の5参照）。

(5) 合併

ア 簡易合併の要件の緩和

出資組合か否かを問わず，合併によって消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下アにおいて同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては，その割合。以下アにおいて同じ。）を超えない場合であって，かつ，合併によって消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合には，合併後存続する組合において，総会に代えて，理事会（経営管理委員を置く組合にあっては，経営管理委員会）の議決を経ることで足りるとされた（農協法第65条の2第1項）。

ただし，合併後存続する組合の総組合員の6分の1以上の組合員（准組合員を除く。）が合併に反対する旨を当該組合に対し通知したときは，総会の議決を省略することはできない（農協法第65条の2第4項）。

イ 債権者保護手続

合併をする出資組合がしなければならない債権者保護手続については，改正後の出資1口の金額の減少の手続（(3)参照）と同様である（農協法第65条第4項，第49条第3項）。

(6) 農業協同組合連合会の権利義務の承継

会員が1人になった農業協同組合連合会の会員である組合は，当該農業協同組合連合会の権利義務を承継することができるが，その場合に出資組合である当事者がしなければならない債権者保護手続については，合併の手続（(5)のイ参照）と同様である（農協法第70条第2項，第65条第4項）。

2 農事組合法人

次の事項について，組合と同様とされた。

(1) 公告方法（農協法第92条。1の(1)のうち，ただし書以外の部分参照）

(2) 総会等の議事録（旧農協法第73条第2項，旧商法第244条第3項。創立総会及び経営管理委員に係る部分を除き，1の(2)参照）

ただし，総会の決議によって農事組合法人の理事を選任した場合における当該総会の議事録については，改正前と同様に，議長及び出席した理事の記名押印を要する場合がある（法登規第7条，商登規第61条第4項第1号）。

(3) 出資農事組合法人の出資1口の金額の減少（農協法第73条第2項，第49条第3項。1の(3)参照）

(4) 合併の場合の債権者保護手続（農協法第73条第4項，第65条第4項。1の(5)のイ参照）

なお，出資農事組合法人の株式会社への組織変更については，第3部の第7のと

おりである。

3 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会の公告方法及び総会等の議事録については、農事組合法人(2参照)と同様とされた。

4 経過措置

優先出資に関する経過措置は、信用金庫についてと同様である(整備法第214条。第5の7参照)。

このほか、次に掲げる行為については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた(整備法第350条第6項、第7項、第11項、第12項、第27項)。

- (1) 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する組合又は農事組合法人の出資1口の金額の減少
- (2) 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合(3)の簡易合併の場合を除く。)におけるその総会の決議を要する組合又は農事組合法人の合併
- (3) 施行日前に合併契約書が作成された総会の議決を経ないで行われる組合又は農事組合法人の合併
- (4) 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する農業協同組合連合会の権利義務の承継
- (5) 上記のほか、施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項

第11 漁業協同組合等の登記

1 漁業協同組合

(1) 公告方法

漁業協同組合(以下1において「組合」という。)の公告方法が法定され、組合は、公告方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならないが、そのほか、次のいずれかを定款で定めることができるとされた(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。)第121条第1項、第2項本文)。

ア 官報に掲載する方法

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

ウ 電子公告

ただし、組合員の貯金又は定期積金の受入れの事業を行う組合にあっては、イ又はウのいずれかを定款で定めなければならないとされた(水協法第121条第2項ただし書)。

(2) 総会等の議事録

創立総会又は総会（総代会を含む。漁業生産組合を除き、以下第11において同じ。）の議事録につき、議長並びに出席した理事及び経営管理委員の署名又は記名押印の法律上の義務（旧水協法第51条、第62条第6項、旧商法第244条第3項参照）は、廃止された。

(3) 出資組合の出資1口の金額の減少

出資組合（組合員に出資をさせる組合をいう。水協法第19条第2項参照）が出資1口の金額を減少する場合の債権者保護手続につき各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするときには、各別の催告を要しないとされた（水協法第53条第3項）。

この場合には、出資組合の出資1口の金額の減少による変更の登記の申請書には、公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付すれば足りる（水協法第116条第2項、第115条第3項参照）。

(4) 優先出資

組合員の貯金又は定期積金の受入れの事業を行う組合の発行する優先出資については、信用金庫と同様とされた（優先出資法第2条第1項第7号。第5の5参照）。

(5) 合併

ア 簡易合併の制度の創設

合併によって消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下アにおいて同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合。以下アにおいて同じ。）を超えない場合であつて、かつ、合併によって消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合には、合併後存続する組合において、総会に代えて、理事会（経営管理委員を置く組合にあつては、経営管理委員会）の議決を経ることで足りるとされた（水協法第69条の2第1項）。

ただし、合併後存続する組合の総組合員の6分の1以上の組合員（准組合員を除く。）が合併に反対する旨を当該組合に対し通知したときは、総会の議決を省略することはできない（水協法第69条の2第4項）。

イ 債権者保護手続

合併をする出資組合がしなければならない債権者保護手続については、改正

後の出資 1 口の金額の減少の手續 ((3)参照) と同様である (水協法第 6 9 条第 4 項 , 第 5 3 条第 3 項) 。

(6) 漁業協同組合連合会の権利義務の承継

会員が 1 人になった漁業協同組合連合会の会員である組合は , 当該漁業協同組合連合会の権利義務を承継することができるが , その場合に出資組合である当事者がしなければならない債権者保護手續については , 合併の手續 ((5)のイ参照) と同様である (水協法第 9 1 条の 3 第 2 項 , 第 6 9 条第 4 項) 。

2 漁業生産組合

次の事項について , 漁業協同組合と同様とされた。

(1) 公告方法 (水協法第 1 2 1 条。 1 の(1)のうち , ただし書以外の部分参照)

(2) 総会等の議事録 (旧水協法第 8 6 条第 2 項 , 第 4 項 , 旧商法第 2 4 4 条第 3 項。 経営管理委員に係る部分を除き , 1 の(2)参照)

ただし , 総会の決議によって漁業生産組合の理事を選任した場合における当該総会の議事録については , 改正前と同様に , 議長及び出席した理事の記名押印を要する場合がある (法登規第 7 条 , 商登規第 6 1 条第 4 項第 1 号) 。

(3) 出資組合の出資 1 口の金額の減少 (水協法第 8 6 条第 2 項 , 第 5 3 条第 3 項。 1 の(3)参照)

(4) 合併の場合の債権者保護手續 (水協法第 8 6 条第 4 項 , 第 6 9 条第 4 項。 1 の(5)のイ参照)

(5) 漁業協同組合連合会の権利義務の承継 (水協法第 9 1 条の 3。 1 の(6)参照)

3 漁業協同組合連合会

次のすべての事項について , 漁業協同組合と同様とされた。

(1) 公告方法 (水協法第 1 2 1 条。 1 の(1)参照)

(2) 総会等の議事録 (旧水協法第 9 2 条第 3 項 , 第 4 項 , 第 6 2 条第 6 項 , 第 5 1 条 , 旧商法第 2 4 4 条第 3 項。 1 の(2)参照)

(3) 出資組合の出資 1 口の金額の減少 (水協法第 9 2 条第 3 項 , 第 5 3 条第 3 項。 1 の(3)参照)

(4) 優先出資 (優先出資法第 2 条第 1 項第 7 号。 1 の(4)参照)

所属員の貯金又は定期積金の受入れの事業を行う漁業協同組合連合会の発行する優先出資については , 漁業協同組合と同様である。

(5) 合併 (水協法第 9 2 条第 5 項 , 第 6 9 条第 4 項 , 第 6 9 条の 2。 1 の(5)参照)
漁業協同組合連合会の簡易合併については , 旧組織再編成促進特別措置法第 2 2 条第 1 項の要件が緩和された。

(6) 漁業協同組合連合会の権利義務の承継 (水協法第 9 1 条の 3。 1 の(6)参照)

4 水産加工業協同組合

次のすべての事項について，漁業協同組合と同様とされた。

- (1) 公告方法（水協法第121条。1の(1)参照）
- (2) 総会等の議事録（旧水協法第96条第3項，第4項，第62条第6項，第51条，旧商法第244条第3項。経営管理委員に係る部分を除き，1の(2)参照）
- (3) 出資組合の出資1口の金額の減少（水協法第96条第3項，第53条第3項。1の(3)参照）
- (4) 優先出資（優先出資法第2条第1項第7号。1の(4)参照）
組合員の貯金又は定期積金の受入れの事業を行う水産加工業協同組合の発行する優先出資については，漁業協同組合と同様である。
- (5) 合併（水協法第96条第5項，第69条第4項，第69条の2。1の(5)参照）
- (6) 水産加工業協同組合連合会の権利義務の承継（水協法第100条第5項，第91条の3。1の(6)参照）

5 水産加工業協同組合連合会

次のすべての事項について，漁業協同組合と同様とされた。

- (1) 公告方法（水協法第121条。1の(1)参照）
- (2) 総会等の議事録（旧水協法第100条第3項，第4項，第62条第6項，第51条，旧商法第244条第3項。経営管理委員に係る部分を除き，1の(2)参照）
- (3) 出資組合の出資1口の金額の減少（水協法第100条第3項，第53条第3項。1の(3)参照）
- (4) 優先出資（優先出資法第2条第1項第7号。1の(4)参照）
所属員の貯金又は定期積金の受入れの事業を行う水産加工業協同組合連合会の発行する優先出資については，漁業協同組合と同様である。
- (5) 合併（水協法第100条第5項，第69条第4項，第69条の2。1の(5)参照）
水産加工業協同組合連合会の簡易合併については，旧組織再編成促進特別措置法第23条第1項の要件が緩和された。
- (6) 水産加工業協同組合連合会の権利義務の承継（水協法第100条第5項，第91条の3。1の(6)参照）

6 共済水産業協同組合連合会

次の事項について，漁業協同組合と同様とされた。

- (1) 公告方法（水協法第121条。1の(1)のうち，ただし書以外の部分参照）
- (2) 総会等の議事録（旧水協法第100条の6第3項，第4項，第62条第6項，第51条，旧商法第244条第3項。1の(2)参照）
- (3) 出資組合の出資1口の金額の減少（水協法第100条の6第3項，第53条第3項。1の(3)参照）

(4) 合併(水協法第100条の6第5項,第69条第4項,第69条の2。1の(5)参照)

7 経過措置

優先出資に関する経過措置は,信用金庫についてと同様である(整備法第214条。第5の7参照)。

このほか,次に掲げる行為については,その登記の登記事項を除き,なお従前の例によるとされ,その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても,なお従前の例によるとされた(整備法第354条第6項,第8項,第12項,第13項,第26項)。

- (1) 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する水産業協同組合の出資1口の金額の減少
- (2) 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する水産業協同組合の合併
- (3) 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の権利義務の承継
- (4) 上記のほか,施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項

第12 漁業信用基金協会の登記

1 公告方法の登記

公告方法の定めは,漁業信用基金協会の登記すべき事項とされた(組登令別表一)。

2 合併

漁業信用基金協会が合併をする場合の債権者保護手続につき各別の催告の省略の制度が創設され,公告を,官報のほか,公告方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってするとき,各別の催告を要しないとされた(中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)第55条第4項)。

この場合には,合併による変更又は設立の登記の申請書には,公告及び催告をしたことを証する書面に代えて,これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付すれば足りる(組登令第19条第3項,第20条)。

3 経過措置(公告方法の登記の申請)

(1) 登記期間

施行日に現に存する漁業信用基金協会は,施行日から6か月以内(最初に登記をすべき時が先であるときは,その時まで)に,公告方法の登記をしなければならないとされた(法務省関係整備政令第11条第7項から第9項まで)。

(2) 添付書面

登記の申請書には,定款を添付しなければならないとされた(法務省関係整備

政令第11条第11項)。

第13 農業信用基金協会の登記

農業信用基金協会の登記に関する改正は、漁業信用基金協会(第12参照)と同様である(農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)第48条の3第4項,組登令別表一,法務省関係整備政令第11条第7項から第11項まで)。

第14 森林組合等の登記

1 森林組合

(1) 公告方法

森林組合(以下1において「組合」という。)の公告方法が法定され,組合は,公告方法として,事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない,そのほか,次のいずれかを定款で定めることができることとされた(森林組合法(昭和53年法律第36号)第8条の2第1項,第2項)。

ア 官報に掲載する方法

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

ウ 電子公告

(2) 総会等の議事録

創立総会又は総会(総代会を含む。森林組合連合会を除き,以下第14において同じ。)の議事録につき,議長及び出席した理事の署名又は記名押印の法律上の義務(旧森林組合法第64条,第77条第8項,旧商法第244条第3項参照)は,廃止された。

(3) 出資組合の出資1口の金額の減少

出資組合(組合員に出資をさせる組合をいう。森林組合法第9条第3項参照)が出資1口の金額を減少する場合の債権者保護手続につき各別の催告の省略の制度が創設され,公告を,官報のほか,定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき,各別の催告を要しないとされた(森林組合法第66条第3項)。

この場合には,出資組合の出資1口の金額の減少による変更の登記の申請書には,公告及び催告をしたことを証する書面に代えて,これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付すれば足りる(組登令第17条第3項)。

(4) 合併

ア 簡易合併の制度の創設

合併によって消滅する組合の総組合員(准組合員を除く。以下アにおいて同じ。)の数が合併後存続する組合の総組合員の数の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては,その割合。以下アにおいて同じ。)を超えない場合であって,かつ,合併によって消滅する組合の

最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合には、合併後存続する組合において、総会に代えて、理事会の議決を経ることで足りるとされた(森林組合法第84条の2第1項)。

ただし、合併後存続する組合の総組合員の6分の1以上の組合員(准組合員を除く。)が合併に反対する旨を当該組合に対し通知したときは、総会の議決を省略することはできない(森林組合法第84条の2第4項)。

イ 債権者保護手続

合併をする出資組合がしなければならない債権者保護手続については、改正後の出資1口の金額の減少の手続((3)参照)と同様とされた(森林組合法第84条第4項,第66条第3項,組登令第19条第3項,第20条)。

(5) 森林組合連合会の権利義務の承継

会員が1人になった森林組合連合会の会員である組合は、当該森林組合連合会の権利義務を承継することができるが、その場合に出資組合である当事者がしなければならない債権者保護手続については、合併の手続((4)のイ参照)と同様とされた(森林組合法第108条の3第2項,第84条第4項,組登令第26条第3項,第19条第3項)。

2 生産森林組合

次の事項について、森林組合と同様とされた。

(1) 公告方法(森林組合法第8条の2。1の(1)参照)

(2) 総会等の議事録(旧森林組合法第100条第2項,第3項,旧商法第244条第3項。1の(2)参照)

ただし、総会の決議によって生産森林組合の理事を選任した場合における当該総会の議事録については、改正前と同様に、議長及び出席した理事の記名押印を要する場合がある(法登規第7条,商登規第61条第4項第1号)。

(3) 出資組合の出資1口の金額の減少(森林組合法第100条第2項,第66条第3項。1の(3)参照)

(4) 合併の場合の債権者保護手続(森林組合法第100条第4項,第84条第4項。1の(4)のイ参照)

3 森林組合連合会

次のすべての事項について、森林組合と同様とされた。

(1) 公告方法(森林組合法第8条の2。1の(1)参照)

(2) 総会等の議事録(旧森林組合法第109条第3項,第4項,第64条,第77条第8項,旧商法第244条第3項。1の(2)参照)

(3) 出資組合の出資1口の金額の減少(森林組合法第109条第3項,第66条第

3項。1の(3)参照)

(4) 合併(森林組合法第109条第5項,第84条第4項,第84条の2。1の(4)参照)

(5) 森林組合連合会の権利義務の承継(森林組合法第108条の3。1の(5)参照)

4 経過措置

次に掲げる行為については,その登記の登記事項を除き,なお従前の例によつてされ,その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても,なお従前の例によつてされた(整備法第381条第5項,第6項,第8項,第9項,法務省関係整備政令第11条第6項)。

(1) 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する森林組合,生産森林組合又は森林組合連合会の出資1口の金額の減少

(2) 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合における森林組合,生産森林組合又は森林組合連合会の合併

(3) 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する森林組合連合会の権利義務の承継

(4) 上記のほか,施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項

第15 農林中央金庫の登記

1 公告方法

農林中央金庫の公告方法が法定され,農林中央金庫は,公告方法として,時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告のいずれかを定款で定めなければならないとされた(農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第96条の2)。

また,公告方法の定めは,農林中央金庫の登記すべき事項とされた(組登令別表一)。

2 総会

総会(総代会を含む。以下第15において同じ。)の議事録につき,議長並びに出席した理事及び経営管理委員の署名又は記名押印の法律上の義務(旧農林中央金庫法第50条,旧商法第244条第3項参照)は,廃止された。

3 出資1口の金額の減少

農林中央金庫が出資1口の金額を減少する場合の債権者保護手続につき各別の催告の省略の制度が創設され,公告を,官報のほか,定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき,各別の催告を要しないとされた(農林中央金庫法第52条第3項)。

この場合には,農林中央金庫の出資1口の金額の減少による変更の登記の申請書

には、公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付すれば足りる（組登令第17条第3項）。

4 優先出資

農林中央金庫の発行する優先出資については、信用金庫と同様とされた（優先出資法第2条第1項第1号。第5の5参照）。

ただし、農林中央金庫の従たる事務所の所在地において登記すべき事項は簡略化されていないため、優先出資に関する登記は、従たる事務所の所在地においてもしなければならない（優先出資法施行令第11条第5項）。

5 合併

農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併については、第3部の第2のとおりである。

6 経過措置

(1) 公告方法の登記の申請

ア 登記期間

農林中央金庫は、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に、公告方法の登記をしなければならないとされた（法務省関係整備政令第11条第7項から第9項まで）。

イ 添付書面

登記の申請書には、定款を添付しなければならないとされた（法務省関係整備政令第11条第11項）。

(2) 優先出資に関する経過措置

優先出資に関する経過措置は、信用金庫についてと同様である（整備法第214条。第5の7参照）。

(3) その他

施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第389条第5項、法務省関係整備政令第11条第6項）。

第16 商工組合中央金庫の登記

商工組合中央金庫の発行する優先出資及びこれに関する経過措置については、信用金庫（第5の5及び7参照）と同様とされた（優先出資法第2条第1項第2号、整備法第214条）。

第17 中小企業等協同組合の登記

1 公告方法

中小企業等協同組合（以下第17において「組合」という。）の公告方法が法定

され、組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、官報に掲載する方法、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告のいずれかを定款で定めることができるとされた（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下第17において「協同組合法」という。）第33条第4項）。

2 総会等の議事録

創立総会又は総会（総代会を含む。以下第17において同じ。）の議事録につき、議長及び出席した理事の署名又は記名押印の法律上の義務（旧協同組合法第27条第6項、第54条、旧商法第244条第3項参照）は、廃止された。

3 理事会等の決議の省略の制度の創設

定款の定めに基づく理事会又は清算人会の決議の省略の制度が創設され（協同組合法第36条の6第4項、第69条）、この場合には、決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（中小企業等協同組合法施行規則（昭和30年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第1号）第3条の2第4項第1号）。

4 出資1口の金額の減少

出資1口の金額の減少の場合の債権者保護手続につき各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告を要しないとされた（協同組合法第56条の2第3項）。

この場合には、出資1口の金額の減少による変更の登記の申請書には、公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付すれば足りる（協同組合法第99条第2項）。

5 優先出資

信用協同組合又は協同組合連合会（会員の預金又は定期積金の受入れの事業を行うものに限る。）の発行する優先出資については、信用金庫と同様とされた（優先出資法第2条第1項第3号。第5の5参照）。

6 合併

(1) 合併の手続

ア 当事者

組合は、他の組合と合併をすることができる（協同組合法第63条）。

なお、信用協同組合と銀行又は他の種類の協同組織金融機関との合併については、第3部の第1のとおりである。

イ 合併契約

合併契約には、次に掲げる区分に応じ、次の事項を定めなければならないと

された。

(ア) 吸収合併（協同組合法第63条の2）

- a 当事者の名称及び住所
- b 吸収合併存続組合の地区及び出資1口の金額（企業組合にあっては，地区を除く。）
- c 吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
- d 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは，その定め
- e 効力発生日
- f その他主務省令で定める事項

(イ) 新設合併（協同組合法第63条の3）

- a 当事者の名称及び住所
- b 新設合併設立組合の事業，名称，地区，主たる事務所の所在地及び出資1口の金額（企業組合にあっては，地区を除く。）
- c 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
- d 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは，その定め
- e その他主務省令で定める事項

ウ 合併契約の承認

(ア) 吸収合併

吸収合併をする組合は，効力発生日の前日までに，総会の特別決議によって，合併契約の承認を受けなければならない（協同組合法第63条の4第3項，第63条の5第3項本文，第53条第2号）。

ただし，簡易合併の対象法人が拡大し，その要件も緩和され（旧組織再編成促進特別措置法第17条参照），吸収合併消滅組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の5分の1を超えない場合であって，かつ，吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の5分の1を超えない場合には，吸収合併存続組合における総会の決議を要しないとされた（協同組合法第63条の5第3項ただし書）。

なお，吸収合併存続組合の総組合員の6分の1以上の組合員が合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは，総会の決議を省略することはできない（協同組合法第63条の5第4項）。

(イ) 新設合併

新設合併をする組合は，総会の特別決議によって，合併契約の承認を受け

なければならない（協同組合法第63条の6第4項，第53条第2号）。

エ 新設合併設立組合の手続

合併によって組合を設立するには，各組合がそれぞれ総会の特別決議により組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し，役員を選任し，その他設立に必要な行為をしなければならず，理事会は，理事の中から代表理事を選定しなければならない（協同組合法第64条第2項，第4項，第36条の8第1項）。

なお，設立委員によって選任された理事及び監事の任期は，合併後最初の通常総会の日までである（協同組合法第64条第3項）。

オ 債権者保護手続

合併をする組合がしなければならない債権者保護手続については，改正後の出資1口の金額の減少の手続（4参照）と同様とされた（協同組合法第63条の4第4項，第63条の5第6項，第63条の6第4項）。

カ 合併の効力

吸収合併の効力は，登記の日ではなく，効力発生日又は行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日に生ずるとされた（協同組合法第65条第1項）。

新設合併の効力は，改正前と同様に，登記の日に生ずる（協同組合法第65条第2項）。

(2) 合併の登記の手続

ア 吸収合併による変更の登記

主たる事務所の所在地における吸収合併による変更の登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（協同組合法第102条）。

(ア) 行政庁の認可書又はその認証がある謄本（協同組合法第66条，第103条，商登法第19条）

(イ) 登記すべき事項の変更を証する書面

具体的には，次の書面等がこれに当たる。

a 吸収合併契約書

b 吸収合併存続組合の総会の議事録（簡易合併の場合には，理事会の議事録及び簡易合併の要件を満たすことを証する書面）

c 吸収合併存続組合の出資の総口数及び払込済出資総額の変更を証する書面

d 吸収合併消滅組合の総会の議事録

(ウ) 吸収合併存続組合及び吸収合併消滅組合における債権者保護手続に関する書面

(イ) 吸収合併消滅組合の登記事項証明書

イ 新設合併による設立の登記

主たる事務所の所在地における新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（協同組合法第102条の2）。

(ア) 行政庁の認可書又はその認証がある謄本（協同組合法第66条，第103条，商登法第19条）

(イ) 新設合併設立組合に関する次に掲げる書面

a 定款

b 代表権を有する者の資格を証する書面

具体的には、設立委員による理事の選任に関する書面、理事会の議事録及び代表理事の就任承諾書がこれに当たる。

c 出資の総口数及び出資の払込みのあったことを証する書面

(ウ) 新設合併消滅組合の手續に関する次に掲げる書面

a 新設合併消滅組合の登記事項証明書

b 債権者保護手續に関する書面

なお、当該登記の申請書には、新設合併契約書及び総会の議事録も添付するものとする。

7 組織変更

事業協同組合又は企業組合の株式会社への組織変更については、第3部の第8のとおりである。

8 経過措置

優先出資に関する経過措置は、信用金庫についてと同様である（整備法第214条。第5の7参照）。

このほか、次に掲げる行為については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手續についても、なお従前の例によるとされた（整備法第397条第2項，第6項，第20項）。

(1) 施行日前に総会の招集の手續が開始された場合における出資1口の金額の減少

(2) 施行日前に合併契約が締結された場合における組合の合併

第18 中小企業等協同組合法の規定を準用する法人の登記

1 輸出水産業組合

輸出水産業組合については、優先出資及び組織変更に関する部分を除き、中小企業等協同組合（第17参照）と同様とされた（輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）第20条，整備法第370条）。

2 輸出組合又は輸入組合

(1) 非出資組合への移行

出資輸出組合が定款を変更して非出資輸出組合に移行し、又は出資輸入組合が

定款を変更して非出資輸入組合に移行する場合の債権者保護手続きにつき、各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするときには、各別の催告を要しないとされた（輸出入取引法（昭和27年法律第299号）第17条第2項、第19条の6）。

(2) その他

輸出組合又は輸入組合について、1と同様とされた（輸出入取引法第15条第3項、第19条、第19条の6、整備法第406条）。

ただし、出資1口の金額の減少の手続き並びに合併の場合における簡易合併の手續及び債権者保護手續に関する改正は、出資輸出組合又は出資輸入組合に限って妥当するものとされた（輸出入取引法第19条第2項、第19条の6）。

3 協業組合、商工組合又は商工組合連合会

(1) 協業組合

協業組合について、1と同様とされた（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「団体組織法」という。）第5条の23、整備法第414条）。

なお、協業組合の株式会社への組織変更については、第3部の第8のとおりである。

(2) 商工組合又は商工組合連合会

ア 非出資組合への移行

出資組合が定款を変更して非出資組合に移行する場合の債権者保護手続きにつき各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするときには、各別の催告を要しないとされた（団体組織法第46条第3項）。

イ その他

商工組合及び商工組合連合会について、1と同様とされた（団体組織法第47条、整備法第414条）。

ただし、出資1口の金額の減少の手續及び合併の場合の債権者保護手續に関する改正は、出資組合に限って妥当するものとされた（団体組織法第47条第2項、第3項）。

4 鉱工業技術研究組合

鉱工業技術研究組合については、出資1口の金額の減少、優先出資、合併の場合における簡易合併及び債権者保護手續並びに組織変更に関する部分を除き、中小企業等協同組合（第17参照）と同様とされた（鉱工業技術研究組合法（昭和36年法律第81号）第9条第4項、第16条、整備法第418条）。

第19 会員商品取引所の登記

1 公告方法

会員商品取引所は、公告方法として、当該会員商品取引所の事務所の店頭に掲示する方法のほか、官報に掲載する方法、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告のいずれかを定款で定めることができるとされた（商品取引所法（昭和25年法律第239号）第11条第6項）。

2 会員総会等の議事録

創立総会又は会員総会の議事録につき、議長及び出席した理事の署名又は記名押印の法律上の義務（旧商品取引所法第13条第6項、第63条、旧商法第244条第3項参照）は、廃止された。

ただし、会員総会の決議によって理事長を選任した場合における当該会員総会の議事録については、改正前と同様に、議長及び出席した理事の記名押印を要する場合がある（法登規第7条、商登規第61条第4項第1号）。

3 代表権の範囲又は制限に関する定め

代表権の範囲又は制限に関する定めは、登記すべき事項でなくなり、代表者の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとされた（旧商品取引所法第20条第2項第8号、商品取引所法第58条、会社法第349条第5項）。

施行日に現にされている会員商品取引所の代表者の代表権の範囲又は制限に関する定め

4 合併

(1) 合併の手続

ア 当事者

会員商品取引所は、改正前と同様に、他の会員商品取引所と合併をすることができ、その場合には、吸収合併存続商品取引所又は新設合併設立商品取引所は、会員商品取引所でなければならない（商品取引所法第139条）。

なお、会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併については、第3部の第5のとおりである。

イ 合併契約の作成及び承認

会員商品取引所は、他の会員商品取引所と合併をするには、次に掲げる区分に応じ、合併契約において次の事項を定め、会員総会の特別決議を得なければならないとされた（商品取引所法第144条第4項、第144条の2第2項、第144条の3第4項、第61条）。

(ア) 吸収合併（商品取引所法第140条）

- a 当事者の名称及び住所
 - b 効力発生日その他主務省令で定める事項
- (イ) 新設合併（商品取引所法第141条）
- a 当事者の名称及び住所
 - b 新設合併設立会員商品取引所の目的，名称及び主たる事務所の所在地
 - c bのほか，新設合併設立会員商品取引所の定款で定める事項
 - d 新設合併設立会員商品取引所の理事長，理事及び監事となる者の氏名その他主務省令で定める事項

ウ 債権者保護手続

合併をする会員商品取引所がしなければならない債権者保護手続については，株式会社同士の合併の場合（会社法第789条等）と同様である（商品取引所法第144条第5項，第144条の2第3項，第144条の3第5項）。

エ 合併の効力

吸収合併の効力は，登記の日ではなく，効力発生日又は主務大臣の合併の認可を受けた日のいずれか遅い日に生ずるとされた（商品取引所法第148条第1項）。

新設合併の効力は，改正前と同様に，登記の日に生ずる（商品取引所法第148条第3項）。

オ 合併後の出資金の額

合併後の出資金の額その他の計算に関する事項は，商品取引所法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第60条の5から第60条の12までに定めるところによる（商品取引所法第154条第2項）。

(2) 合併の登記の手続

ア 吸収合併による変更の登記

主たる事務所の所在地における吸収合併存続会員商品取引所の変更の登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（商品取引所法第152条第1項，商登法第80条，商品取引所法施行令（昭和25年政令第280号）第9条の3）。

(ア) 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商品取引所法第29条，商登法第19条）

(イ) 吸収合併契約書

(ウ) 吸収合併存続会員商品取引所の手続に関する次に掲げる書面

- a 合併会員総会の議事録
- b 債権者保護手続に関する書面
- c 出資金の額が商品取引所法第154条第2項の規定に従って計上された

ことを証する書面

(I) 吸収合併消滅会員商品取引所の手続に関する次に掲げる書面

- a 吸収合併消滅会員商品取引所の登記事項証明書
- b 合併会員総会の議事録
- c 債権者保護手続に関する書面

イ 新設合併による設立の登記

主たる事務所の所在地における新設合併設立会員商品取引所の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商品取引所法第152条第1項、商登法第81条、商品取引所法施行令第9条の3）。

(A) 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商品取引所法第29条、商登法第19条）

(I) 新設合併契約書

(ウ) 新設合併設立会員商品取引所に関する次に掲げる書面

- a 定款
- b 代表権を有する者の資格を証する書面
具体的には、新設合併契約において定められた設立に際して理事長となる者の就任承諾書がこれに当たる。
- c 出資金の額が商品取引所法第154条第2項の規定に従って計上されたことを証する書面

(I) 新設合併消滅会員商品取引所の手続に関する次に掲げる書面

- a 新設合併消滅会員商品取引所の登記事項証明書
- b 新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録
- c 債権者保護手続に関する書面

(3) 経過措置

施行日前に合併契約書が作成された合併については、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第402条第4項、第18項）。

第20 有限責任事業組合契約の登記

有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項参照）における1の法人である組合員につき、その職務を行うべき者が複数ある場合には、持分会社の法人である代表社員について（平成18年4月26日付け法務省民商第1110号法務省民事局商事課長依命通知参照）と同様に、当該職務を行うべき者ごとに、各別に、組合員の名称及び住所並びに当該職務を行うべき者の氏名及び住所を記録するものとする。

この場合の登記の登記記録例は、別紙記録例5によるものとし、これに抵触する従

前の登記記録例（平成17年7月29日付け法務省民商第1713号当職通達の別紙記録例3の(1)のイ及びウ並びに4）は，変更するものとする。

第3部 異種の法人（会社を含む。）の合併等の登記

第1 金融機関の合併及び転換の登記

1 合併

(1) 合併の手続

ア 当事者

改正前と同様に，次に掲げる異種の金融機関は，合併をすることができるとされた（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年法律第86号。以下「合併転換法」という。）第3条第1項）。

(ア) 普通銀行及び長期信用銀行

(イ) 普通銀行及び協同組織金融機関（信用金庫，労働金庫又は信用協同組合をいう。以下第1において同じ。）

(ウ) 長期信用銀行及び協同組織金融機関

(I) 信用金庫及び労働金庫

(オ) 信用金庫及び信用協同組合

(カ) 労働金庫及び信用協同組合

なお，改正前と同様に，(イ)又は(ウ)の場合には，吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は，当該合併に係る銀行（普通銀行及び信用金庫の合併にあつては，普通銀行又は信用金庫）に限られるとされた（合併転換法第3条第2項）。

イ 合併契約

アの(イ)から(カ)までの場合において，合併契約には，次に掲げる区分に応じ，次の事項を定めなければならないとされた。

(ア) 銀行と協同組織金融機関との吸収合併であつて，吸収合併存続金融機関が銀行であるもの（合併転換法第9条。アの(イ)又は(ウ)参照）

a 吸収合併存続金融機関が銀行である旨並びに当事者の商号又は名称及び住所

b 吸収合併存続銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその出資に代わる株式等（株式又は金銭をいう。）を交付するときは，当該株式等についての次の事項

(a) 当該株式等が吸収合併存続銀行の株式であるときは，当該株式の数又はその数の算定方法並びに吸収合併存続銀行の資本金及び準備金の額に関する事項

(b) 当該株式等が金銭であるときは，当該金銭の額又はその算定方法

- c bの場合には，当該株式等の割当てに関する事項
- d 効力発生日
- (イ) 普通銀行と信用金庫との吸収合併であって，吸収合併存続金融機関が信用金庫であるもの（合併転換法第11条。アの(イ)参照）
 - a 吸収合併存続金融機関が信用金庫である旨並びに当事者の商号又は名称及び住所
 - b 吸収合併存続信用金庫が吸収合併消滅銀行の株主に対してその株式に代わる出資等（出資又は金銭をいう。）を交付するときは，当該出資等についての次の事項
 - (a) 当該出資等が吸収合併存続信用金庫の出資であるときは，当該出資の口数又はその算定方法並びに吸収合併存続信用金庫の資本金及び準備金の額に関する事項
 - (b) 当該出資等が金銭であるときは，当該金銭の額又はその算定方法
 - c bの場合には，当該出資等の割当てに関する事項
 - d 吸収合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは，吸収合併存続信用金庫が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法
 - e dの場合には，当該金銭の割当てに関する事項
 - f 効力発生日
- (ウ) 銀行と協同組織金融機関との新設合併であって，新設合併設立金融機関が銀行であるもの（合併転換法第13条。アの(イ)又は(ウ)参照）
 - a 新設合併設立金融機関が銀行である旨並びに当事者の商号又は名称及び住所
 - b 新設合併設立銀行の目的，商号，本店の所在地及び発行可能株式総数
 - c bのほか，新設合併設立銀行の定款で定める事項
 - d 新設合併設立銀行の設立時取締役又は設立時会計監査人の氏名又は名称
 - e 新設合併設立銀行が会計参与設置会社又は監査役設置会社である場合には，設立時会計参与又は設立時監査役の氏名又は名称
 - f 新設合併設立銀行が新設合併消滅金融機関の株主又は会員等に対して交付するその株式又は出資に代わる新設合併設立銀行の株式の数又はその数の算定方法並びに新設合併設立銀行の資本金及び準備金の額に関する事項
 - g fの株式の割当てに関する事項
 - h 新設合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは，新設合併設立銀行が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる新設合併設立銀行の新株予約権又は金銭の内容等

- i hの場合には，当該新株予約権又は金銭の割当てに関する事項
- (I) 普通銀行と信用金庫との新設合併であって，新設合併設立金融機関が信用金庫であるもの（合併転換法第15条。アの(イ)参照）
 - a 新設合併設立金融機関が信用金庫である旨並びに当事者の商号又は名称及び住所
 - b 新設合併設立信用金庫の事業，名称及び地区並びに事務所の名称及び所在地
 - c bのほか，新設合併設立信用金庫の定款で定める事項
 - d 新設合併消滅金融機関において選任した設立委員の氏名
 - e 新設合併設立信用金庫が新設合併消滅金融機関の株主又は会員等に対してその株式又は出資に代わる新設合併設立信用金庫の出資を交付するときは，当該出資の口数又はその算定方法並びに新設合併設立信用金庫の資本金及び準備金の額に関する事項
 - f eの場合には，当該出資の割当てに関する事項
 - g 新設合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは，新設合併設立信用金庫が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法
 - h gの場合には，当該金銭の割当てに関する事項
- (オ) 協同組織金融機関の吸収合併（合併転換法第17条。アの(イ)から(カ)まで参照）
 - a 吸収合併存続協同組織金融機関の種類並びに名称及び住所並びに吸収合併消滅協同組織金融機関の名称及び住所
 - b 吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその出資に代わる出資等を交付するときは，当該出資等についての次の事項
 - (a) 当該出資等が吸収合併存続協同組織金融機関の出資であるときは，当該出資の口数又はその算定方法並びに吸収合併存続協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項
 - (b) 当該出資等が金銭であるときは，当該金銭の額又はその算定方法
 - c bの場合には，当該出資等の割当てに関する事項
 - d 効力発生日
- (カ) 協同組織金融機関の新設合併（合併転換法第19条。アの(イ)から(カ)まで参照）
 - a 当事者の名称及び住所
 - b 新設合併設立協同組織金融機関の種類並びにその事業，名称及び地区並

びに事務所の名称及び所在地

c bのほか、新設合併設立協同組織金融機関の定款で定める事項

d 新設合併消滅金融機関において選任した設立委員の氏名

e 新設合併設立協同組織金融機関が新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその出資に代わる新設合併設立協同組織金融機関の出資を交付するときは、当該出資の口数又はその算定方法並びに新設合併設立協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

f eの場合には、当該出資の割当てに関する事項

ウ 銀行における合併契約の承認

(ア) 消滅銀行における承認

a 株主総会の特別決議

消滅銀行は、効力発生日等の前日までに、株主総会の特別決議によって、吸収合併契約又は新設合併契約の承認を受けなければならない（合併転換法第22条第1項、第2項）。

b 株主総会又は種類株主総会の特殊決議

次のいずれかの場合には、消滅銀行は、株主総会の特殊決議を得なければならないとされた（合併転換法第22条第3項）。

(a) 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が信用金庫である場合

(b) 消滅銀行が種類株式発行会社以外の公開会社である場合において、合併対価が譲渡制限株式であるとき

また、消滅銀行が種類株式発行会社である場合において、合併対価が譲渡制限株式等であるときは、当該合併は、当該譲渡制限株式等の割当てを受けるときの種類株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主総会の特殊決議がなければ、その効力を生じないとされた（合併転換法第22条第4項）。

c 特定株主を構成員とする株主総会の特殊決議

吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が信用金庫である場合において、消滅銀行の株主のうち、当該信用金庫の会員となる資格を有しないもの（以下第1において「特定株主」という。）があるときは、当該合併は、当該特定株主を構成員とする株主総会の特殊決議がなければ、その効力を生じない（合併転換法第22条第6項、第7項）。

(イ) 吸収合併存続銀行における承認

a 株主総会の特別決議

吸収合併存続銀行は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない（合併転換法第29

条第1項，第4項）。

b 種類株主総会の特別決議

合併対価として吸収合併存続銀行の譲渡制限株式を交付する場合には，吸収合併は，当該譲渡制限株式の種類株主総会の特別決議がなければ，その効力を生じないとされた（合併転換法第29条第3項，第5項）。

c 株主総会の決議を要しない場合

簡易合併の要件（旧合併転換法第7条第2項参照）が緩和され，吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する株式及び金銭の額の合計額が吸収合併存続銀行の純資産額として内閣府令により定まる額の5分の1（これを下回る割合を当該会社の定款で定めた場合にあっては，その割合）を超えない場合には，株主総会の決議を要しないとされた（合併転換法第30条第1項本文，金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和43年大蔵省令第27号。以下「合併転換令」という。）第6条，第7条）。

ただし，合併対価として吸収合併存続銀行の譲渡制限株式を交付する場合であって，吸収合併存続銀行が公開会社でないときは，株主総会の決議を省略することはできないとされた（合併転換法第30条第1項ただし書）。

なお，内閣府令で定める数の株式を有する株主が合併に反対する旨を吸収合併存続銀行に対し通知したときも，株主総会の決議を省略することはできない（合併転換法第30条第2項，合併転換令第8条）。

エ 協同組織金融機関における合併契約の承認

(ア) 消滅協同組織金融機関における承認

消滅協同組織金融機関は，効力発生日等の前日までに，総会（総代会を含む。以下第1において同じ。）の特別決議によって，吸収合併契約又は新設合併契約の承認を受けなければならない（合併転換法第35条第1項）。

(イ) 吸収合併存続協同組織金融機関における承認

吸収合併存続協同組織金融機関における合併契約の承認については，(ア)と同様である（合併転換法第41条）ほか，簡易合併の要件（旧組織再編成促進特別措置法第19条参照）が緩和され，消滅金融機関の総株主又は総会員等（労働金庫にあっては，個人会員を除く。）の数が吸収合併存続協同組織金融機関の総会員等の数の5分の1を超えない場合であって，かつ，消滅金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続協同組織金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額の5分の1を超えない場合には，総会の決議を要しないとされた（合併転換法第42条第1項）。

ただし、吸収合併存続協同組織金融機関の総会員等の6分の1以上の会員等（労働金庫にあっては、個人会員を除く。）が合併に反対する旨を吸収合併存続協同組織金融機関に対し通知したときは、総会の決議を省略することはできない（合併転換法第42条第2項）。

オ 新設合併設立金融機関の手続

(ア) 新設合併設立銀行の手続

合併契約において定められた新設合併設立銀行の設立時取締役は、その過半数の決定をもって、設立時代表取締役又は設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役を選定しなければならない（会社法第47条、第48条、合併転換法第33条第1項）。

(イ) 新設合併設立協同組織金融機関の手続

合併契約において定められた新設合併設立協同組織金融機関の設立委員は、共同して、定款の作成その他設立に関する行為を行い、理事及び監事を選任しなければならない（合併転換法第46条第1項）。また、理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない（信用金庫法第36条第4項、労働金庫法第38条第4項、中小企業等協同組合法第36条の8）。

なお、設立委員によって選任された理事及び監事の任期は、合併後最初の通常総会の日までである（合併転換法第46条第2項）。

カ 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告

消滅銀行は、会社法の規定による合併の場合と同様に、株券提供公告等の手続及び新株予約権証券提供公告等の手続をしなければならないとされた（合併転換法第53条第2項、会社法第219条第1項第6号、第293条第1項第3号）。

キ 債権者保護手続

(ア) 銀行における債権者保護手続

合併をする銀行は、合併をする旨等を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者等以外の知れている債権者（社債管理者がある場合には、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならないが、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告を要しない（合併転換法第26条、第31条）。

(イ) 協同組織金融機関における債権者保護手続

協同組織金融機関がしなければならない債権者保護手続も、(ア)とおおむね同様である（合併転換法第38条、第43条）。

ク 合併の効力

吸収合併の効力は、登記の日ではなく、効力発生日に生ずるとされた（合併転換法第10条、第12条、第18条）。

新設合併の効力は、改正前と同様に、登記の日に生ずる（合併転換法第14条、第16条、第20条）。

(2) 合併の登記の手續

ア 吸収合併による変更の登記

本店又は主たる事務所の所在地における吸収合併存続金融機関の変更の登記の申請書には、商登法第46条第3項及び第4項の書面のほか、次の書面を添付しなければならない（金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和43年政令第143号。以下「合併転換法施行令」という。）第32条第1項、第3項）。

(ア) 金融庁長官（吸収合併存続金融機関が労働金庫である場合には、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本

(イ) 吸収合併契約書

(ウ) 吸収合併存続金融機関の手續に関する次に掲げる書面

a 合併契約の承認に関する書面

合併契約の承認機関（(1)のウの(イ)及びエの(イ)参照）に応じ、株主総会、種類株主総会又は総会の議事録を添付しなければならない。

ただし、簡易合併の場合には、次の書面を添付すれば足りる。

(a) 取締役会又は理事会の決議があったことを証する書面（委員会設置会社において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があったときは、当該取締役会の決議及び当該決定があったことを証する書面）

(b) 簡易合併の要件を満たすことを証する書面（簡易合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合にあっては、株主総会の特別決議により承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

b 債権者保護手續に関する書面

c 吸収合併存続金融機関が銀行であるときは、資本金の額が合併転換法第50条の規定に従って計上されたことを証する書面

銀行は、会社計算規則の規定に従って資本金の額を計上しなければならないため、これを証する書面（商登法第80条第4号と同様の書面）を添付すれば足りる。

d 吸収合併存続金融機関が協同組織金融機関であるときは、出資の総口数及び総額（信用協同組合にあっては、払込済出資総額）の変更を証する書

面

(I) 吸収合併消滅金融機関の手續に関する次に掲げる書面

a 吸収合併消滅金融機関の登記事項証明書

b 合併契約の承認に関する書面

合併契約の承認機関（(1)のウの(ア)及びエの(ア)参照）に応じ、株主総会、種類株主総会、特定株主を構成員とする株主総会又は総会の議事録を添付しなければならない。

c 債権者保護手續に関する書面

d 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社であるときは、株券提供公告をしたことを証する書面（当該株式の全部について株券を発行していない場合にあつては、株主名簿その他の当該場合に該当することを証する書面。以下「株券提供公告等関係書面」という。）

e 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、新株予約権証券提供公告をしたことを証する書面（当該新株予約権について新株予約権証券を発行していない場合にあつては、新株予約権原簿その他の当該場合に該当することを証する書面。以下「新株予約権証券提供公告等関係書面」という。）

イ 新設合併による設立の登記

本店又は主たる事務所の所在地における新設合併設立金融機関の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（合併転換法施行令第32条第2項）。

(ア) 金融庁長官（新設合併設立金融機関が労働金庫である場合には、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本

(イ) 新設合併契約書

(ウ) 新設合併設立金融機関に関する次に掲げる書面

a 定款

b 新設合併設立金融機関が銀行であるときは、次に掲げる書面

(a) 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

(b) 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

(c) 新設合併設立金融機関が委員会設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

(d) 設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役（委員会設置会社にあつては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表

執行役)が就任を承諾したことを証する書面

(e) 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、会計参与等就任関係書面

(f) 特別取締役による議決の定めがあるときは、特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面

(g) 資本金の額が合併転換法第50条の規定に従って計上されたことを証する書面

銀行は、会社計算規則の規定に従って資本金の額を計上しなければならないため、これを証する書面(商登法第81条第4号と同様の書面)を添付すれば足りる。

c 新設合併設立金融機関が協同組織金融機関である場合には、次に掲げる書面

(a) 代表権を有する者の資格を証する書面

具体的には、設立委員による理事の選任に関する書面、理事会の議事録及び代表理事の就任承諾書がこれに当たる。

(b) 出資の総口数及び総額(信用協同組合にあっては、払込済出資総額)を証する書面

(I) 新設合併消滅金融機関の手續に関する次に掲げる書面

a 新設合併消滅金融機関の登記事項証明書

b 合併契約の承認に関する書面

合併契約の承認機関((1)のウの(ア)及びエの(ア)参照)に応じ、株主総会、種類株主総会、特定株主を構成員とする株主総会又は総会の議事録を添付しなければならない。

c 債権者保護手續に関する書面

d 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社であるときは、株券提供公告等関係書面

e 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等関係書面

2 転換

(1) 転換の手續

ア 当事者

改正前と同様に、金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関になることができる(合併転換法第4条)。

(ア) 長期信用銀行が普通銀行となること。

(イ) 普通銀行がその組織を変更して信用金庫となること。

- (ウ) 協同組織金融機関がその組織を変更して普通銀行となること。
- (I) 協同組織金融機関がその組織を変更して他の種類の協同組織金融機関となること。

イ 普通銀行が信用金庫となる転換（アの(イ)参照）

(ア) 転換計画

転換計画には，次の事項を定めなければならないとされた（合併転換法第56条）。

- a 転換後信用金庫の名称，業務及び地区
- b aのほか，転換後信用金庫の定款で定める事項
- c 転換後信用金庫の理事及び監事の氏名
なお，当該理事及び監事の任期は，転換後最初の通常総会の日までである（合併転換法第56条第6項）。
- d 転換後信用金庫が信用金庫法第38条の2第3項の特定金庫である場合には，会計監査人の氏名又は名称
- e 転換をする普通銀行の株主が取得する転換後信用金庫の出資の口数又はその算定方法及び当該出資の割当てに関する事項
- f 転換をする普通銀行の株主に金銭を交付するときは，その額又はその算定方法及び当該金銭の割当てに関する事項
- g 転換をする普通銀行が新株予約権を発行しているときは，転換後信用金庫が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法
- h gの場合には，当該金銭等の割当てに関する事項
- i 効力発生日

(イ) 転換計画の承認

a 株主総会の特殊決議

転換をする普通銀行は，効力発生日の前日までに，株主総会の特殊決議によって，転換計画の承認を受けなければならない（合併転換法第58条，第22条第1項，第3項各号列記以外の部分）。

b 特定株主を構成員とする株主総会の特殊決議

転換をする普通銀行の株主のうち特定株主があるときは，当該転換は，当該特定株主を構成員とする株主総会の特殊決議がなければ，その効力を生じない（合併転換法第58条，第22条第6項，第7項）。

(ウ) その他の手続

転換をする普通銀行において株券提供公告等の手続，新株予約権証券提供公告等の手続及び債権者保護手続をしなければならないことは，合併転換法

の規定による合併消滅銀行についてと同様である（合併転換法第65条第2項，第58条，第26条）。

(I) 転換の効力

転換の効力は，効力発生日に生ずる（合併転換法第57条第1項）。

ウ 協同組織金融機関が普通銀行となる転換（アの(ウ)参照）

(ア) 転換計画

転換計画には，次の事項を定めなければならないとされた（合併転換法第59条）。

a 転換後銀行の業務

b 転換後銀行の目的，商号，本店の所在地及び発行可能株式総数

c bのほか，転換後銀行の定款で定める事項

d 転換後銀行の取締役及び会計監査人の氏名又は名称

e 転換後銀行が会計参与設置会社又は監査役設置会社である場合には，会計参与又は監査役の氏名又は名称

f 転換をする協同組織金融機関の会員等が取得する転換後銀行の株式の数又はその数の算定方法等

g fの株式の割当てに関する事項

h 転換をする協同組織金融機関の会員等に対して金銭を交付するときは，その額又はその算定方法

i hの金銭の割当てに関する事項

j 効力発生日

(イ) 転換計画の承認その他の手続

転換計画の承認機関及び転換をする協同組織金融機関において債権者保護手続をしなければならないことは，合併転換法の規定による合併消滅協同組織金融機関についてと同様である（合併転換法第63条，第35条，第38条）。

(ウ) 転換の効力

転換の効力は，効力発生日に生ずる（合併転換法第60条第1項）。

エ 協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換（アの(I)参照）

(ア) 転換計画

転換計画には，次の事項を定めなければならないとされた（合併転換法第61条）。

a 転換後協同組織金融機関の種類，名称，業務及び地区

b aのほか，転換後協同組織金融機関の定款で定める事項

c 転換後協同組織金融機関の理事及び監事の氏名

なお、当該理事及び監事の任期は、転換後最初の通常総会の日までである（合併転換法第61条第4項）。

d 転換後協同組織金融機関が信用金庫法第38条の2第3項若しくは労働金庫法第41条の2第3項の特定金庫又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第5条の8第3項の特定信用協同組合等である場合には、会計監査人の氏名又は名称

e 転換をする協同組織金融機関の会員等が取得する転換後協同組織金融機関の出資の口数又はその算定方法等

f eの出資の割当てに関する事項

g 転換をする協同組織金融機関の会員等に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

h gの金銭の割当てに関する事項

i 効力発生日

(イ) 転換計画の承認その他の手続

転換計画の承認その他の手続については、ウの(イ)と同様である（合併転換法第63条）。

(ウ) 転換の効力

転換の効力は、効力発生日に生ずる（合併転換法第62条第1項）。

(2) 転換の登記の手続

本店又は主たる事務所の所在地における転換後金融機関についてする登記の申請書には、商登法第46条第3項の書面のほか、次の書面を添付しなければならない（合併転換法施行令第35条）。

ア 金融庁長官（転換後金融機関が労働金庫である場合には、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本

イ 転換計画書

ウ 定款

エ 転換計画の承認に関する書面

転換計画の承認機関（(1)のイの(イ)、ウの(イ)及びエの(イ)参照）に応じ、株主総会、特定株主を構成員とする株主総会又は総会の議事録を添付しなければならない。

オ 債権者保護手続に関する書面

カ 転換をする金融機関が株券発行会社であるときは、株券提供公告等関係書面

キ 転換をする金融機関が新株予約権を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等関係書面

ク 転換後金融機関が普通銀行であるときは、次に掲げる書面

(ア) 転換後金融機関の取締役(監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役)が就任を承諾したことを証する書面

(イ) 転換後金融機関の会計参与又は会計監査人を定めたときは、会計参与等就任関係書面

(ウ) 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

ケ 転換後金融機関が協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書面

(ア) 代表権を有する者の資格を証する書面

具体的には、設立委員による理事の選任に関する書面、理事会の議事録及び代表理事の就任承諾書がこれに当たる。

(イ) 出資の総口数及び総額(信用協同組合にあつては、払込済出資総額)を証する書面

3 経過措置

施行日前に合併契約書又は転換計画書が作成された合併又は転換については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によつてとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によつてとされた(整備法第200条第1項、第5項)。

第2 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の合併の登記

1 合併の手続に関する改正

(1) 当事者

改正前と同様に、農林中央金庫は、合併後存続する法人を農林中央金庫として、次の法人と吸収合併をすることができる(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号。以下「再編強化法」という。)第8条)。

ア 信用農業協同組合連合会(農林中央金庫の会員である農業協同組合連合会であつて、農協法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うもの)

イ 信用漁業協同組合連合会(農林中央金庫の会員である漁業協同組合連合会であつて、水協法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行うもの)

ウ 信用水産加工業協同組合連合会(農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合連合会であつて、水協法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行うもの)

(2) 簡易合併の要件の緩和

合併をする農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会((1)のアからウまでの法人をいう。)は、総会の特別決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない(再編強化法第9条)。

ただし、簡易合併の要件(旧組織再編成促進特別措置法第20条参照)が緩和

され、信用農水産業協同組合連合会の総会員（准会員等を除く。）の数が農林中央金庫の総会員の数の5分の1を超えない場合であって、かつ、信用農水産業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が農林中央金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の5分の1を超えない場合には、農林中央金庫における総会の決議を要せず、経営管理委員会の承認を受ければ足りるとされた（再編強化法第9条の2第1項）。

なお、農林中央金庫の総会員の6分の1以上の会員が合併に反対する旨を農林中央金庫に対し通知したときは、総会の決議を省略することはできない（再編強化法第9条の2第4項）。

(3) 債権者保護手続

合併をする農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会の債権者保護手続について、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告を要しないとされた（再編強化法第12条第2項）。

2 合併の登記に関する改正

1の(2)の簡易合併の場合には、合併による変更の登記の申請書に、農林中央金庫の合併総会の議事録に代えて、次の書面を添付しなければならないとされた（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成9年政令第8号）第5条第1項第3号、第2項）。

(1) 経営管理委員会の議事録

(2) 再編強化法第9条の2第1項の規定により総会の承認を要しないことを証する書面（合併に反対する旨を通知した会員がある場合にあっては、同条第4項の規定により総会の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

具体的には、改正前（旧金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成14年政令第394号）第7条参照）と同様に、次の書面がこれに当たる。

ア 農林中央金庫及び合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会の合併契約書の作成の日における総会員（准会員等を除く。）の数を証する書面

イ 農林中央金庫及び合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会の最終の貸借対照表

ウ 反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

3 経過措置

施行日前に合併契約書が作成された合併については、なお従前の例によつてされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例に

よるとされた（整備法第386条第1項，第6項）。

第3 保険業を営む株式会社等の組織変更及び合併の登記

1 組織変更

(1) 株式会社から相互会社への組織変更

ア 組織変更の手続

(ア) 組織変更計画の作成及び承認

保険業を営む株式会社は，相互会社となる組織変更をするには，おおむね改正前と同様に，組織変更計画を作成して次の事項を定め，株主総会の特別決議を得なければならない（保険業法第69条第1項から第4項まで）。

- a 組織変更後相互会社の基金の総額
- b 組織変更時に積み立てる準備金及び損失てん補準備金の額
- c 株主及び新株予約権者に対する補償に関する事項
- d 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項
- e 効力発生日その他内閣府令で定める事項

(イ) 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告

組織変更をする保険業を営む株式会社がしなければならない株券提供公告等の手続及び新株予約権証券提供公告等の手続については，株式会社から持分会社への組織変更の場合と同様とされた（保険業法第69条第6項，会社法第219条第1項第5号，第293条第1項第2号）。

(ウ) 債権者保護手続

組織変更をする保険業を営む株式会社がしなければならない債権者保護手続については，当該株式会社の資本金の額の減少の場合と同様とされた（保険業法第70条。第1部の第2の2の(1)参照）。

(I) 保険契約者総会

(ウ)の手続において，異議を述べた保険契約者の数又はその者の保険契約に係る内閣府令で定める金額が一定の割合を超えなかったときは，改正前とおおむね同様に，組織変更をする保険業を営む株式会社の取締役は，保険契約者総会を招集しなければならないが，保険契約者総会においては，組織変更後相互会社の定款その他組織に必要な事項を定めるとともに，取締役等を選任しなければならない（保険業法第73条から第76条まで）。

また，組織変更をする保険業を営む株式会社は，(ア)の決議により，保険契約者総会に代わるべき機関として，保険契約者総代会を置くことができる（保険業法第77条）。

(オ) 組織変更における基金の募集

組織変更後相互会社の基金について募集を要する場合には，組織変更をす

る保険業を営む株式会社は、改正前と同様に、その要する額について保険契約者総会又は保険契約者総代会が終結した後（これらの決議により(ア)の決議を変更した場合において、当該変更が株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、株主総会の特別決議による同意が得られた後）、遅滞なく、基金の募集をしなければならない（保険業法第78条）。この場合において、募集に係る基金の総額の払込みがあったときは、組織変更をする保険業を営む株式会社の取締役は、第2回の保険契約者総会又は保険契約者総代会を招集しなければならないが、組織変更後相互会社の取締役等は、当該基金の総額についてその引受け及び払込みがあったかどうかを調査し、これを報告しなければならない（同法第79条）。

なお、当該募集に係る基金の払込みについて、払込取扱機関の払込金保管証明の義務は、廃止された（保険業法第78条第3項、旧保険業法第77条第3項、第23条第4項、旧商法第189条参照）。

(カ) 組織変更の効力

組織変更の効力は、効力発生日に生ずる（保険業法第81条）。

イ 組織変更の登記の手續

主たる事務所の所在地における組織変更後相互会社についてする登記の申請書には、商登法第46条の書面のほか、次の書面を添付しなければならないとされた（保険業法第84条第2項）。

(ア) 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）

(イ) 組織変更計画書

(ウ) 定款

(エ) 株主総会及び保険契約者総会（保険契約者総代会を設けたときは、保険契約者総代会）の議事録

(オ) 保険業法の債権者保護手續に関する書面（同法第84条第2項第3号、第5号、第6号）

(カ) 組織変更をする保険業を営む株式会社が株券発行会社であるときは、株券提供公告等関係書面

(キ) 組織変更をする保険業を営む株式会社が新株予約権を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等関係書面

(ク) 組織変更後相互会社の取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

(ケ) 組織変更後の会計参与又は会計監査人を選任したときは、会計参与等就任関係書面

(コ) 基金の募集をしたときは、次に掲げる書面

- a 基金の拠出の申込み又はその総額の拠出を行う契約を証する書面
- b 基金の払込みがあったことを証する書面

(2) 相互会社から株式会社への組織変更

ア 組織変更の手續

(ア) 組織変更計画の作成及び承認

相互会社は、保険業を営む株式会社となる組織変更をするには、組織変更計画を作成して次の事項を定め、社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下(2)において同じ。）の特別決議を得なければならないとされた（保険業法第86条）。

- a 組織変更後株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- b aのほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項
- c 組織変更後株式会社の取締役の氏名
- d 組織変更後株式会社が会計参与設置会社、監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称
- e 組織変更をする相互会社の社員が取得する組織変更後株式会社の株式の数又はその数の算定方法並びに組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項
- f eの株式の割当てに関する事項
- g 組織変更をする相互会社の社員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法
- h gの金銭の割当てに関する事項
- i 株式の割当てにより生ずる1株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法等
- j iの株式を買い受けるときは、買受けの方法等
- k 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項
- l 効力発生日その他内閣府令で定める事項

(イ) 債権者保護手續

組織変更をする相互会社がしなければならない債権者保護手續については、相互会社の基金償却積立金の取崩しの場合と同様とされた（保険業法第88条。第2部の第7の4参照）。

(ウ) 組織変更における株式の発行

組織変更をする相互会社は、(ア)のeの株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社の株式を発行することができる（保険業法第92条）。

この場合の手続については、会社法と同様に、検査役の調査を要しない現物出資財産の範囲の拡大、払込取扱機関の払込金保管証明の義務の廃止等の改正が行われた（保険業法第96条の4、会社法第207条、旧保険業法第92条の2第2項、旧商法第189条参照）。

(I) 組織変更株式交換

組織変更をする相互会社は、改正前とおおむね同様に、組織変更に際して組織変更株式交換を行い、組織変更と同時に組織変更後株式会社の株式の全部を他の株式会社（以下「組織変更株式交換完全親会社」という。）に取得させることができる（保険業法第96条の5第1項）。

この場合には、組織変更計画及び組織変更株式交換契約において、次の事項も定めなければならないとされた（保険業法第96条の7）。

- a 組織変更をする相互会社及び組織変更株式交換完全親会社の名称及び商号並びに住所
- b 組織変更株式交換完全親会社が組織変更をする相互会社の社員に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次の事項
 - (a) 当該株式等が組織変更株式交換完全親会社の株式であるときは、当該株式の数又はその数の算定方法並びに当該組織変更株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - (b) 当該株式等が金銭であるときは、その額又はその算定方法
- c bの場合には、当該株式等の割当てに関する事項
- d (ア)のi及びjに掲げる事項
- e 効力発生日

なお、組織変更株式交換完全親会社がしなければならない株式交換契約の承認及び債権者保護手続については、会社法の株式交換の場合と同様である（保険業法第96条の5第3項）。

(オ) 組織変更株式移転

組織変更をする相互会社は、改正前とおおむね同様に、組織変更に際して組織変更株式移転を行い、組織変更と同時に組織変更後株式会社の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）に取得させることができる（保険業法第96条の8第1項）。

この場合には、組織変更計画において、次の事項も定めなければならないとされた（保険業法第96条の9第1項）。

- a 組織変更株式移転設立完全親会社の組織に関する(ア)のaからdまでの事項
- b 組織変更をする相互会社の社員等に対して交付する組織変更株式移転設

立完全親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに組織変更株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

c bの株式の割当てに関する事項

d 組織変更をする相互会社の社員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

e dの場合には、当該金銭の割当てに関する事項

f 他の組織変更をする相互会社又は株式会社と共同して組織変更株式移転により組織変更株式移転設立完全親会社を設立する場合には、その旨（当該株式会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる組織変更株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付するときは、その内容等を含む。）

なお、fの株式会社は、株券提供公告等の手続及び新株予約権証券提供公告等の手続をしなければならないとされた（保険業法第96条の9第4項、会社法第219条第1項第8号、第293条第1項第7号）。

(カ) 組織変更等の効力

組織変更及び組織変更株式交換の効力は、効力発生日に生ずる（保険業法第96条の11、第96条の12）。

ただし、組織変更株式移転をする場合には、組織変更及び組織変更株式移転の効力は、登記の日に生ずる（保険業法第96条の11第1項、第96条の13）。

イ 組織変更の登記の手続

(ア) 組織変更後株式会社の登記

本店の所在地における組織変更後株式会社についてする設立の登記の申請書には、商登法第46条の書面のほか、次の書面を添付しなければならないとされた（保険業法第96条の14第3項）。

a 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）

b 組織変更計画書

c 定款

d 相互会社の社員総会の議事録

e 組織変更後株式会社の取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

f 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、会計参与等就任関係書面

g 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

h 保険業法の債権者保護手続に関する書面（保険業法第96条の14第3項第7号から第9号まで）

- i 組織変更の際して株式を発行したときは、株式会社の募集株式の発行の場合に関する商登法第56条と同様の書面
- (イ) 組織変更株式交換完全親会社の登記
- 本店の所在地における組織変更株式交換完全親会社がする組織変更株式交換による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（保険業法第96条の14第4項）。
- a 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）
 - b 株式交換契約書
 - c 組織変更株式交換完全親会社の手続に関する次に掲げる書面
 - (a) 商登法第46条の書面
 - (b) 略式株式交換又は簡易株式交換の場合には、その要件を満たすことを証する書面
 - (c) 債権者保護手続に関する書面
 - (d) 資本金の額が会社法の規定に従って計上されたことを証する書面
 - d 組織変更株式交換をする相互会社の手続に関する次に掲げる書面
 - (a) 当該相互会社の登記事項証明書
 - (b) (ア)のaからiまでの書面
- (ウ) 組織変更株式移転設立完全親会社の登記
- 本店の所在地における組織変更株式移転設立完全親会社がする組織変更株式移転による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（保険業法第96条の14第5項）。
- a 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）
 - b 株式移転計画書
 - c 組織変更株式移転設立完全親会社に関する次に掲げる書面
 - (a) 定款
 - (b) 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
 - (c) 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面
 - (d) 組織変更株式移転設立完全親会社が委員会設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面
 - (e) 設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役（委員会設置会社にあつては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面
 - (f) 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、会計参与等

就任関係書面

- (g) 特別取締役による議決の定めがあるときは，特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面
- (h) 資本金の額が会社法の規定に従って計上されたことを証する書面
- d 組織変更株式移転をする相互会社等の手続に関する次に掲げる書面（保険業法施行令第12条の5第3項）
 - (a) 組織変更株式移転をする相互会社又は株式会社の登記事項証明書
 - (b) (ア)のaからiまでの書面
 - (c) (a)の相互会社又は株式会社における組織変更計画の承認に関する書面
 - (d) (a)の相互会社又は株式会社における債権者保護手続に関する書面
 - (e) (a)の株式会社が株券発行会社であるときは，株券提供公告等関係書面
 - (f) (a)の株式会社が新株予約権を発行している場合であって，その新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる組織変更株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付するときは，新株予約権証券提供公告等関係書面

2 合併

(1) 合併の手続

ア 当事者

改正前と同様に，相互会社は，保険業を営む株式会社と合併をすることができ，相互会社又は保険業を営む株式会社を吸収合併存続会社又は新設合併設立会社とすることができる（保険業法第159条）。

イ 合併契約

合併契約には，次に掲げる区分に応じ，次の事項を定めなければならないとされた。

(ア) 相互会社が存続する吸収合併（保険業法第162条第1項）

- a 当事者の商号及び名称並びに住所
- b 吸収合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する補償の方法
- c 吸収合併存続相互会社の準備金に関する事項
- d 吸収合併消滅株式会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項
- e 効力発生日
- f その他内閣府令で定める事項

(イ) 相互会社を設立する新設合併（保険業法第163条第1項）

- a 当事者の商号及び名称並びに住所
 - b 新設合併設立相互会社の目的，名称及び主たる事務所の所在地
 - c bのほか，新設合併設立相互会社の定款で定める事項
 - d 新設合併設立相互会社の設立時取締役の氏名
 - e 新設合併設立相互会社が会計参与設置会社，監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には，設立時会計参与，設立時監査役又は設立時会計監査人の氏名又は名称
 - f 新設合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する補償の方法
 - g 新設合併消滅相互会社の社員に対して交付すべき金銭の額を定めたときは，その定め
 - h 新設合併設立相互会社の準備金に関する事項
 - i 新設合併後における保険契約者の権利に関する事項
 - j その他内閣府令で定める事項
- (ウ) 株式会社が存続する吸収合併（保険業法第164条第1項）
- a 当事者の商号及び名称並びに住所
 - b 吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅相互会社の社員に対して株式等を交付するときは，当該株式等についての次の事項
 - (a) 当該株式等が吸収合併存続株式会社の株式であるときは，当該株式の数又はその数の算定方法並びに吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - (b) 当該株式等が金銭であるときは，当該金銭の額又はその算定方法
 - c bの場合には，当該株式等の割当てに関する事項
 - d 株式の割当てにより生ずる1株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法等
 - e dの株式を買い受けるときは，買受けの方法等
 - f 吸収合併消滅相互会社の基金の拠出者に対して交付すべき金銭の額を定めたときは，その定め
 - g 吸収合併消滅相互会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項
 - h 合併剰余金額に関する事項
 - i 効力発生日
 - j その他内閣府令で定める事項
- (イ) 株式会社を設立する新設合併（保険業法第165条第1項）
- a 当事者の商号及び名称並びに住所
 - b 新設合併設立株式会社の目的，商号，本店の所在地及び発行可能株式総

数

- c bのほか、新設合併設立株式会社の定款で定める事項
- d 新設合併設立株式会社の設立時取締役の氏名
- e 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社、監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の氏名又は名称
- f 新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅相互会社の社員に対して交付する新設合併設立株式会社の株式の数又はその数の算定方法
- g 新設合併設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- h fの株式の割当てに関する事項
- i 株式の割当てにより生ずる1株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法等
- j iの株式を買い受けるときは、買受けの方法等
- k 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる新設合併設立株式会社の新株予約権又は金銭の内容等
- l kの場合には、当該新株予約権又は金銭の割当てに関する事項
- m 新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅相互会社の基金の拠出者若しくは社員に対して交付すべき金額を定めたときは、その定め
- n 新設合併後における保険契約者の権利に関する事項
- o 合併剰余金額に関する事項
- p その他内閣府令で定める事項

ウ 株式会社における合併契約の承認

(ア) 消滅株式会社における承認

a 株主総会の特別決議

消滅株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、吸収合併契約又は新設合併契約の承認を受けなければならない（保険業法第165条の3第1項、第2項）。

b 株主総会又は種類株主総会の特殊決議

消滅株式会社が種類株式発行会社以外の公開会社である場合において、合併対価が譲渡制限株式であるときは、株主総会の特殊決議を得なければならないとされた（保険業法第165条の3第4項）。

また、新設合併消滅株式会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株

式の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主総会の特殊決議がなければ，その効力を生じないとされた（保険業法第165条の3第5項，第6項）。

(イ) 吸収合併存続株式会社における承認

a 株主総会の特別決議

吸収合併存続株式会社は，効力発生日の前日までに，株主総会の特別決議によって，吸収合併契約の承認を受けなければならない（保険業法第165条の10第1項，第2項）。

b 種類株主総会の特別決議

合併対価として吸収合併消滅相互会社の社員に吸収合併存続株式会社の譲渡制限株式を交付する場合には，吸収合併は，当該譲渡制限株式の種類株主総会の特別決議がなければ，その効力を生じないとされた（保険業法第165条の10第5項，第6項）。

c 株主総会の決議を要しない場合

簡易合併の要件（旧保険業法第159条第3項参照）が緩和され，吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付する株式及び金銭の額の合計額が吸収合併存続株式会社の純資産額として内閣府令により定まる額の5分の1（これを下回る割合を当該会社の定款で定めた場合にあっては，その割合）を超えない場合には，株主総会の決議を要しないとされた（保険業法第165条の11第1項本文，保険業法施行規則第101条の2の6）。

ただし，合併対価として吸収合併存続株式会社の譲渡制限株式を交付する場合であって，吸収合併存続株式会社が公開会社でないときは，株主総会の決議を省略することはできないとされた（保険業法第165条の11第1項ただし書）。

なお，内閣府令で定める数の株式を有する株主が合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社に対し通知したときも，株主総会の決議を省略することはできない（保険業法第165条の11第2項，保険業法施行規則第101条の2の7）。

エ 相互会社における合併契約の承認

相互会社は，効力発生日の前日までに，社員総会の特別決議によって，吸収合併契約又は新設合併契約の承認を受けなければならない（保険業法第165条の16，第165条の20）。

オ 新設合併設立会社の手続

合併契約において定められた新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の設立時取締役は，その過半数の決定をもって，設立時代表取締役又は設立

時委員，設立時執行役及び設立時代表執行役を選定しなければならない（会社法第47条，第48条，保険業法第165条の14第1項，第30条の10第6項，第165条の22第1項）。

カ 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告

消滅株式会社は，会社法の規定による合併の場合と同様に，株券提供公告等の手続及び新株予約権証券提供公告等の手続をしなければならないとされた（保険業法第165条の4第3項，会社法第219条第1項第6号，第293条第1項第3号）。

キ 債権者保護手続

(ア) 保険業を営む株式会社がしなければならない債権者保護手続については，当該株式会社の資本金の額の減少の場合と同様とされた（保険業法第165条の7，第165条の12。第1部の第2の2の(1)参照）。

(イ) 相互会社がしなければならない債権者保護手続についても，(ア)と同様とされた（保険業法第165条の17，第165条の20）。

ク 合併の効力

吸収合併の効力は，登記の日ではなく，効力発生日に生ずるとされた（保険業法第169条，第169条の3）。

新設合併の効力は，改正前と同様に，登記の日に生ずる（保険業法第169条の2，第169条の4）。

(2) 合併の登記の手続

ア 吸収合併による変更の登記

本店又は主たる事務所の所在地における吸収合併存続株式会社又は吸収合併存続相互会社の変更の登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（保険業法第170条第1項）。

(ア) 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）

(イ) 吸収合併契約書

(ウ) 吸収合併存続会社の手続に関する次に掲げる書面

a 商登法第46条の書面

b 吸収合併存続株式会社の簡易合併の場合には，その要件を満たすことを証する書面

c 保険業法の債権者保護手続に関する書面（同法第170条第1項第1号から第3号まで，商登法第80条第3号，保険業法施行令第17条の16）

d 吸収合併存続会社が株式会社であるときは，資本金の額が会社法の規定に従って計上されたことを証する書面

(エ) 吸収合併消滅会社の手続に関する次に掲げる書面

- a 吸収合併消滅会社の登記事項証明書
- b 吸収合併消滅会社が株式会社であるときは、合併契約の承認機関（(1)のウの(ア)参照）に応じ、株主総会又は種類株主総会の議事録
- c 吸収合併消滅会社が相互会社であるときは、社員総会の議事録（商登法第80条第7号、保険業法施行令第17条の16）
- d 保険業法の債権者保護手続に関する書面（同法第170条第1項第1号から第3号まで、商登法第80条第8号、保険業法施行令第17条の16）
- e 吸収合併消滅会社が株式会社である場合において、当該株式会社が株券発行会社であるときは、株券提供公告等関係書面
- f 吸収合併消滅会社が株式会社である場合において、当該株式会社が新株予約権を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等関係書面
- (オ) 合併契約において、保険契約（特定契約を除く。）について契約条件の変更を定める場合には、保険業法第254条第3項の公告をしたことを証する書面（同法第170条第1項第5号）
- イ 新設合併による設立の登記

本店又は主たる事務所の所在地における新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（保険業法第170条第2項）。

 - (ア) 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）
 - (イ) 新設合併契約書
 - (ウ) 新設合併設立会社に関する次に掲げる書面
 - a 定款
 - b 新設合併設立会社が株式会社である場合において、株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
 - c 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面
 - d 新設合併設立会社が委員会設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面
 - e 設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役（委員会設置会社にあつては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面
 - f 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、会計参与等就任関係書面
 - g 特別取締役による議決の定めがあるときは、特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面
 - h 新設合併設立会社が株式会社であるときは、資本金の額が会社法の規定

に従って計上されたことを証する書面

(I) 新設合併消滅会社の手続に関する次に掲げる書面

- a 新設合併消滅会社の登記事項証明書
- b 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、合併契約の承認機関（(1)のウの(ア)参照）に応じ、株主総会又は種類株主総会の議事録
- c 新設合併消滅会社が相互会社であるときは、社員総会の議事録（商登法第81条第7号、保険業法施行令第17条の16）
- d 保険業法の債権者保護手続に関する書面（同法第170条第2項、第1項第1号から第3号まで、商登法第81条第8号、保険業法施行令第17条の16）
- e 新設合併消滅会社が株式会社である場合において、当該株式会社が株券発行会社であるときは、株券提供公告等関係書面
- f 新設合併消滅会社が株式会社である場合において、当該株式会社が新株予約権を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等関係書面

(オ) アの(オ)の書面

3 経過措置

施行日前に組織変更計画書又は合併契約書が作成された組織変更又は合併については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によつてされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によつてされた（整備法第216条第33項、第62項）。

第4 証券会員制法人の組織変更及び合併の登記

1 組織変更

(1) 組織変更の手続

ア 組織変更計画の作成及び承認

会員証券取引所は、その組織を変更して株式会社証券取引所になるには、組織変更計画を作成して次の事項を定め、総会の特別決議を得なければならないとされた（証券取引法第101条の2）。

(ア) 組織変更後株式会社証券取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

(イ) (ア)のほか、組織変更後株式会社証券取引所の定款で定める事項

(ウ) 組織変更後株式会社証券取引所の取締役及び会計監査人の氏名又は名称

(I) 組織変更後株式会社証券取引所が会計参与設置会社又は監査役設置会社である場合には、会計参与又は監査役の氏名又は名称

(オ) 組織変更をする会員証券取引所の会員が取得する組織変更後株式会社証券取引所の株式の数又はその数の算定方法

(カ) (オ)の株式の割当てに関する事項

(キ) 組織変更をする会員証券取引所の会員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

(ク) (キ)の場合には、当該金銭の割当てに関する事項

(ケ) 組織変更後株式会社証券取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

(コ) 効力発生日その他内閣府令で定める事項

イ 債権者保護手続

組織変更をする会員証券取引所は、改正前と同様に、組織変更をする旨等を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない（証券取引法第101条の4）。

ウ 組織変更における株式の発行

組織変更をする会員証券取引所は、アの(オ)の株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社証券取引所の株式を発行することができる（証券取引法第101条の9）。

この場合の手続については、会社法と同様に、検査役の調査を要しない現物出資財産の範囲の拡大、払込取扱機関の払込金保管証明の義務の廃止等の改正が行われた（証券取引法第101条の10の7第3項、会社法第207条、旧証券取引法第101条の9第2項、旧商法第189条参照）。

エ 組織変更の効力

組織変更の効力は、効力発生日に生ずる（証券取引法第101条の13）。

オ 資本金の額

組織変更後株式会社証券取引所の資本金として計上すべき額は、組織変更の直前の会員証券取引所の基本金の額とされた（証券取引法第101条の7、証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令第6条の4）。

(2) 組織変更の登記の手続

本店の所在地における組織変更後株式会社証券取引所についてする設立の登記の申請書には、商登法第46条の書面のほか、次の書面を添付しなければならないとされた（証券取引法第101条の14第2項）。

ア 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）

イ 組織変更計画書

ウ 定款

エ 会員証券取引所の組織変更総会の議事録

オ 債権者保護手続に関する書面

カ 効力発生日における組織変更をする会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

なお，組織変更後株式会社証券取引所の株式の発行価額の総額が組織変更をする会員証券取引所に現に存する純資産額を上回ることができない旨の規律（旧証券取引法第101条の7第1項参照）が廃止されたため，純資産額に関する審査は要しない。

キ 組織変更後株式会社証券取引所の取締役（監査役設置会社にあつては，取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

ク 組織変更後株式会社証券取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは，会計参与等就任関係書面

ケ 株主名簿管理人を置いたときは，その者との契約を証する書面

コ 組織変更の際して株式を発行したときは，商登法第56条と同様の書面

2 合併

(1) 合併の手続

ア 当事者

改正前と同様に，会員証券取引所は，株式会社証券取引所と合併をすることができ，その場合には，吸収合併存続証券取引所又は新設合併設立証券取引所は，株式会社証券取引所でなければならない（証券取引法第136条）。

イ 合併契約

合併契約には，次に掲げる区分に応じ，次の事項を定めなければならないとされた。

(ア) 吸収合併（証券取引法第139条）

a 当事者の商号及び名称並びに住所

b 吸収合併存続株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して株式等を交付するときは，当該株式等についての次の事項

(a) 当該株式等が吸収合併存続株式会社証券取引所の株式であるときは，当該株式の数又はその算定方法並びに吸収合併存続株式会社証券取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

(b) 当該株式等が金銭であるときは，当該金銭の額又はその算定方法

c bの場合には，当該株式等の割当てに関する事項

d 効力発生日その他内閣府令で定める事項

(イ) 新設合併（証券取引法第139条の2）

a 当事者の商号及び名称並びに住所

b 新設合併設立株式会社証券取引所の目的，商号，本店の所在地及び発行可能株式総数

c bのほか，新設合併設立株式会社証券取引所の定款で定める事項

d 新設合併設立株式会社証券取引所の設立時取締役及び設立時会計監査人

の氏名又は名称

e 新設合併設立株式会社証券取引所が会計参与設置会社又は監査役設置会社である場合には、設立時会計参与又は設立時監査役の氏名又は名称

f 新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅会員証券取引所の会員又は新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社証券取引所の株式の数又はその数の算定方法並びに新設合併設立株式会社証券取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

g fの株式の割当てに関する事項

h 新設合併消滅株式会社証券取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社証券取引所が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる新設合併設立株式会社証券取引所の新株予約権又は金銭の内容等

i hの場合には、当該新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

ウ 会員証券取引所における合併契約の承認

合併により消滅する会員証券取引所は、総会の特別決議によって、吸収合併契約又は新設合併契約の承認を受けなければならない（証券取引法第139条の3第3項、第4項、第139条の5第3項、第4項）。

エ 株式会社証券取引所における合併契約の承認

(ア) 吸収合併存続株式会社証券取引所における承認

a 株主総会の特別決議

吸収合併存続株式会社証券取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない（証券取引法第139条の8第1項、第4項）。

b 種類株主総会の特別決議

合併対価として吸収合併消滅会員証券取引所の会員に吸収合併存続株式会社証券取引所の譲渡制限株式を交付する場合には、吸収合併は、当該譲渡制限株式の種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じないとされた（証券取引法第139条の8第3項、第5項）。

c 株主総会の決議を要しない場合

簡易合併の要件（旧証券取引法第136条第3項参照）が緩和され、吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する株式及び金銭の額の合計額が吸収合併存続株式会社証券取引所の純資産額として内閣府令により定まる額の5分の1（これを下回る割合を当該会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、株主総会の決議を要しないとされた（証券取引法第139条の9第1項本文、証券取引所及び証券取引

所持株会社に関する内閣府令第25条の10)。

ただし、合併対価として吸収合併存続株式会社証券取引所の譲渡制限株式を交付する場合であって、吸収合併存続株式会社証券取引所が公開会社でないときは、株主総会の決議を省略することはできないとされた(証券取引法第139条の9第1項ただし書)。

なお、内閣府令で定める数の株式を有する株主が合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社証券取引所に対し通知したときも、株主総会の決議を省略することはできない(証券取引法第139条の9第2項、証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令第25条の11)。

(イ) 新設合併消滅株式会社証券取引所における承認

a 株主総会の特別決議

新設合併消滅株式会社証券取引所は、株主総会の特別決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない(証券取引法第139条の15第1項、第2項)。

b 株主総会又は種類株主総会の特殊決議

新設合併消滅株式会社証券取引所が種類株式発行会社以外の公開会社である場合において、合併対価が譲渡制限株式であるときは、株主総会の特殊決議を得なければならないとされた(証券取引法第139条の15第3項)。

また、新設合併消滅株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合において、合併対価が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式(譲渡制限株式を除く。)の種類株主総会の特殊決議がなければ、その効力を生じないとされた(証券取引法第139条の15第4項、第5項)。

オ 新設合併設立株式会社証券取引所の手続

合併契約において定められた新設合併設立株式会社証券取引所の設立時取締役は、その過半数の決定をもって、設立時代表取締役又は設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役を選定しなければならない(会社法第47条、第48条、証券取引法第139条の20第1項)。

カ 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告

新設合併消滅株式会社証券取引所は、会社法の規定による合併の場合と同様に、株券提供公告等の手続及び新株予約権証券提供公告等の手続をしなければならないとされた(証券取引法第144条第1項、会社法第219条第1項第6号、第293条第1項第3号)。

キ 債権者保護手続

合併をする会員証券取引所又は株式会社証券取引所がしなければならない債権者保護手続については、会員証券取引所において電子公告をすることができないことを除き、株式会社同士の合併の場合（会社法第789条等）と同様である（証券取引法第139条の3第5項、第6項、第139条の5第5項、第6項、第139条の12、第139条の19）。

ク 合併の効力

吸収合併の効力は、登記の日ではなく、効力発生日に生ずるとされた（証券取引法第142条第2項）。

新設合併の効力は、改正前と同様に、登記の日を生ずる（証券取引法第142条第4項）。

ケ 資本金の額

合併に際しての計算に関する事項は、証券取引所及び証券取引所持株会社に關する内閣府令第27条の5及び第27条の9に定めるところによる（証券取引法第143条第2項）。

(2) 合併の登記の手続

ア 吸収合併による変更の登記

本店の所在地における吸収合併存続株式会社証券取引所の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（証券取引法第145条第2項、商登法第80条、証券取引法施行令第19条の3の10第2項）。

(ア) 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第19条）

(イ) 吸収合併契約書

(ウ) 吸収合併存続株式会社証券取引所の手続に関する次に掲げる書面

a 商登法第46条の書面

b 吸収合併存続株式会社証券取引所の簡易合併の場合には、その要件を満たすことを証する書面

c 債権者保護手続に関する書面

d 資本金の額が証券取引法第143条第2項の規定に従って計上されたことを証する書面

(エ) 吸収合併消滅会員証券取引所の手続に関する次に掲げる書面

a 吸収合併消滅会員証券取引所の登記事項証明書

b 吸収合併消滅会員証券取引所の合併総会の議事録

c 債権者保護手続に関する書面

イ 新設合併による設立の登記

本店の所在地における新設合併設立株式会社証券取引所の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（証券取引法第145条第2項、

商登法第 8 1 条，証券取引法施行令第 1 9 条の 3 の 1 0 第 2 項）。

(7) 官庁の許可書又はその認証がある謄本（商登法第 1 9 条）

(イ) 新設合併契約書

(ウ) 新設合併設立株式会社証券取引所に関する次に掲げる書面

- a 定款
- b 株主名簿管理人を置いたときは，その者との契約を証する書面
- c 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは，これに関する書面
- d 新設合併設立株式会社証券取引所が委員会設置会社であるときは，設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面
- e 設立時取締役，設立時監査役及び設立時代表取締役（委員会設置会社にあつては，設立時取締役，設立時委員，設立時執行役及び設立時代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面
- f 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは，会計参与等就任関係書面
- g 特別取締役による議決の定めがあるときは，特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面
- h 資本金の額が証券取引法第 1 4 3 条第 2 項の規定に従って計上されたことを証する書面

(I) 新設合併消滅法人の手續に関する次に掲げる書面

- a 新設合併消滅法人の登記事項証明書
- b 新設合併消滅株式会社証券取引所における株主総会又は種類株主総会の議事録
- c 新設合併消滅会員証券取引所の合併総会の議事録
- d 債権者保護手續に関する書面
- e 新設合併消滅株式会社証券取引所が株券発行会社であるときは，株券提供公告等関係書面
- f 新設合併消滅株式会社証券取引所が新株予約権を発行しているときは，新株予約権証券提供公告等関係書面

3 経過措置

施行日前に合併契約書又は組織変更計画書が作成された合併又は組織変更については，その登記の登記事項を除き，なお従前の例によるとされ，その場合における添付書面その他の登記に関する手續についても，なお従前の例によるとされた（整備法第 1 8 1 条第 9 項，第 2 1 項）。

第 5 会員商品取引所の組織変更及び合併の登記

会員商品取引所の組織変更及び合併並びにこれらの登記の手続については、次の点を除き、会員証券取引所について（第4参照）と同様である。

- 1 組織変更又は合併の場合の債権者保護手続につき、各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告を要しないこと（商品取引所法第124条第3項、第144条第5項、第144条の3第5項、第144条の10、第144条の17）。
- 2 組織変更又は吸収合併の効力は、効力発生日又は主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に生ずること（商品取引所法第135条、第148条第1項）。

第6 金融先物会員制法人の組織変更の登記

金融先物会員制法人の組織変更及びその登記の手続については、会員証券取引所について（第4の1及び3参照）と同様である（金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第34条の5以下）。

第7 出資農事組合法人の組織変更の登記

1 組織変更の手続

(1) 組織変更計画の作成及び承認

出資農事組合法人は、その組織を変更して株式会社になるには、組織変更計画を作成して次の事項を定め、総会の特別の議決により、その承認を受けなければならないとされた（農協法第73条の3）。

ア 組織変更後株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

イ アのほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

ウ 組織変更後株式会社の取締役の氏名

エ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社、監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

オ 組織変更をする農事組合法人の組合員が取得する組織変更後株式会社の株式の数又はその数の算定方法

カ オの株式の割当てに関する事項

キ 組織変更をする農事組合法人の組合員に対して金銭を支払うときは、その額又はその算定方法

ク キの場合には、当該金銭の割当てに関する事項

ケ 効力発生日その他政令で定める事項

(2) 債権者保護手続

組織変更の場合の債権者保護手続につき各別の催告の省略の制度が創設され、公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告を要しないとされた（農協法第73

条の3第5項，第49条第3項）。

(3) 組織変更の効力

組織変更の効力は，効力発生日に生ずる（農協法第73条の11）。

2 組織変更の登記の手續

本店の所在地における組織変更後株式会社についてする設立の登記の申請書には，商登法第46条の書面のほか，次の書面を添付しなければならないとされた（農協法第91条）。

(1) 組織変更計画書

(2) 定款

(3) 出資農事組合法人の総会の議事録

(4) 組織変更後株式会社の取締役（監査役設置会社にあつては，取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

(5) 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは，会計参与等就任関係書面

(6) 株主名簿管理人を置いたときは，その者との契約を証する書面

(7) 債権者保護手續に関する書面

3 経過措置

(1) 株式会社への組織変更

施行日前に総会の招集の手續が開始された場合におけるその総会の決議を要する出資農事組合法人の株式会社への組織変更については，その登記の登記事項を除き，なお従前の例によつてされ，その場合における添付書面その他の登記に関する手續についても，なお従前の例によつてされた（整備法第350条第13項，第27項）。

(2) 有限会社への組織変更

出資農事組合法人の有限会社への組織変更について施行日前に行った総会の決議その他の手續は，施行日前に当該組織変更の効力が生じない場合には，その効力を失うとされた（整備法第350条第14項）。

第8 事業協同組合等の組織変更の登記

1 組織変更の手續

(1) 組織変更計画の作成及び承認

事業協同組合，企業組合又は協業組合（以下第8において「組合」という。）は，その組織を変更して株式会社になるには，組織変更計画を作成して次の事項を定め，総会の特別の議決により，その承認を受けなければならないとされた（団体組織法第100条の4）。

ア 組織変更後株式会社の目的，商号，本店の所在地及び発行可能株式総数

- イ アのほか，組織変更後株式会社の定款で定める事項
- ウ 組織変更後株式会社の取締役の氏名
- エ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社，監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には，会計参与，監査役又は会計監査人の氏名又は名称
- オ 組織変更をする組合の組合員が取得する組織変更後株式会社の株式の数又はその数の算定方法
- カ オの株式の割当てに関する事項
- キ 組織変更をする組合の組合員に対して金銭を交付するときは，その額又はその算定方法
- ク キの場合には，当該金銭の割当てに関する事項
- ケ 組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- コ 効力発生日
- サ その他主務省令で定める事項

(2) 債権者保護手続

組織変更の場合の債権者保護手続につき各別の催告の省略の制度が創設され，公告を，官報のほか，定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするときは，各別の催告を要しないとされた（団体組織法第100条の5第4項）。

(3) 組織変更の効力

組織変更の効力は，効力発生日に生ずる（団体組織法第100条の10）。

2 組織変更の登記の手続

本店の所在地における組織変更後株式会社についてする設立の登記の申請書には，商登法第46条の書面のほか，次の書面を添付しなければならないとされた（団体組織法第100条の14）。

(1) 組織変更計画書

(2) 定款

(3) 組合の総会の議事録

(4) 組織変更後株式会社の取締役（監査役設置会社にあつては，取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

(5) 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは，会計参与等就任関係書面

(6) 株主名簿管理人を置いたときは，その者との契約を証する書面

(7) 団体組織法第100条の5第1項の規定による公告をしたことを証する書面

(8) 債権者保護手続に関する書面

3 経過措置

(1) 株式会社への組織変更

施行日前に組織変更計画書が作成された組合の株式会社への組織変更については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によりとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によりとされた(整備法第414条第6項、第20項)。

(2) 有限会社への組織変更

組合の有限会社への組織変更について施行日前に行った総会の決議その他の手続は、施行日前に当該組織変更の効力が生じない場合には、その効力を失うとされた(整備法第414条第7項)。

第4部 その他

第1 類似商号規制の廃止等

1 類似商号規制の廃止

会社のほか、投資法人、信用金庫その他の法人についても、すべて類似商号規制が廃止された(旧商法第19条、旧商登法第27条、旧信用金庫法第6条第3項、第85条等参照)。

2 商号の仮登記制度の廃止

会社のほか、投資法人、相互会社及び特定目的会社(整備法第230条第1項の特例旧特定目的会社を含む。)についても、すべて商号の仮登記制度が廃止された(旧投信法第182条等、旧商登法第35条から第41条まで参照)。

ただし、施行日前にされた商号の仮登記(施行日前にされた申請に係るものを含む。)についての予定期間の伸長、商号の仮登記の抹消、供託金の取戻し及び国庫への帰属等については、なお従前の例によりとされた(整備法第192条第38項等、法務省関係整備政令第2条)。

3 同一の所在場所における同一の商号等の登記の禁止

会社のほか、他の法人についても、すべて同一の所在場所において同一の商号又は名称の登記をすることができないことが明らかにされた(中間法人法第151条等、商登法第27条)。

第2 共同代表及び共同代理の制度の廃止

1 共同代表の制度の廃止

改正省令附則第7条第1項第2号に掲げる法人について、代表者の共同代表の制度が廃止され、これに伴い登記すべき事項でなくなった共同代表に関する規定の登記は、登記官が職権で抹消しなければならないとされた(同号。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照)。

ただし、中間法人(中間法人法第45条第3項、第103条第3項等)並びに管理組合法人及び団地管理組合法人(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法

律第69号)第49条第4項,第66条)については,代表者の共同代表及びその登記の制度が存置された。

なお,代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合の当該定めが登記すべき事項とされている法人については,改正前と同様に,その定めの内容として,数人の理事等が共同して法人を代表すべき旨を登記することができる(組登令別表一委託者保護会員制法人の欄等)。

2 代理人の共同代理の制度の廃止

改正省令附則第7条第1項第1号に掲げる法人について,すべて参事その他の代理人の共同代理の制度が廃止され,これに伴い登記すべき事項でなくなった共同代理に関する規定の登記は,登記官が職権で抹消しなければならないとされた(同号。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照)。

第3 従たる事務所の所在地において登記すべき事項の簡略化等

1 従たる事務所の所在地において登記すべき事項の簡略化

次に掲げる法人の支店又は従たる事務所の所在地において登記すべき事項は,商号又は名称,本店又は主たる事務所の所在場所及び支店又は従たる事務所(当該登記所の管轄区域内にあるものに限る。)に限定された。

(1) 信用金庫及び信用金庫連合会

(2) 労働金庫及び労働金庫連合会

(3) 相互会社

(4) 特定目的会社(整備法第230条第1項の特例旧特定目的会社を含む。)

(5) 農業協同組合,農業協同組合連合会,農事組合法人及び農業協同組合中央会

(6) 漁業協同組合,漁業生産組合,漁業協同組合連合会,水産加工業協同組合,水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会

(7) 輸出水産業組合

(8) 商工組合中央金庫

(9) 中小企業等協同組合,中小企業団体中央会,輸出組合,輸入組合,協業組合,商工組合,商工組合連合会及び鉱工業技術研究組合

2 主たる事務所の移転の登記

1に掲げる法人の本店又は主たる事務所の移転の登記に際しては,会社の本店移転の登記と同様に,新所在地を管轄する登記所の管轄区域内に既に支店又は従たる事務所の登記があるときは,その法人の登記記録を閉鎖しなければならない(法登規第7条,特登規第3条,商登規第65条第4項)。

その余の法人(会社を除く。)並びに投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合については,改正前と同様である(法登規第8条第1項参照)。

3 経過措置

(1) 職権による抹消

1の改正に伴い、支店又は従たる事務所の所在地において登記すべき事項でなくなった事項については、登記官が職権で抹消しなければならないとされた（改正省令附則第7条第2項。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照）。

(2) 参事その他の代理人の登記の移記

1に掲げる法人のうち参事その他の代理人の登記があるものについて、施行日前に支店又は従たる事務所の所在地でした当該代理人の登記は、その登記をした日に本店又は主たる事務所の所在地でしたものとみなされ、登記官が、職権で、当該登記及び印鑑に係る記録を本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に移さなければならないとされた（整備法第194条第24項等、改正省令附則第7条第5項、第6項。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照）。

別紙

1 銀行等の登記

- (1) 電子公告を公告方法とする銀行が中間貸借対照表等の公告アドレスを別に定めた場合（銀行法施行規則第36条の2第2項）

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-bank.co.jp/koukoku/index.html 貸借対照表の公告 http://www.dai-ichi-bank.co.jp/kessan/index.html 中間貸借対照表等の公告 http://www.dai-ichi-bank.co.jp/kessan/index.html	平成19年10月 1日設定
		平成19年10月 8日登記

〔注〕 銀行持株会社については、「中間連結貸借対照表等の公告」とする。

- (2) 日刊新聞紙を公告方法とする銀行が中間貸借対照表等に係る情報の提供を受けるために必要な事項（ウェブページのアドレス）を定めた場合（銀行法第57条の4）

中間貸借対照表等に 係る情報の提供 を受けるために必 要な事項	http://www.dai-ichi-bank.co.jp/kessan/index.html	平成19年10月 1日設定
		平成19年10月 8日登記

〔注〕 銀行持株会社についても、銀行と同様とする。

2 投資法人の登記

(1) 会計監査人の責任の免除についての規約の定めを設けた場合（投信法第166条第2項第13号）

執行役員等の投資法人に対する責任の免除に関する規定	会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、法令の限度において会計監査人の責任を免除することができる。 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
---------------------------	---

(2) 会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての規約の定めを設けた場合（投信法第166条第2項第14号）

会計監査人の投資法人に対する責任の制限に関する規定	当法人は、会計監査人との間に賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、規約で定めた額の範囲内であらかじめ当法人が定めた額と投資信託及び投資法人に関する法律第115条の6第3項の乗じて得た額とのいずれか高い額とする 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
---------------------------	---

3 協同組織金融機関（信用金庫等）の登記

(1) 優先出資証券発行協同組織金融機関である旨の定めを設定した場合

優先出資証券発行 協同組織金融機関 である旨の定め	当法人は優先出資証券発行協同組織金融機関である。 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
---------------------------------	--

〔注〕整備法施行時に現に優先出資を発行している協同組織金融機関については、優先出資証券発行協同組織金融機関である旨の登記が職権でされ、「平成17年法律第87号第214条の規定により平成18年5月 日登記」（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第45条第1項第4号、整備法第214条第23項）と記録される。

(2) 優先出資証券発行協同組織金融機関である旨の定めを廃止した場合

優先出資証券発行 協同組織金融機関 である旨の定め	当法人は優先出資証券発行協同組織金融機関である。 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
	 平成20年12月 1日廃止 平成20年12月 8日登記

4 特定目的会社の登記

(1) 発行した特定出資の総口数を増加した場合

発行した特定出資 の総口数	60口	
	80口	平成19年10月 1日変更 ----- 平成19年10月 8日登記

〔注〕 整備法施行時に現に存する特定目的会社については、特定資本金の額を特定出資1口の金額で除して得た数が、発行した特定出資の総口数として職権で登記される。その際には「平成17年法律第87号第221条の規定により平成18年5月 日登記」と記録される。

(2) 通常の特定目的会社への移行の登記

特定目的会社としての設立の登記

商号	第一特定目的会社
本店	東京都千代田区九段北一丁目1番1号
公告の方法	東京都において発行される日本新聞に掲載して する。
会社成立の年月日	平成10年9月7日
目的	1 第一信用銀行の有する資産の証券化を行う 2 前号に付帯する一切の事業
特定資本金の額	金300万円
発行した特定出資 の総口数	60口
役員に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 取締役 甲野太郎
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 取締役 乙野次郎
	東京都新宿区新宿三丁目1番1号 取締役 丙野三郎
	代表取締役 甲野太郎
	代表取締役 乙野次郎
	東京都渋谷区代官山町2番地 監査役 丁野五郎
支店	1 大阪市北区若松町15番地
存続期間	平成29年3月31日まで
登記記録に関する 事項	平成19年10月1日通常の特定目的会社に移行したことによる設立 平成19年10月 8日登記

特例旧特定目的会社についてする解散の登記

登記記録に関する 事項	平成19年10月1日通常の特定目的会社に移行したことにより解散 平成19年10月 8日登記 平成19年10月 8日閉鎖
----------------	---

5 有限責任事業組合の登記

(1) 法人である組合員の職務を行うべき者を1名選任していた場合において、新たにその職務を行うべき者を1名追加して選任した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日加入 ----- 平成19年12月10日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都大田区蒲田三丁目2番1号 職務執行者 乙野次郎	平成20年 4月 1日職務 執行者就任 ----- 平成20年 4月 8日登記

(2) 法人である組合員の職務を行うべき者を複数選任していた場合において、職務を行うべき者の1名が辞任した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日加入 ----- 平成19年12月10日登記
	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> <u>組合員</u> 株式会社甲野商店 <u>東京都大田区蒲田三丁目2番1号</u> <u>職務執行者</u> 乙野次郎	平成19年12月 3日加入 ----- 平成19年12月10日登記
		平成20年 4月 1日職務 執行者辞任 -----
		平成20年 4月 8日登記

(3) 法人である組合員の商号を変更し、本店を移転すると同時に、その職務を行うべき者が住所を移転した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号	平成19年12月 3日加入
	組合員 <u>株式会社甲野商店</u>	-----
	東京都世田谷区若林四丁目13番18号	平成19年12月10日登記
	職務執行者 <u>甲野太郎</u>	-----
東京都中央区日本橋通一丁目1番1号	平成20年 4月 1日株式会社甲野商店の商号変更，本店移転等	
組合員 <u>甲野商事株式会社</u>	-----	
横浜市中区山下町10番地	-----	
職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成20年 4月 8日登記	

(注) 組合員の商号の変更又は本店移転の原因項目と併せ、職務を行うべき者の氏名の変更又は住所移転の原因項目の記入を要する場合には、組合員の商号の変更又は本店移転の原因項目の後に「等」と記入する。